

554-146



1200501509847

554

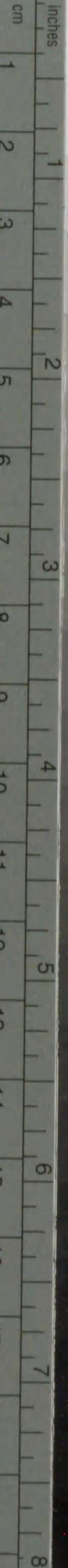
146

Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak


A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19




Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue	Cyan	Green	Yellow	Red	Magenta	White	3/Color	Black





5x5

二本松藩史

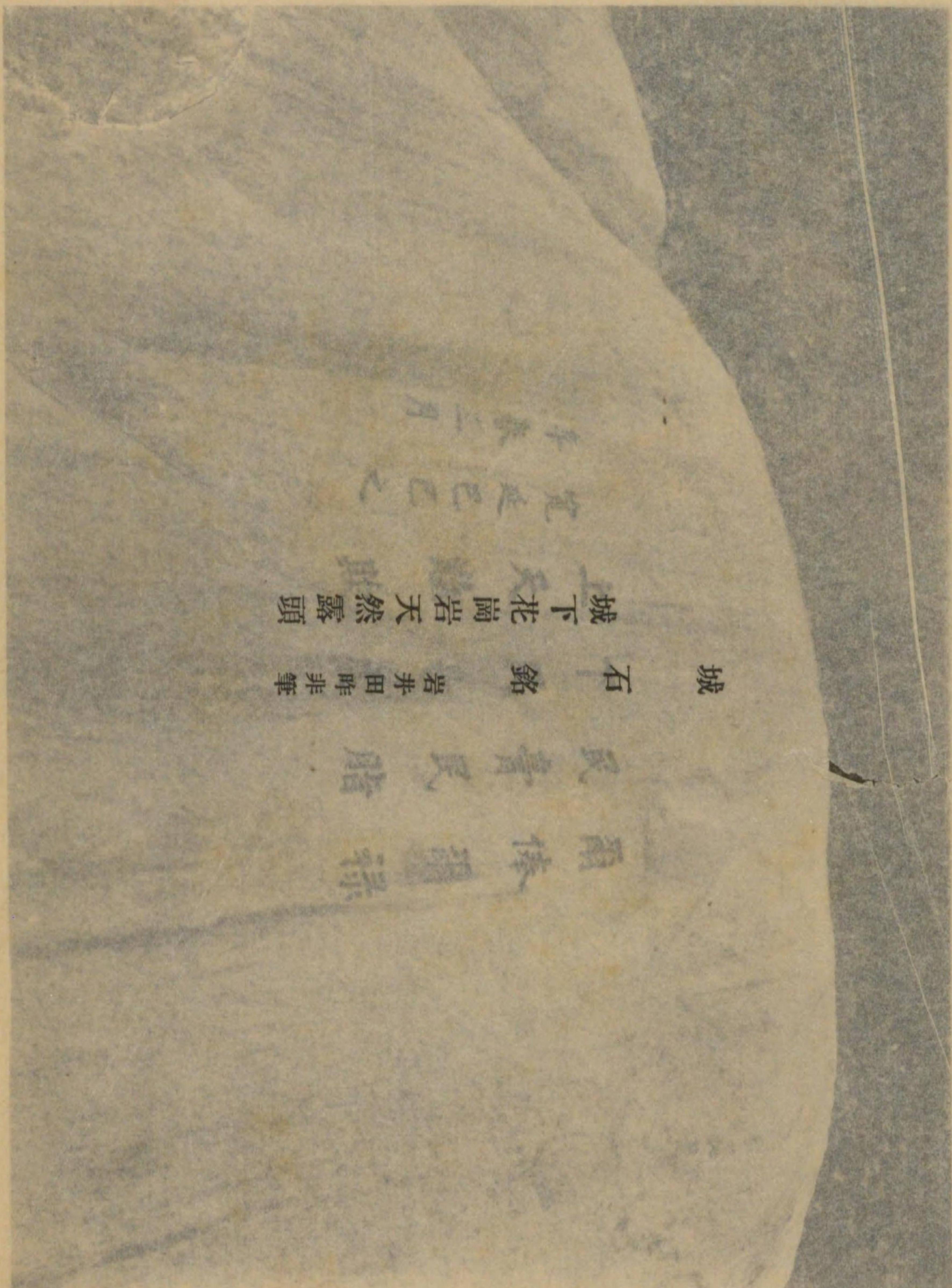
二本松藩史刊行會編

554
146



661054

宋孝宗 或名魁 作上卷 較版
何致 作上 天 難 欺



城 石 銘 岩 井 田 昨 非 筆

城下花崗岩天然露頭

民 膏 民 脂

爾 俸 爾 祿

定 是 已 之
年 春 二 月

554
146

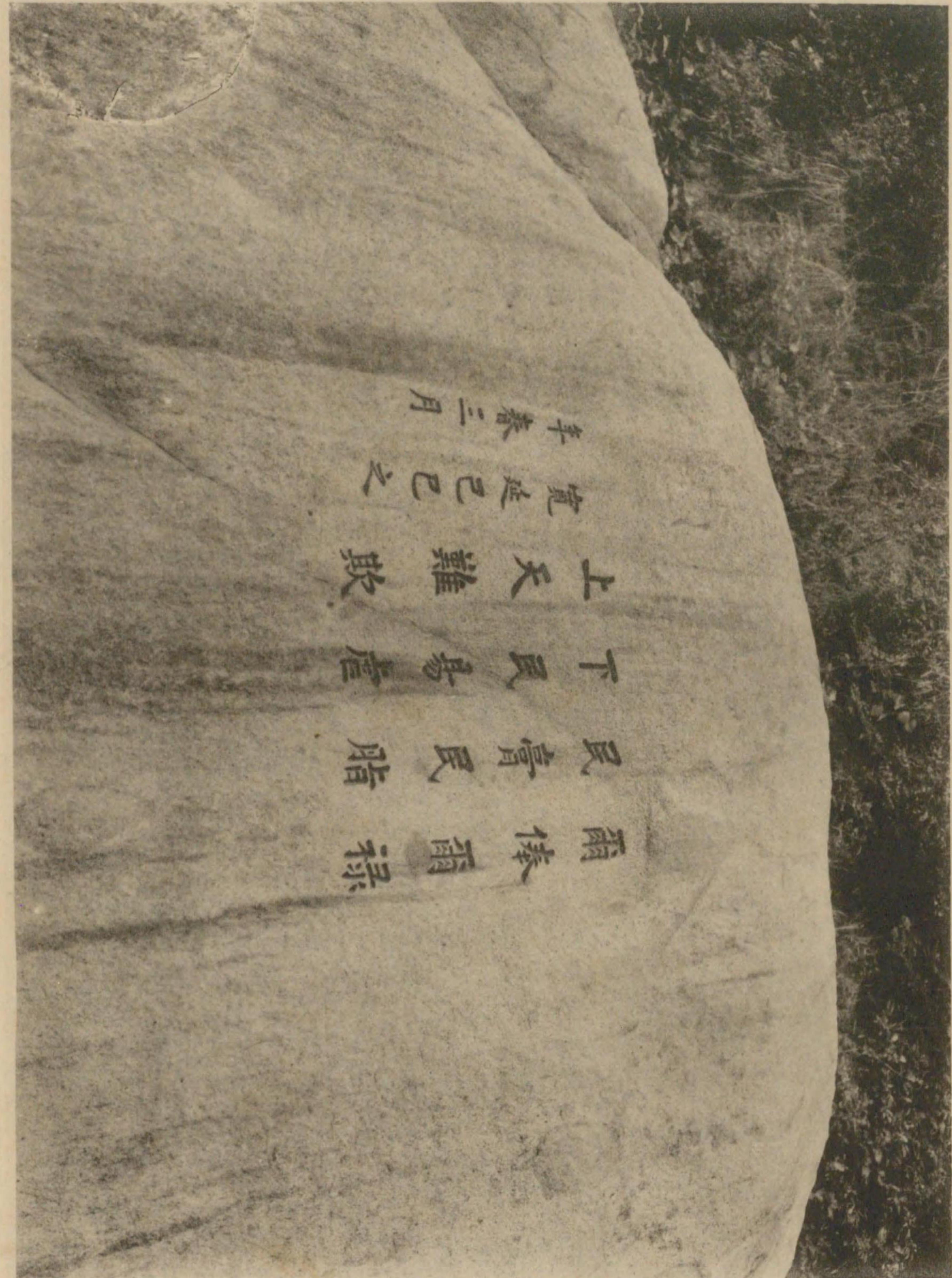
嶺下井崗岩天然覆頂

嶺下井崗岩天然覆頂



661054

宋太宗戒石銘 作上蒼難欺
齊敬 作上天難欺



爾俸爾祿

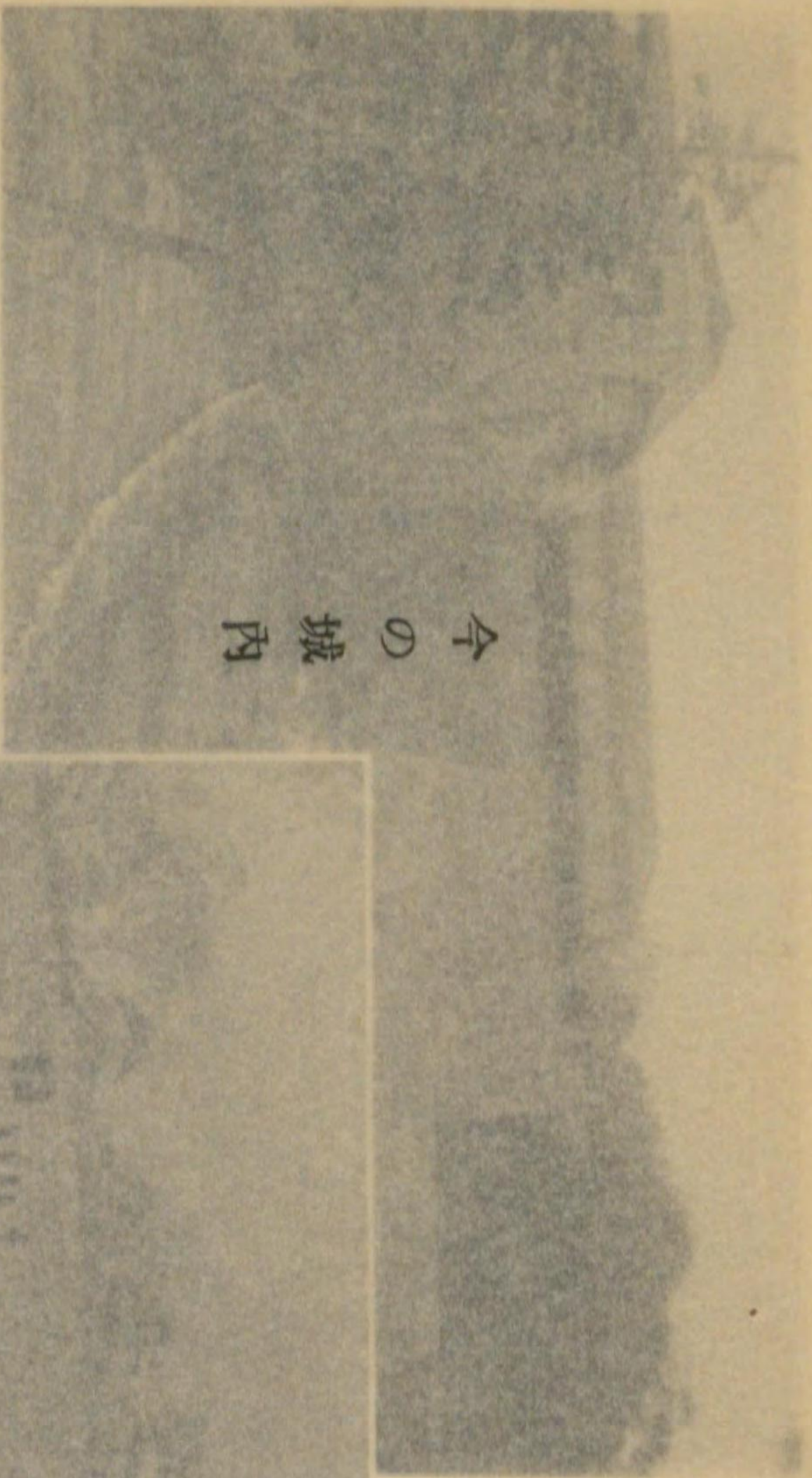
民膏民脂

下民易虐

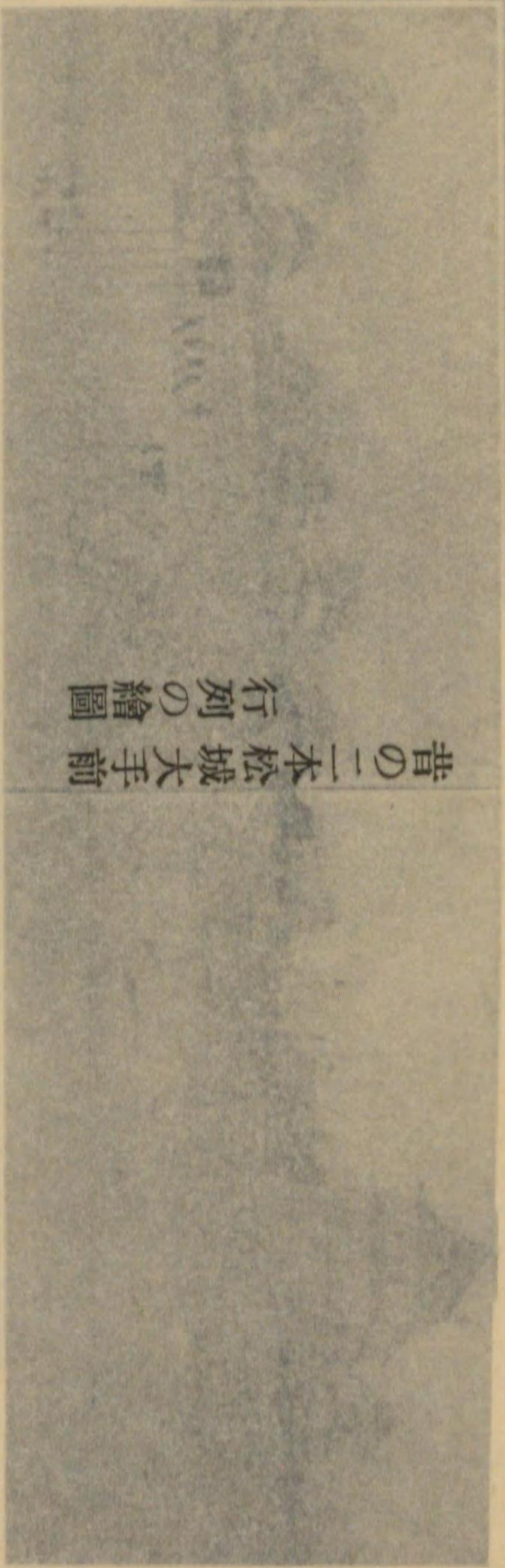
上天難欺

寃延已巳之

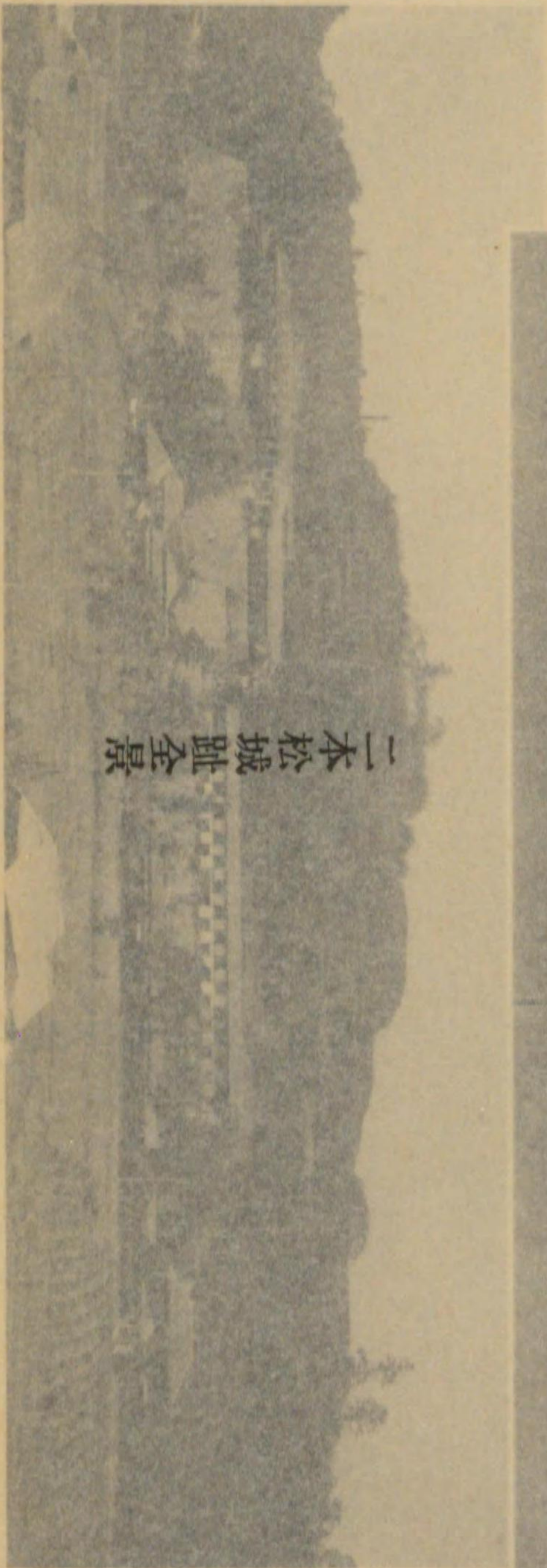
羊春三月



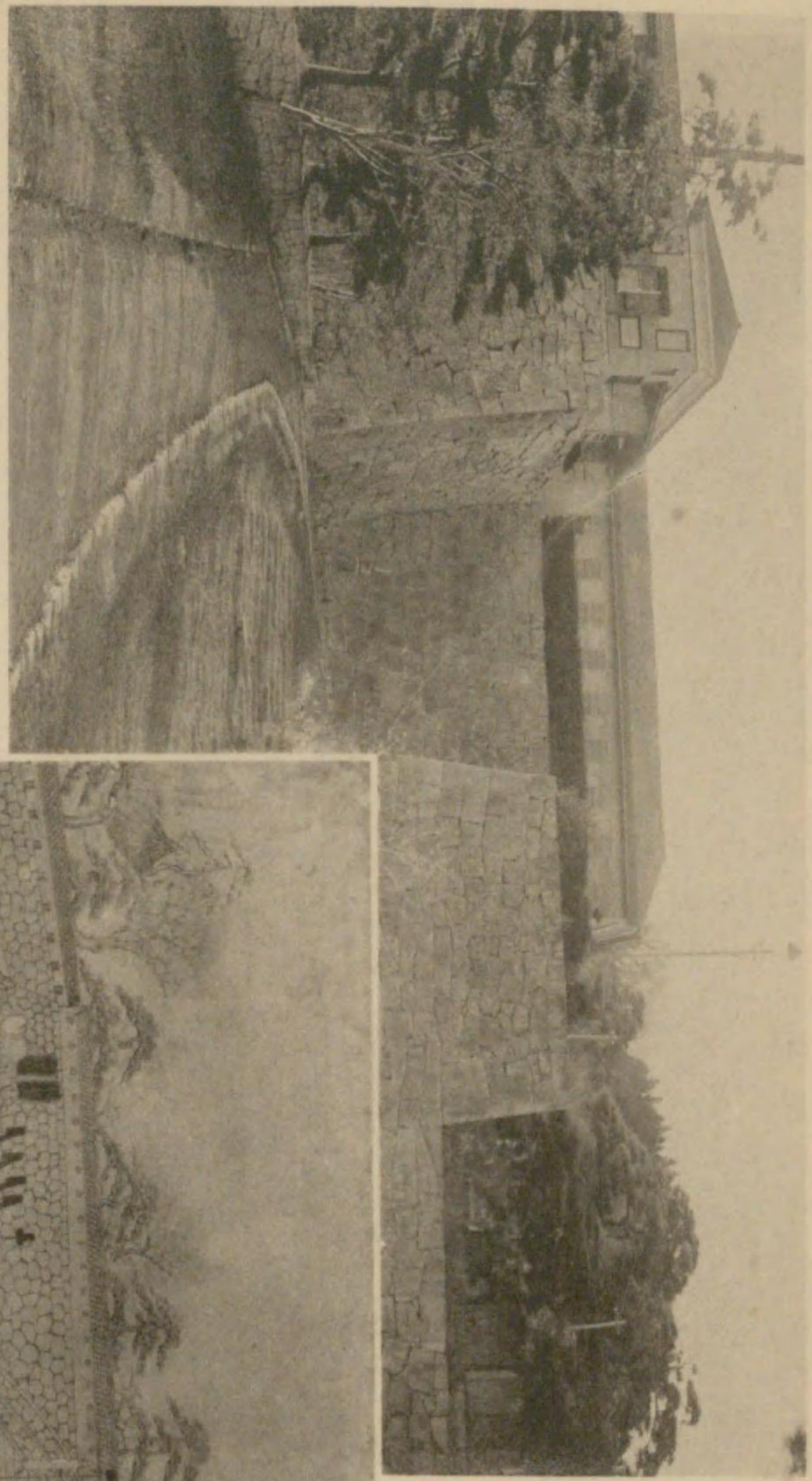
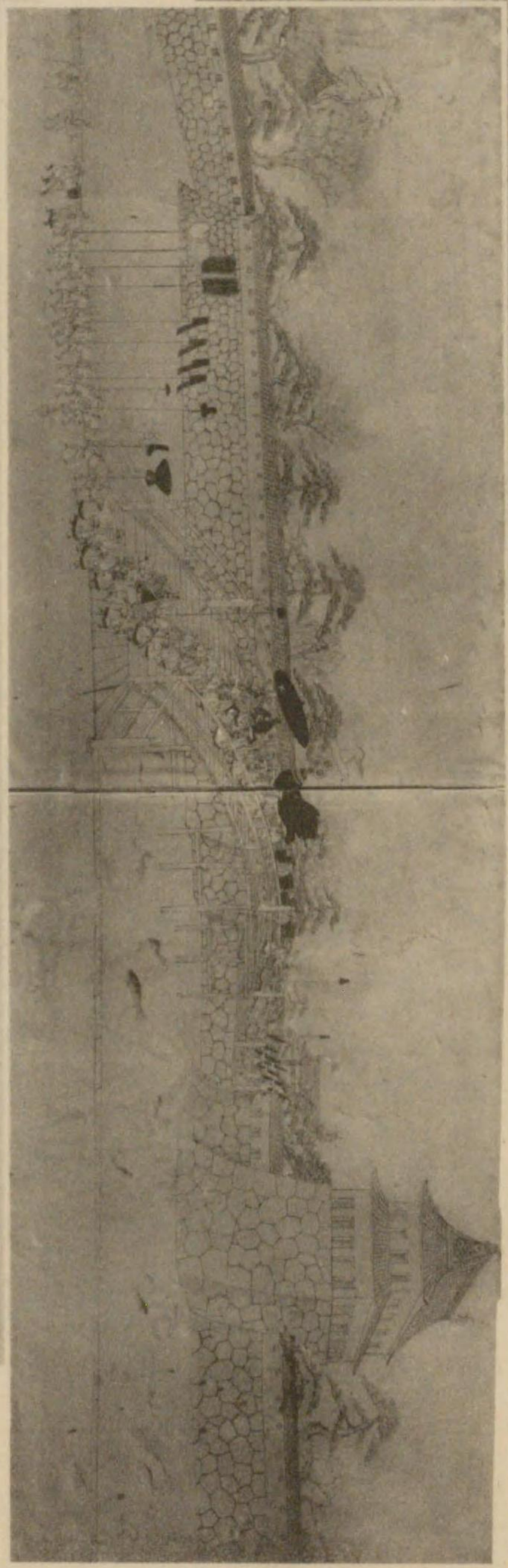
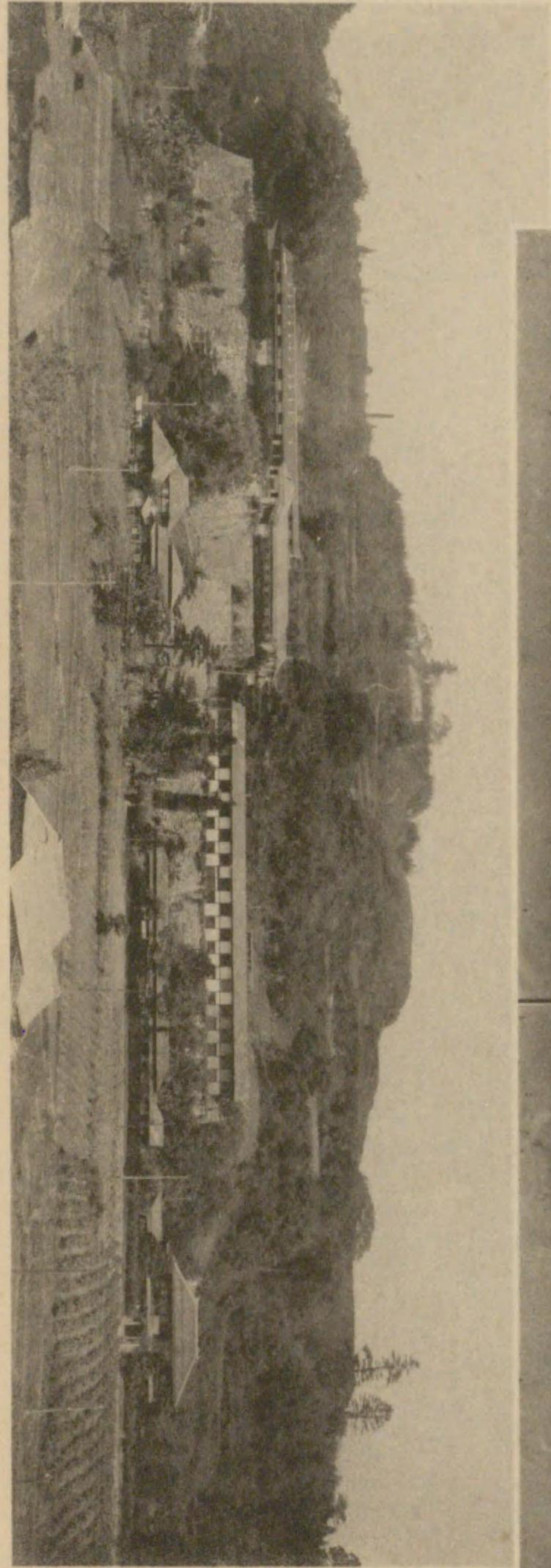
今の城内



昔の二本松城大手前
行列の繪圖



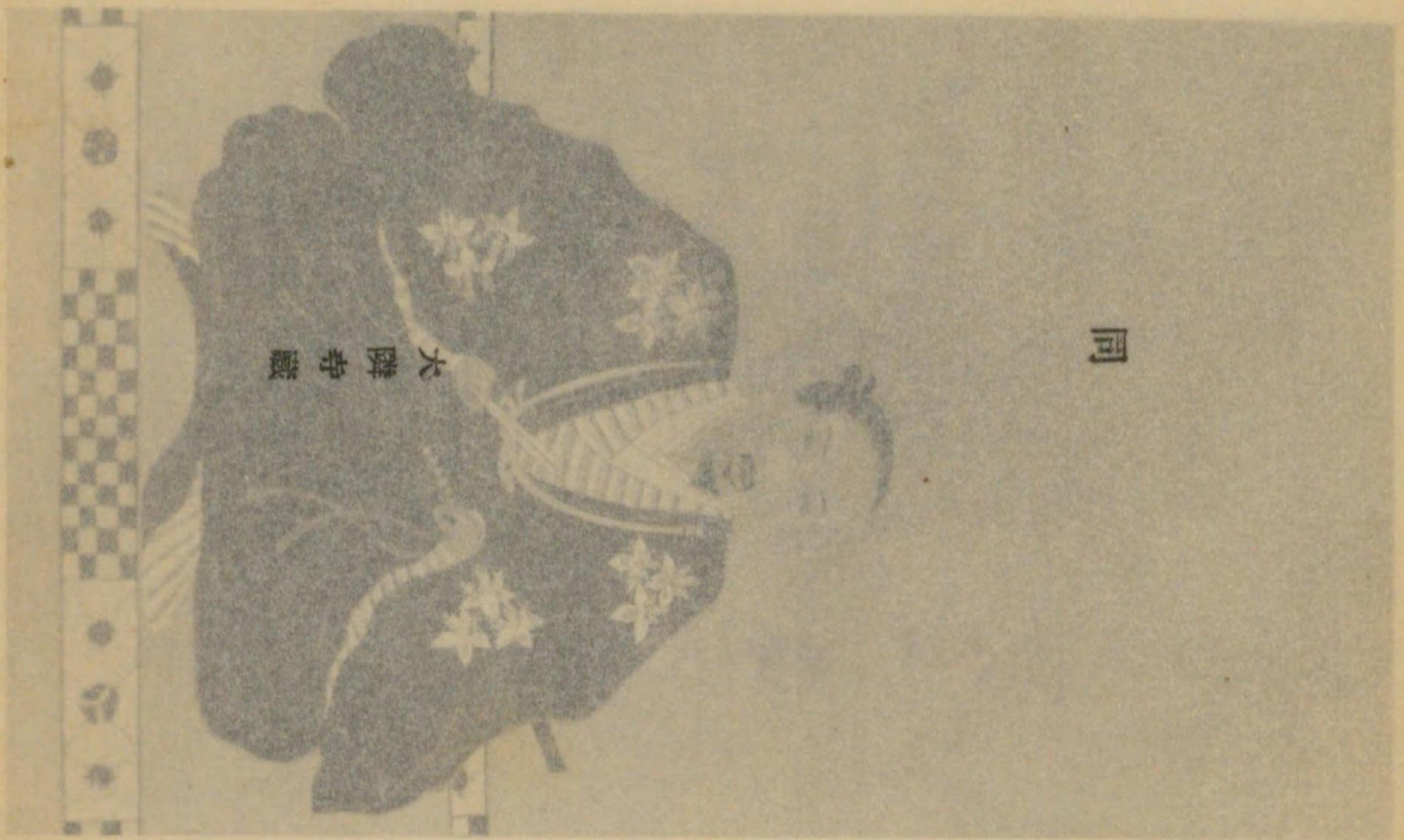
二本松城跡全景



今の城内

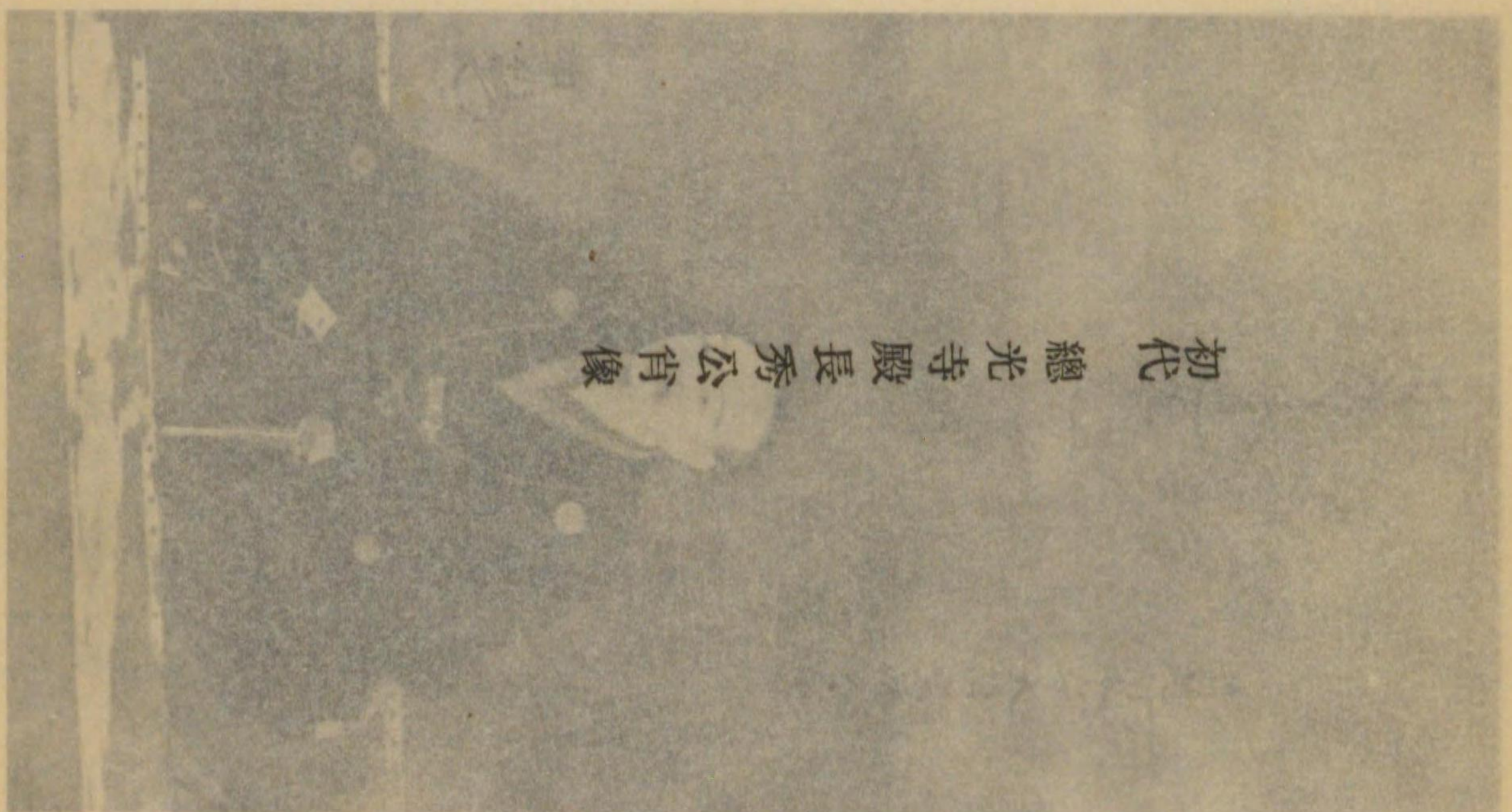
二本松城全景

行旅の餘圖
昔の二本松城大手前



大隣寺藏

同



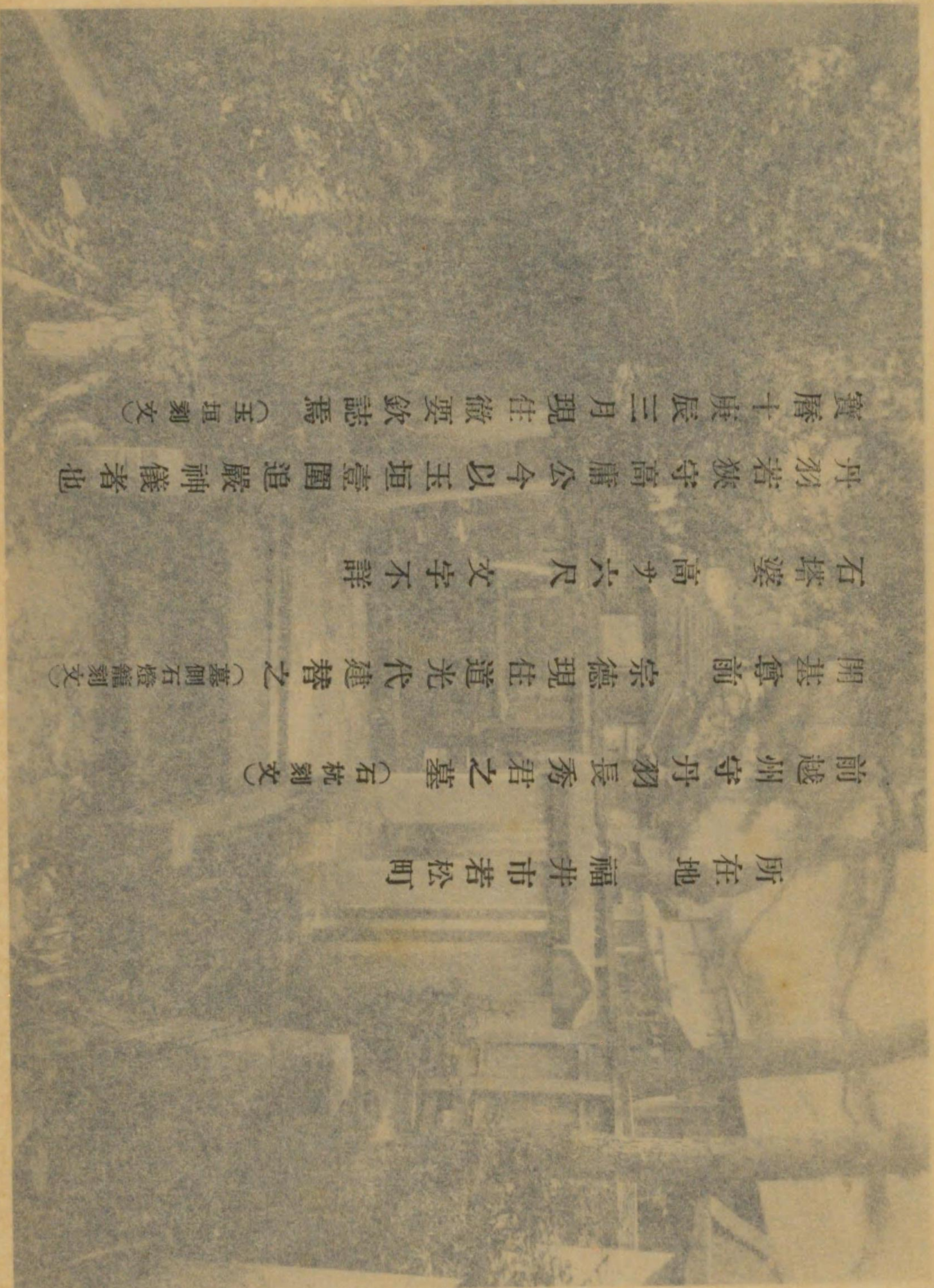
初代 總光寺殿長秀公肖像



同

大綱寺藏

時分 懸光寺藏 貝衣 不肖 齋



所在地 福井市若松町

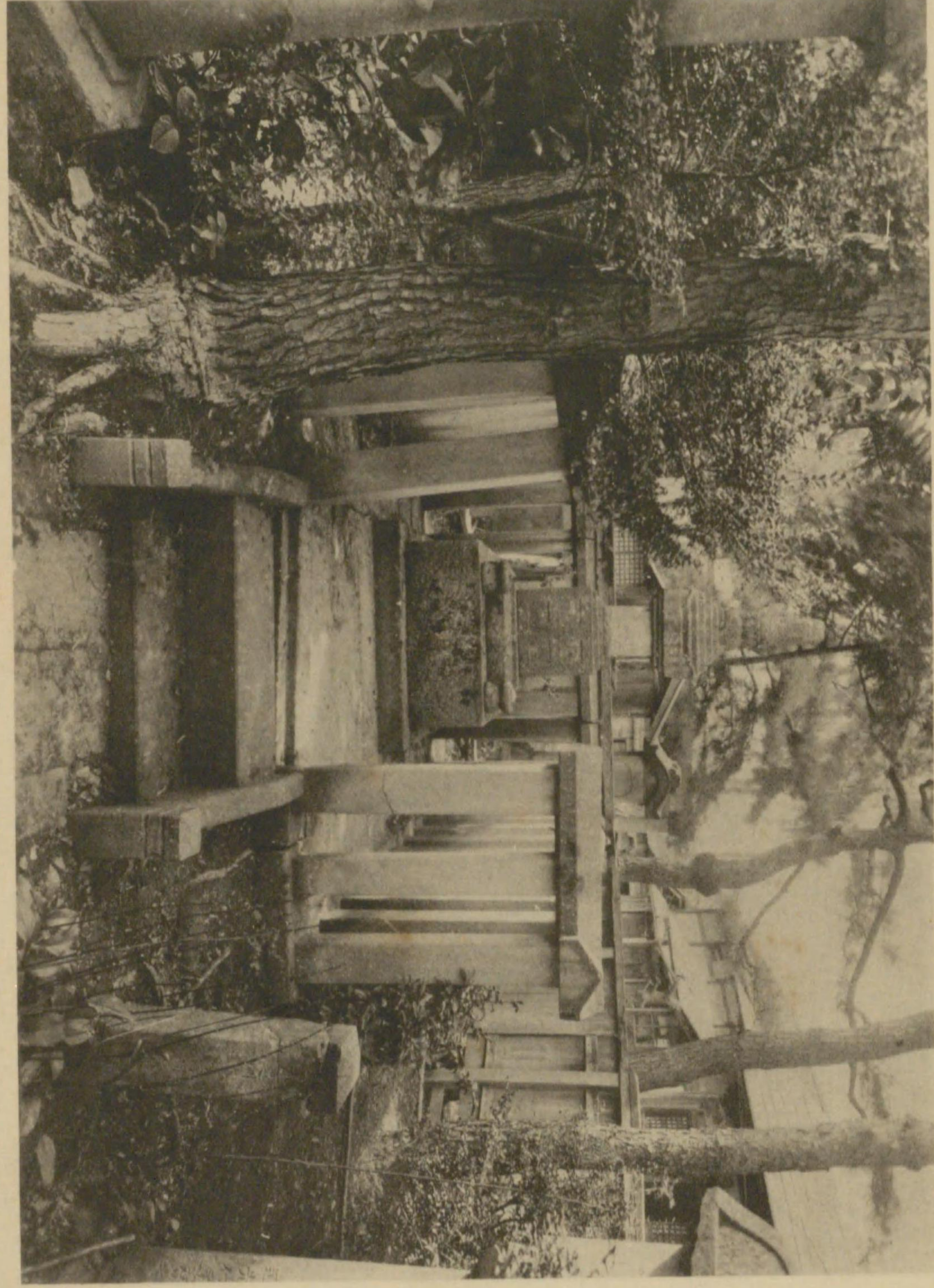
前越州守丹羽長秀君之墓 (石枕刻文)

開基尊前 宗德現住道光代建替之 (墓前石燈籠刻文)

石塔婆 高六尺 文字不詳

丹羽若狹守高庸公今以玉垣壹圍追嚴神儀者也

寶曆十庚辰三月現住徹要欽誌焉 (玉垣刻文)



寶額十東氣三日庚丑節要煥瑞凱 (王母陵文)

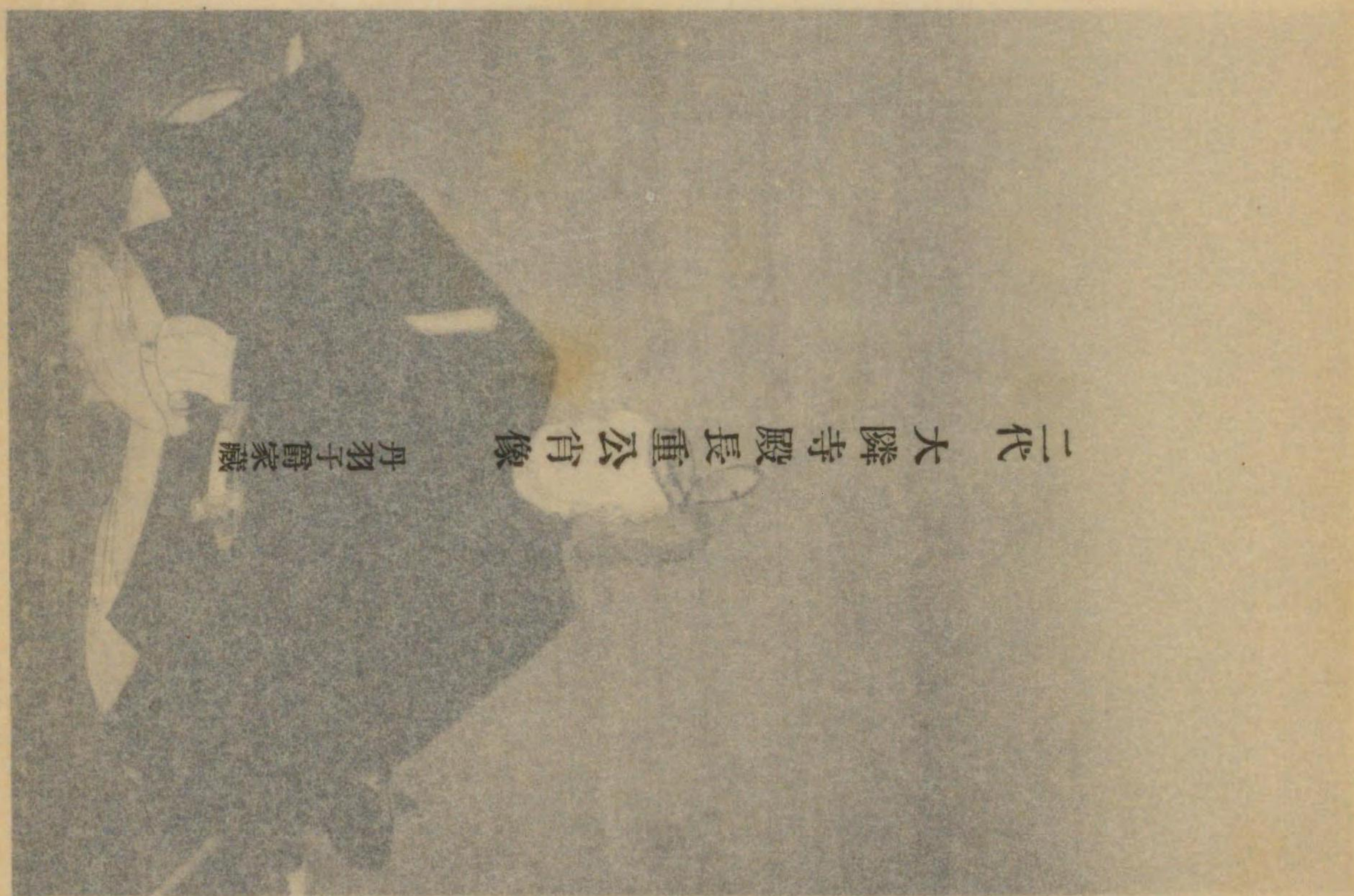
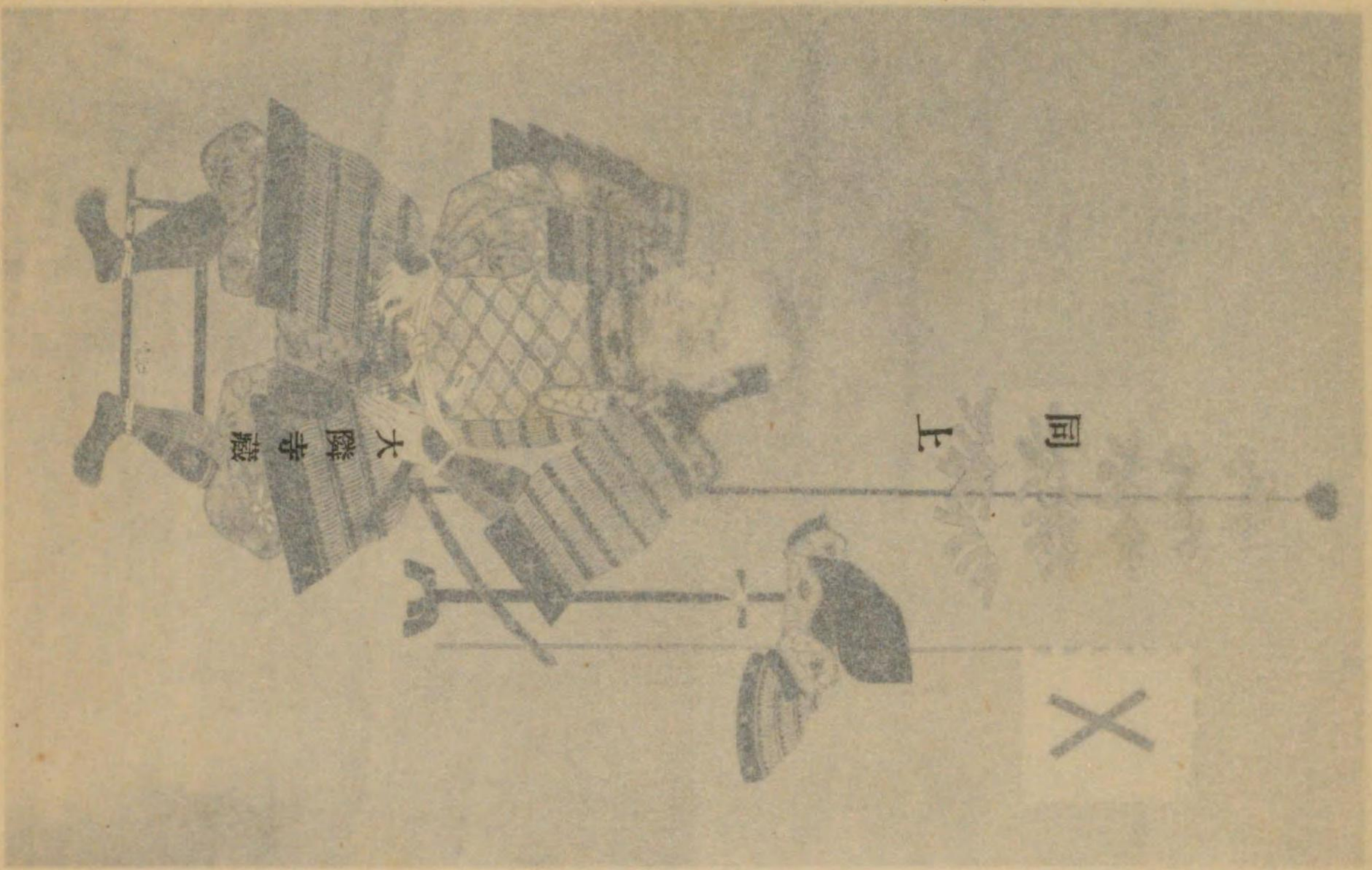
代際皆應守高祖公今以王重壹圖彭鄴斬翁春也

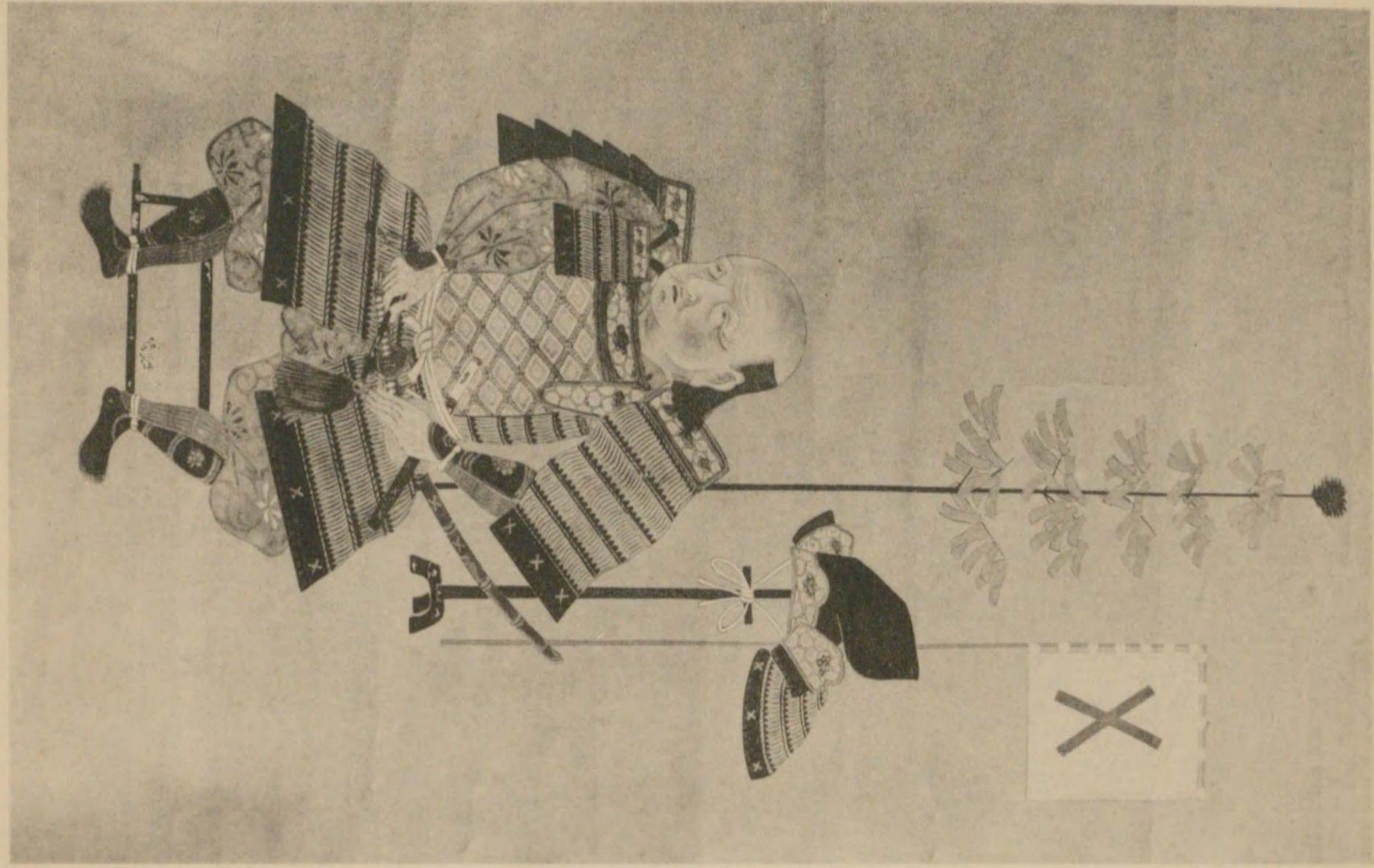
石料裝 高六尺 文字不精

開基尊前 宗壽庚丑黃光升張替之 (墓碑王母陵文)

前鎮州守長陳景表君之墓 (石村陵文)

泗水此 福共市善財也





同上

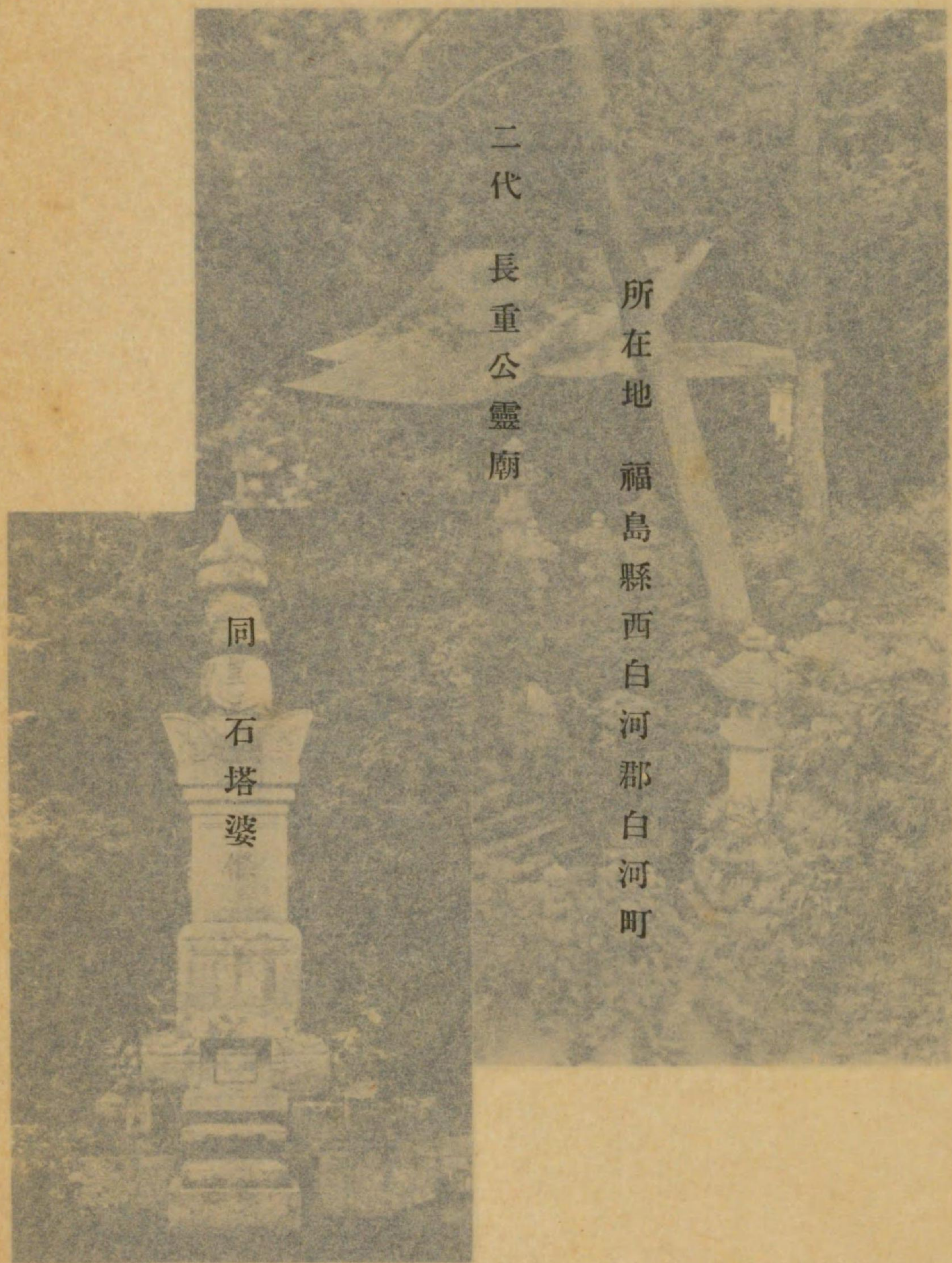
大綱寺藏



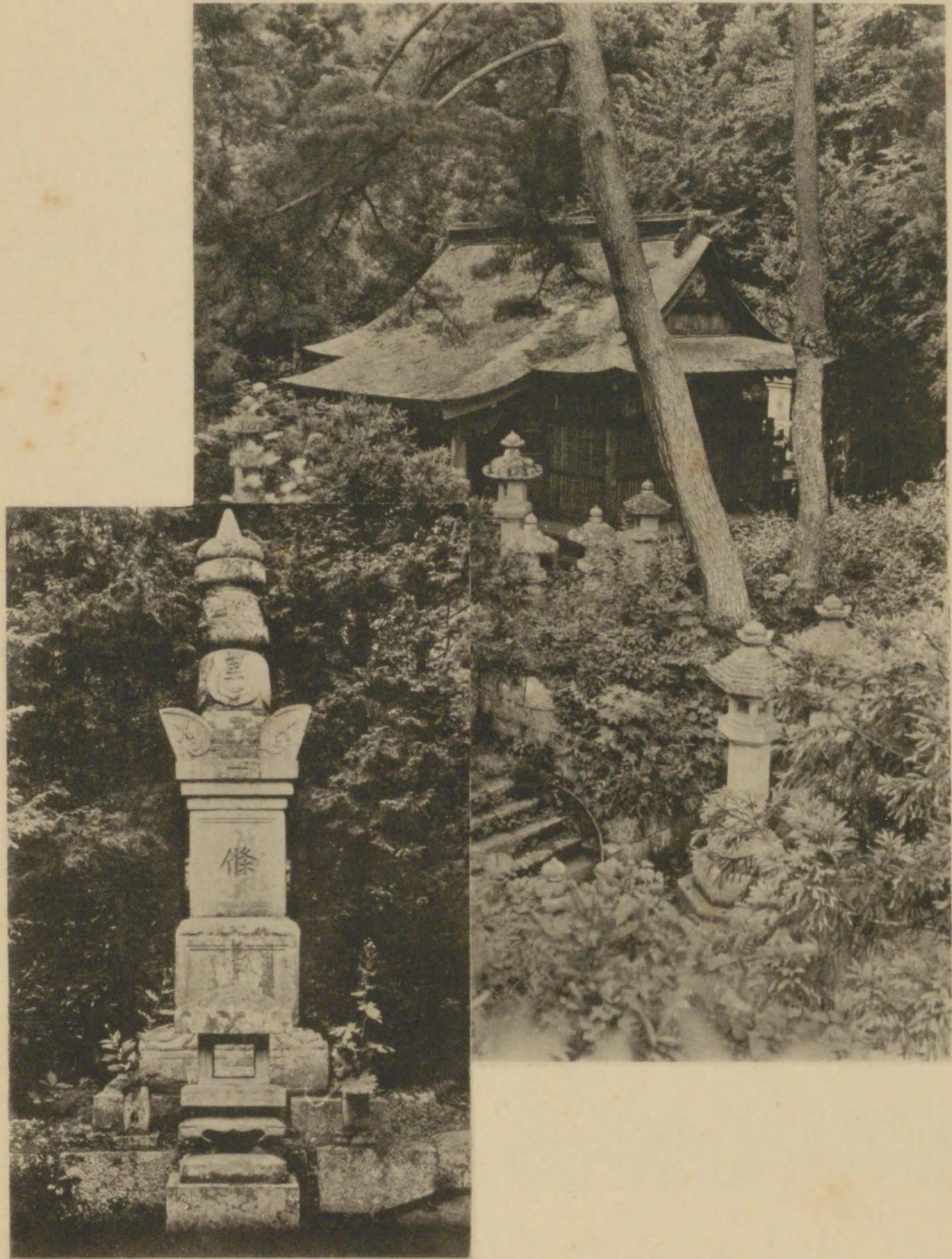
二升 大綱寺藏 皇重公肖像 具歷子御案藏

所在地 福島縣西白河郡白河町

二代 長重公靈廟



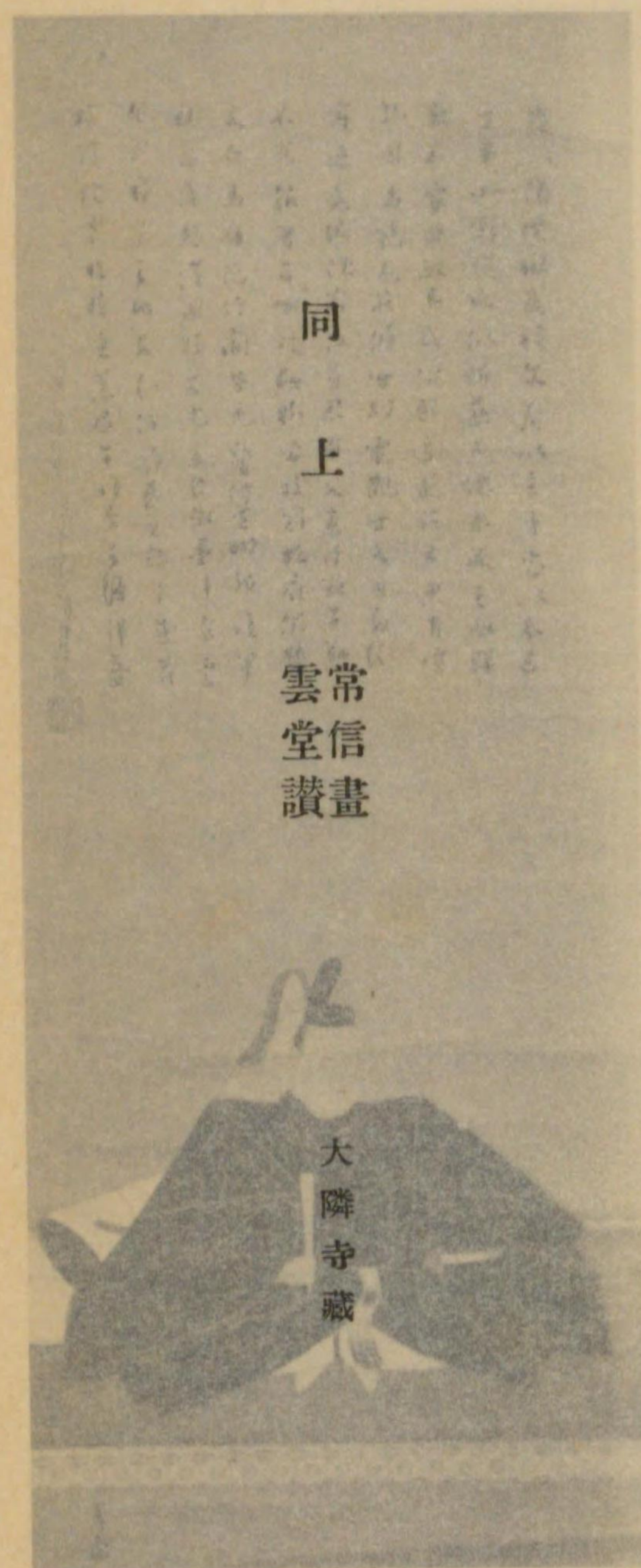
同 石塔婆



二升 昇重公靈廟

沱茲此 麻島練西白河縣白河町

同 不詳

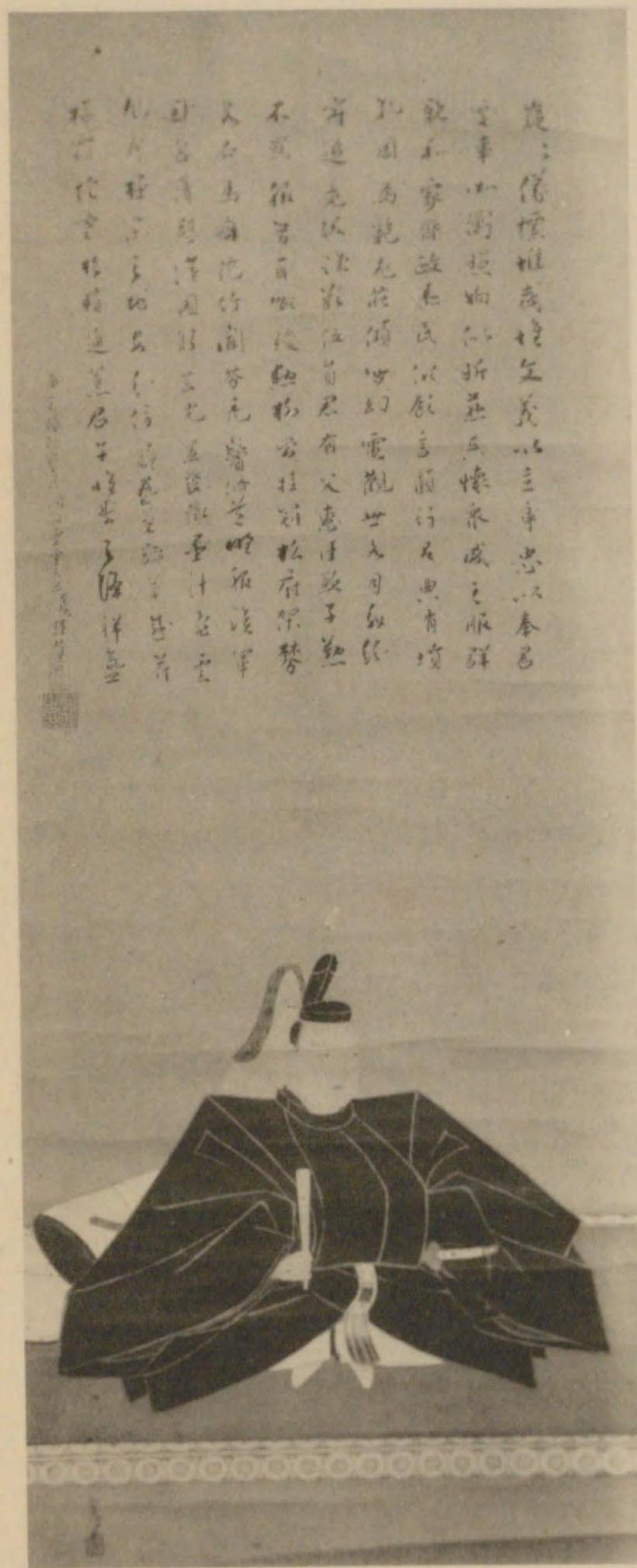


同
上
常信畫
雲堂讚

大隣寺藏



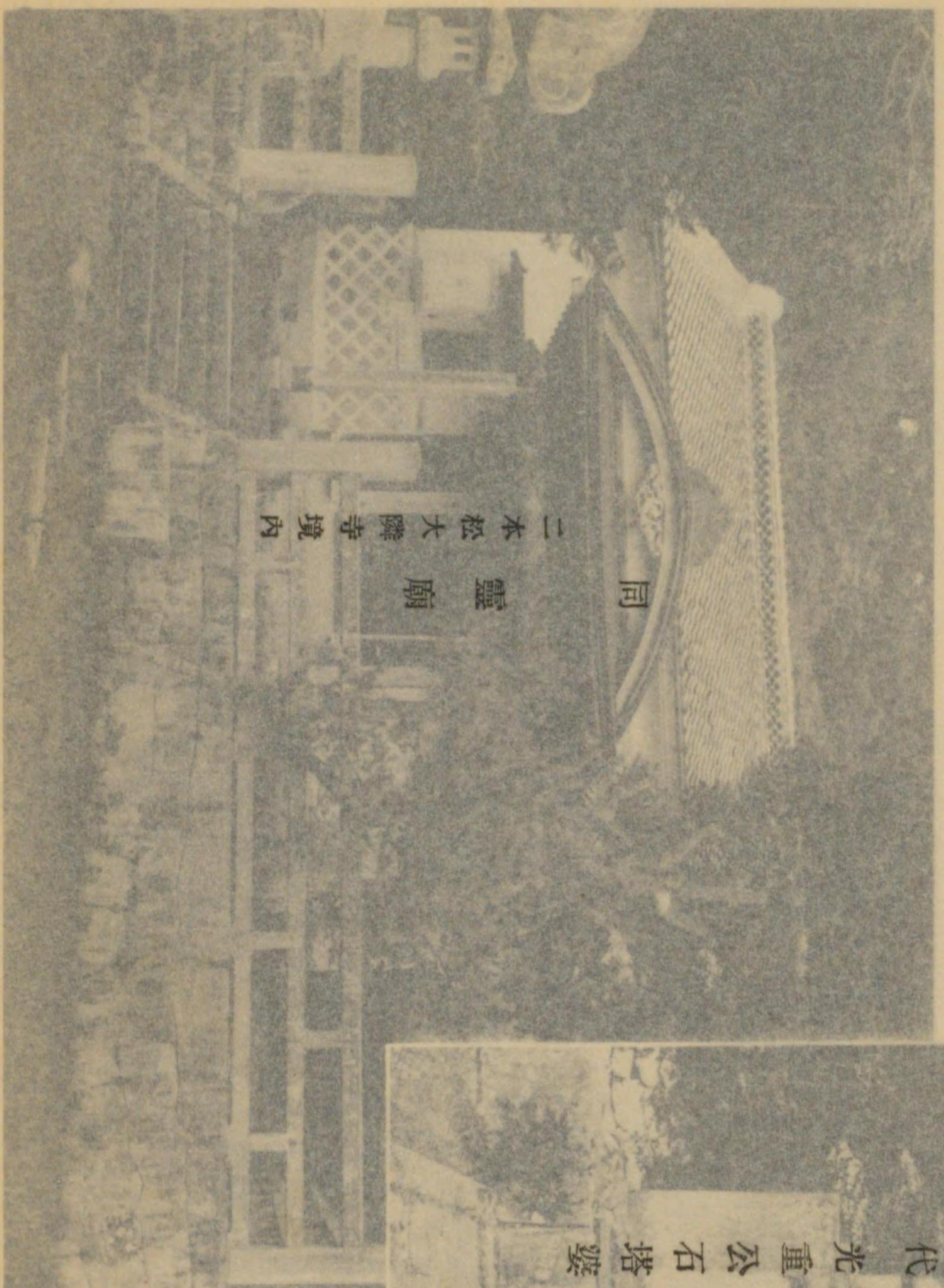
三代 慈明院殿光重公
自畫肖像
龍泉寺藏



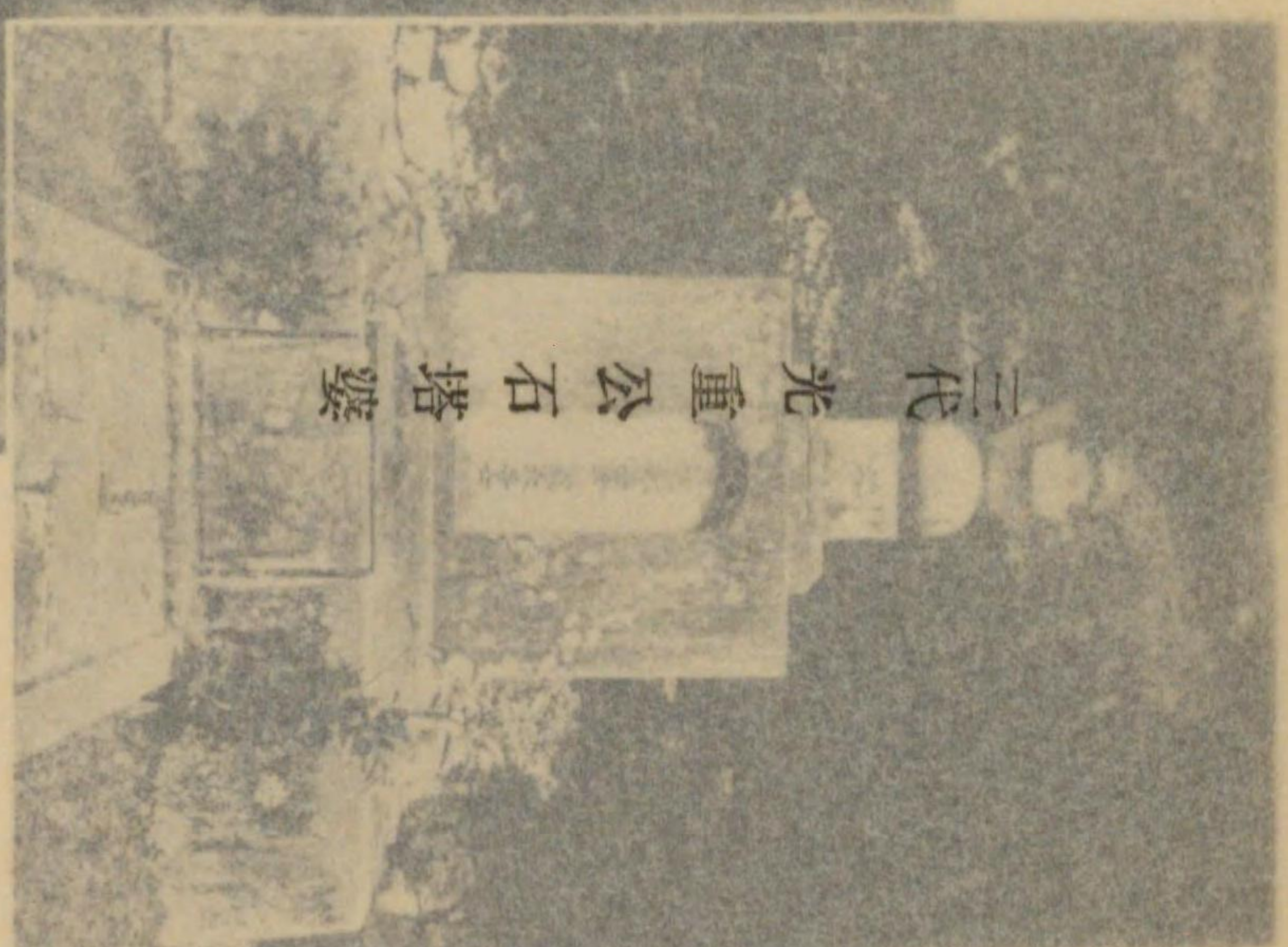
三升 慈明詞頭光重公自畫肖像
龍泉寺藏

同上
雲堂常計畫

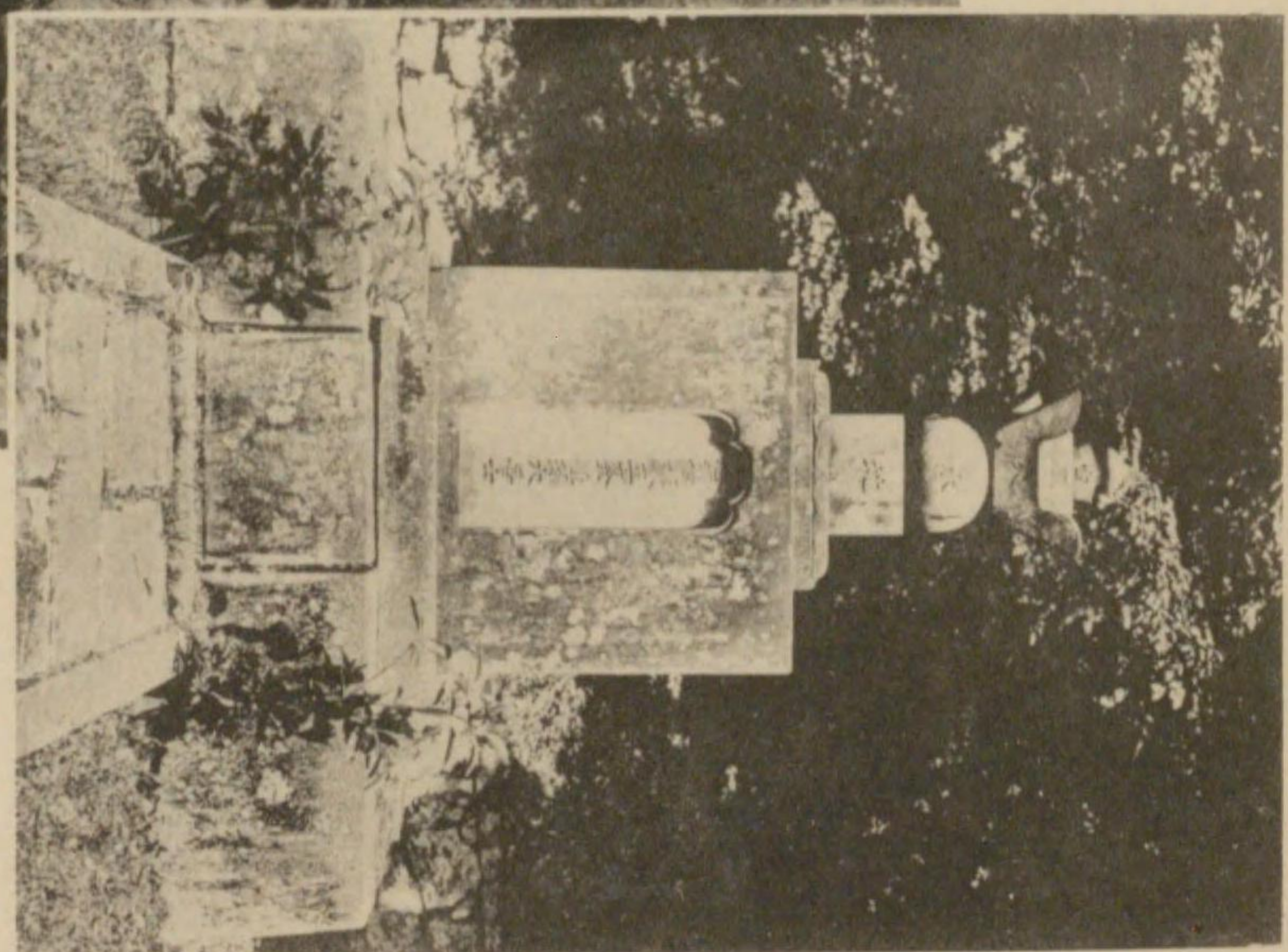
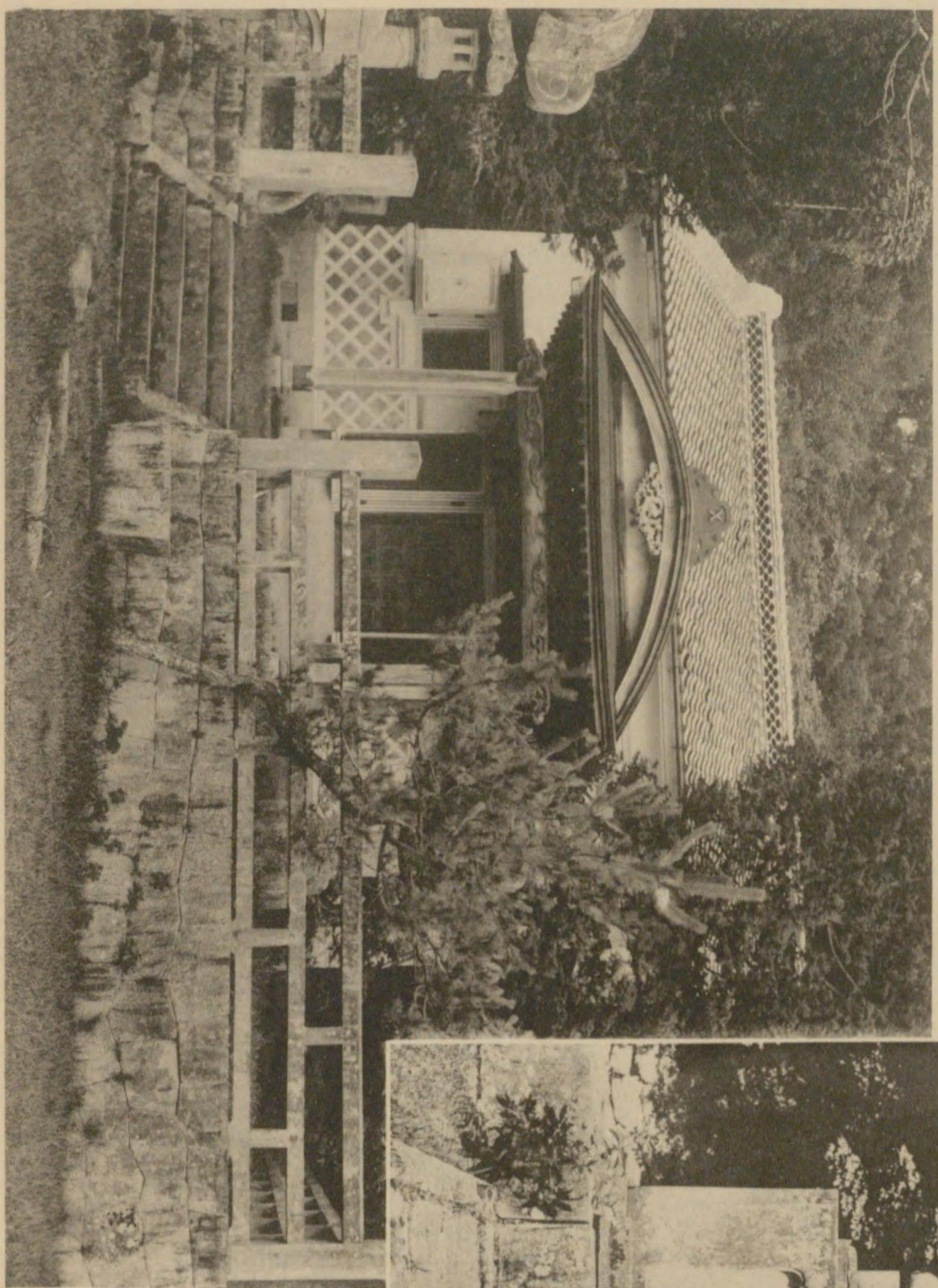
大綱寺藏



二本松大隣寺境内
靈廟

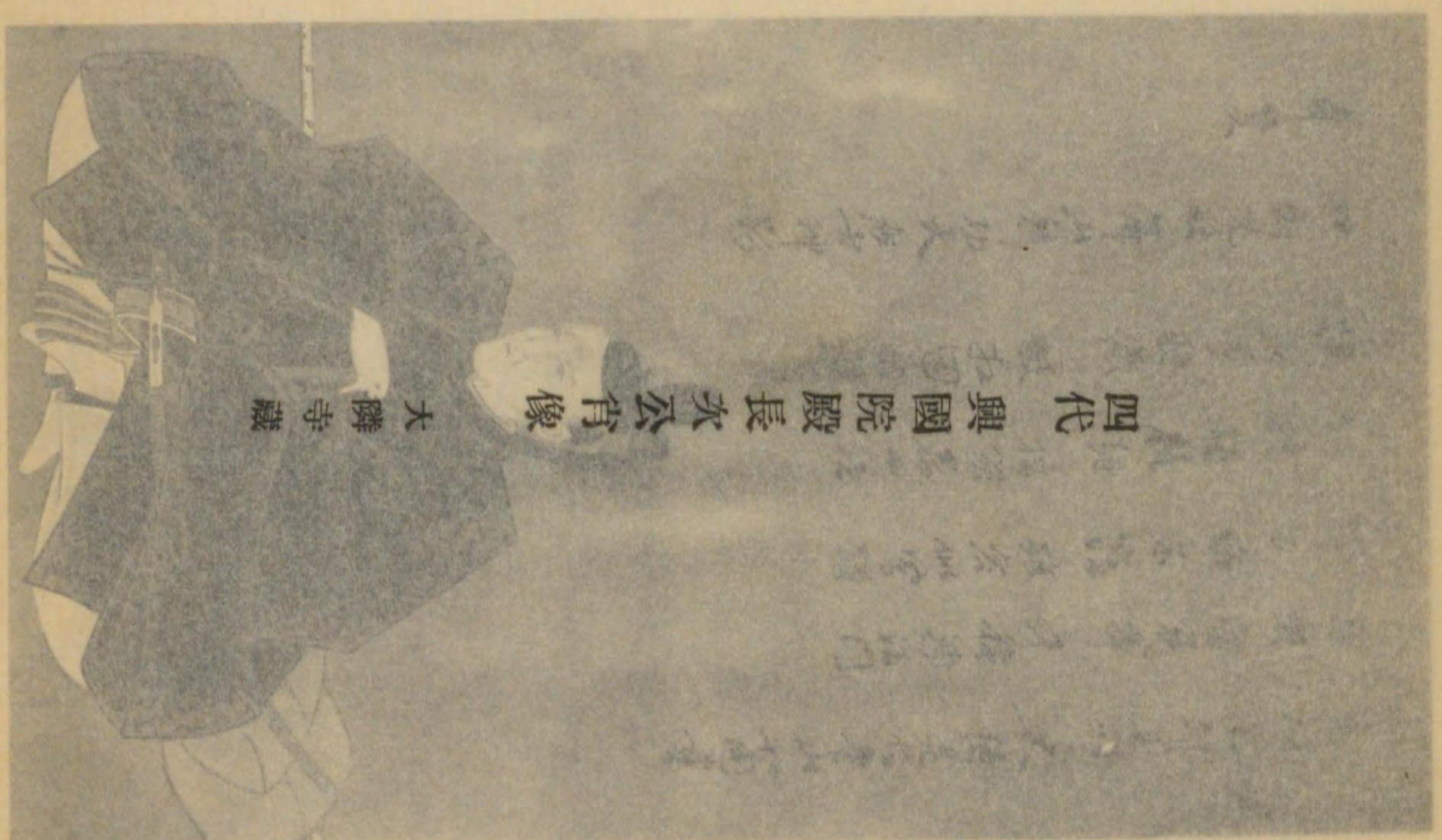


三代光重公石塔婆

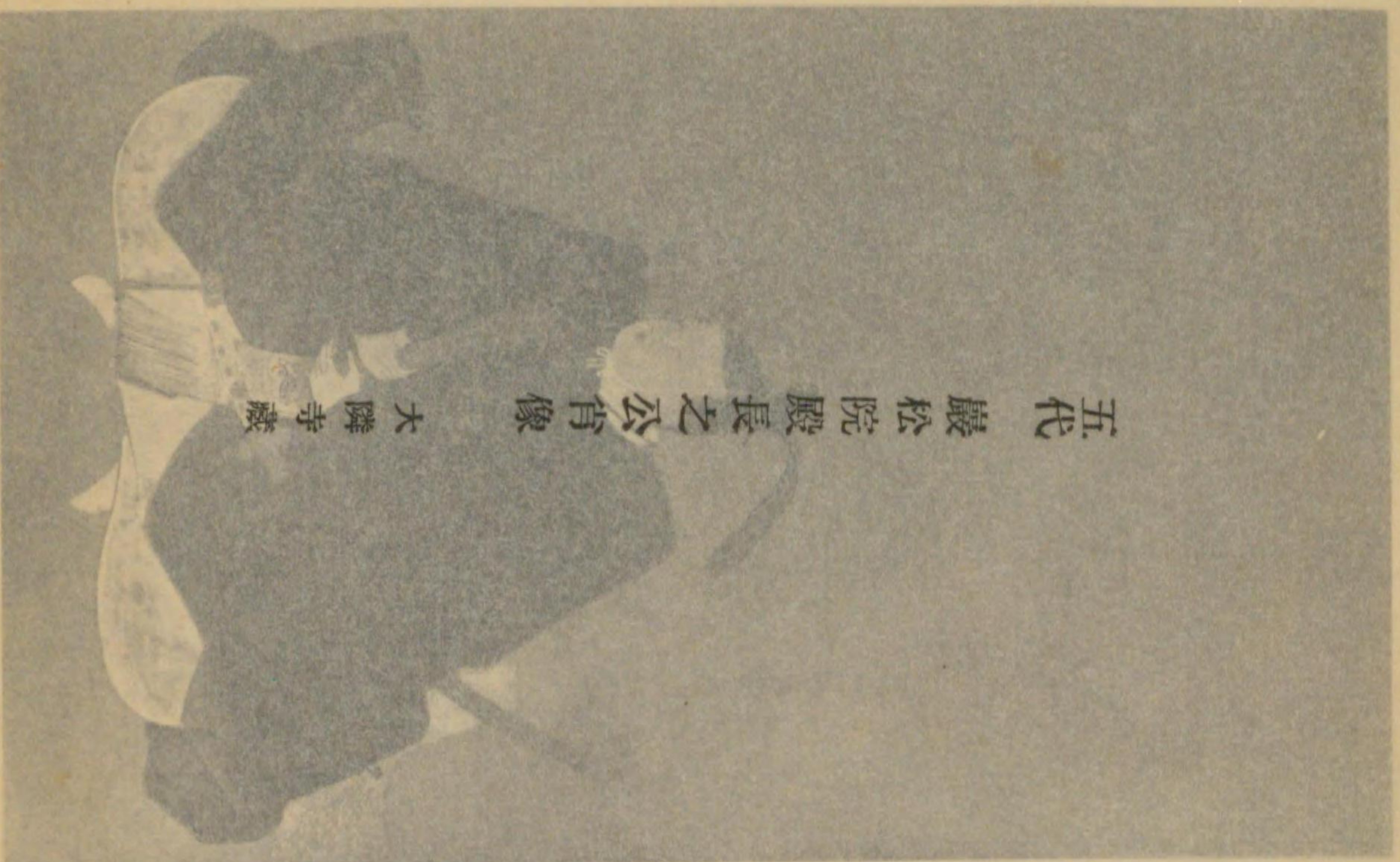


二本峰大綱寺境内
同 靈廟

三升 光重公石柩墓



四代 興國院殿長次公肖像 大隣寺藏

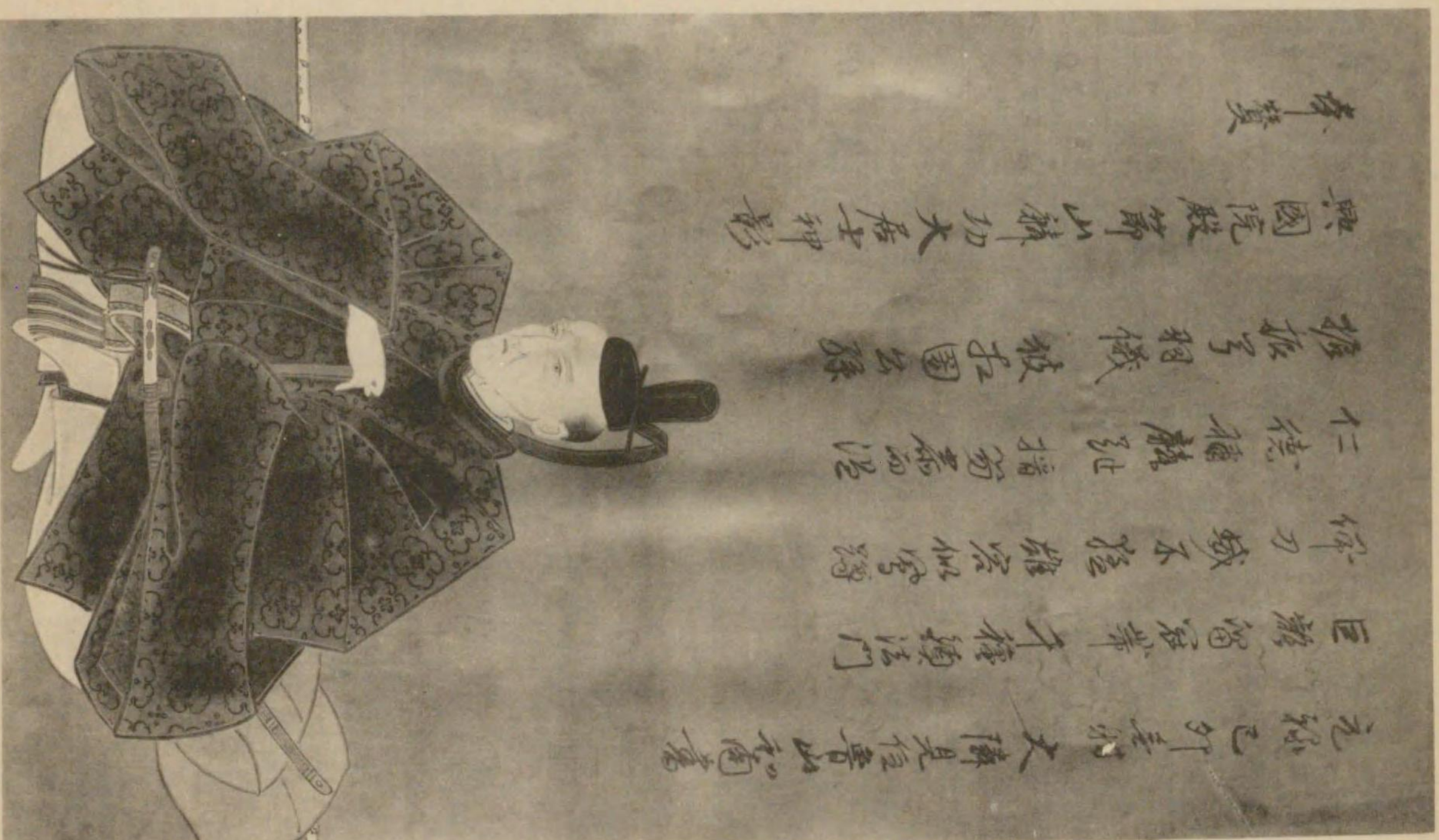


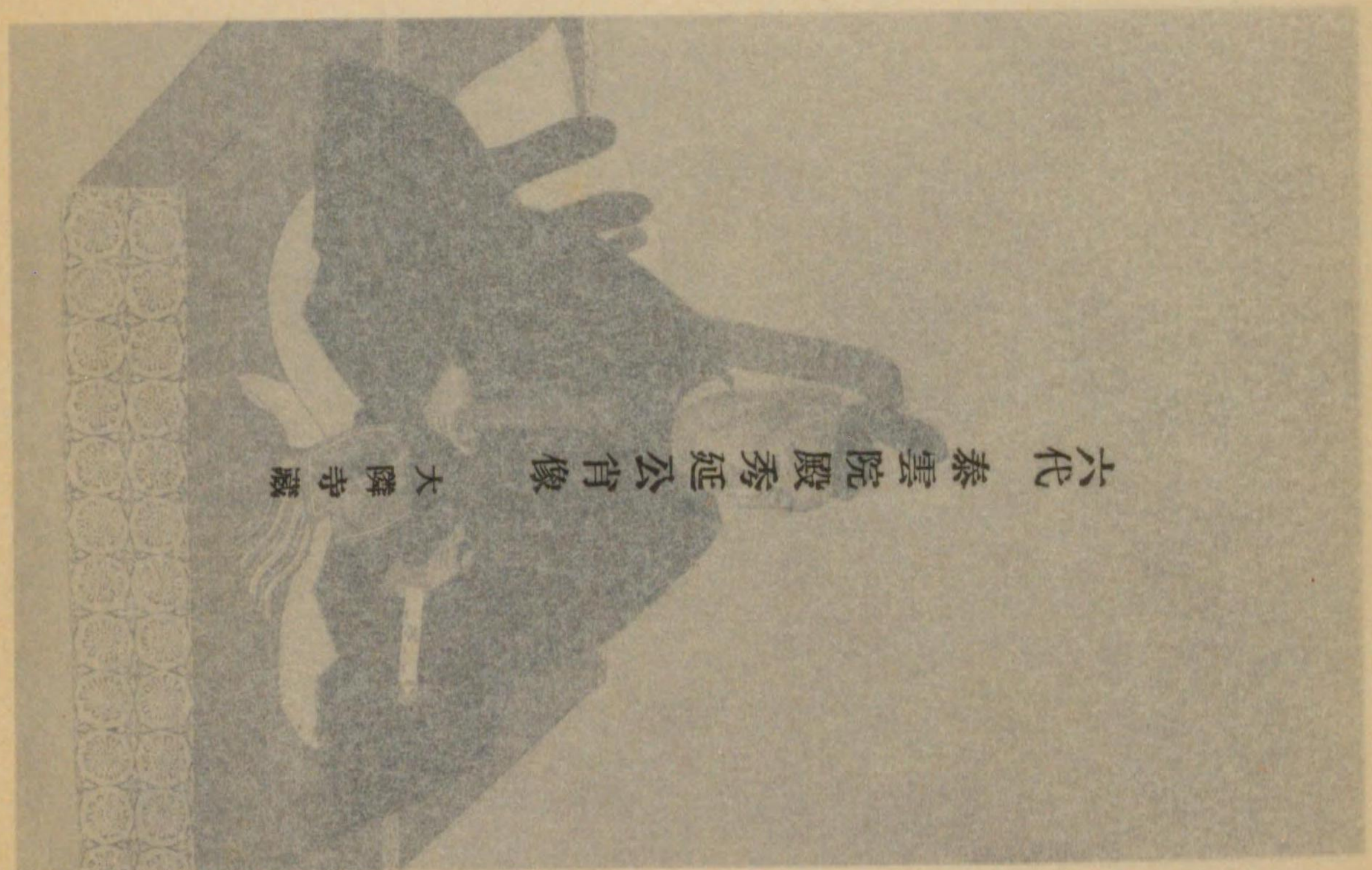
五代 巖松院殿長之公肖像 大隣寺藏

正升 魏魯劉魏身之丞肖翁 大觀寺藏



四廿 興國認魏身之丞肖翁 大觀寺藏

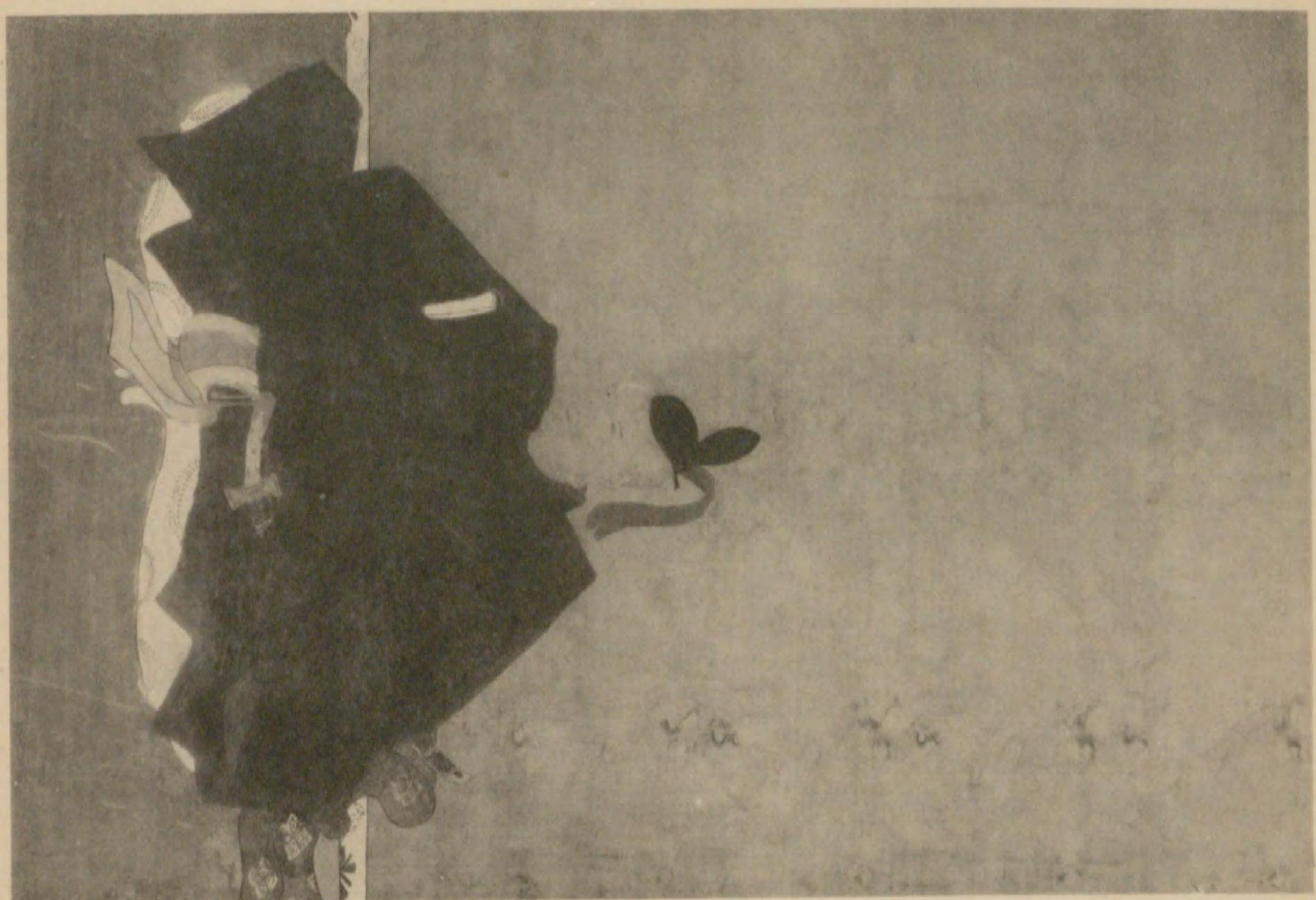




六代 秦雲院殿秀延公肖像 大隣寺藏



七代 天嶽院殿高寬公肖像 大隣寺藏



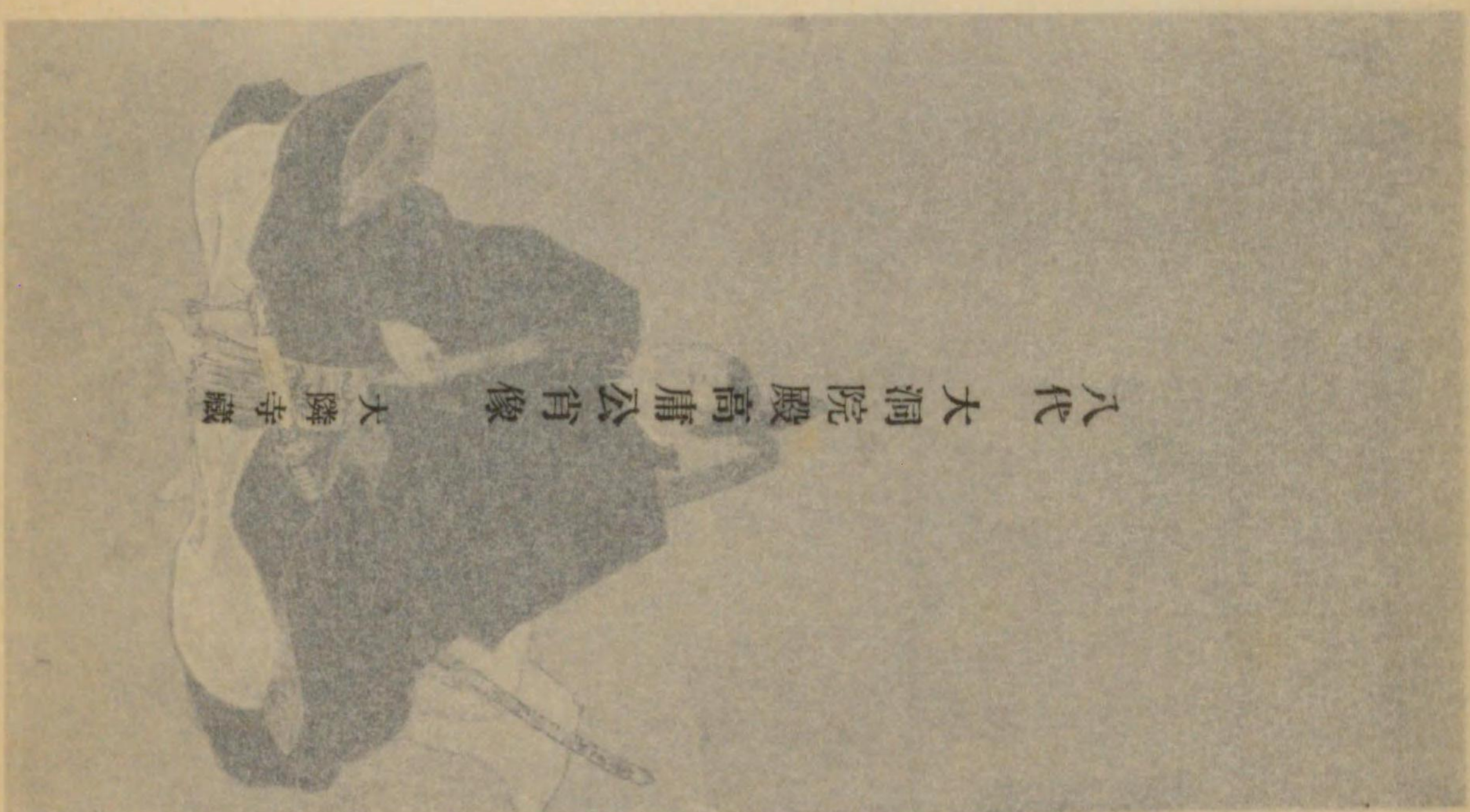
五升 天麻洞燧高眞公肖像 大綱寺藏



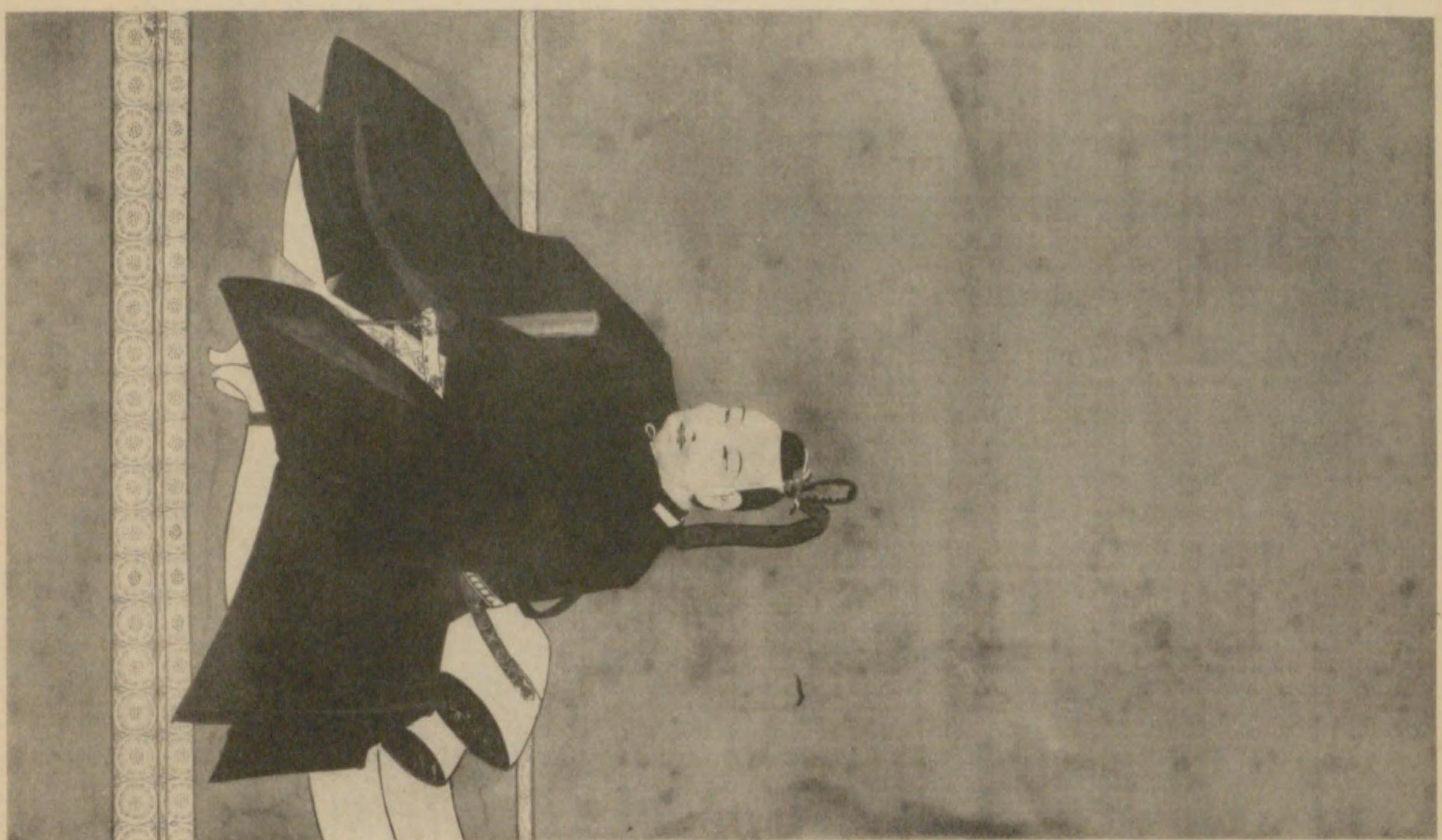
六升 泰雲洞燧表頭公肖像 大綱寺藏



九代 雄峯院殿長貴公肖像 大隣寺藏



八代 大洞院殿高平公肖像 大隣寺藏



六升 越峯朝颯長貴公肖像 大觀寺藏



八升 大師朝颯高祖公肖像 大觀寺藏



十代 顯徳院殿長祥公肖像 大隣寺藏



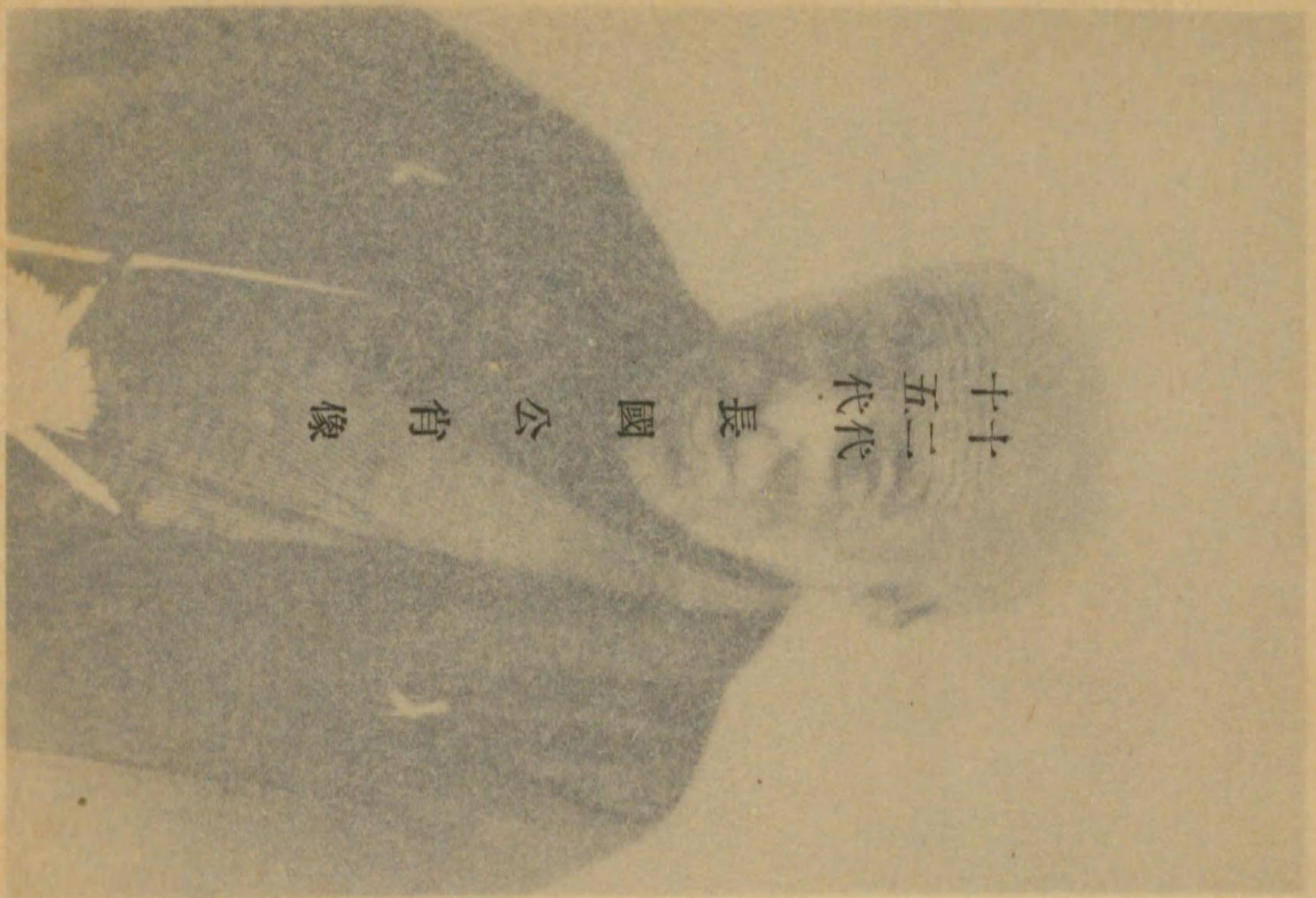
十一代 泰國院殿長富公肖像 大隣寺藏



十一分 泰園宗颯具富公肖繪 大觀寺藏



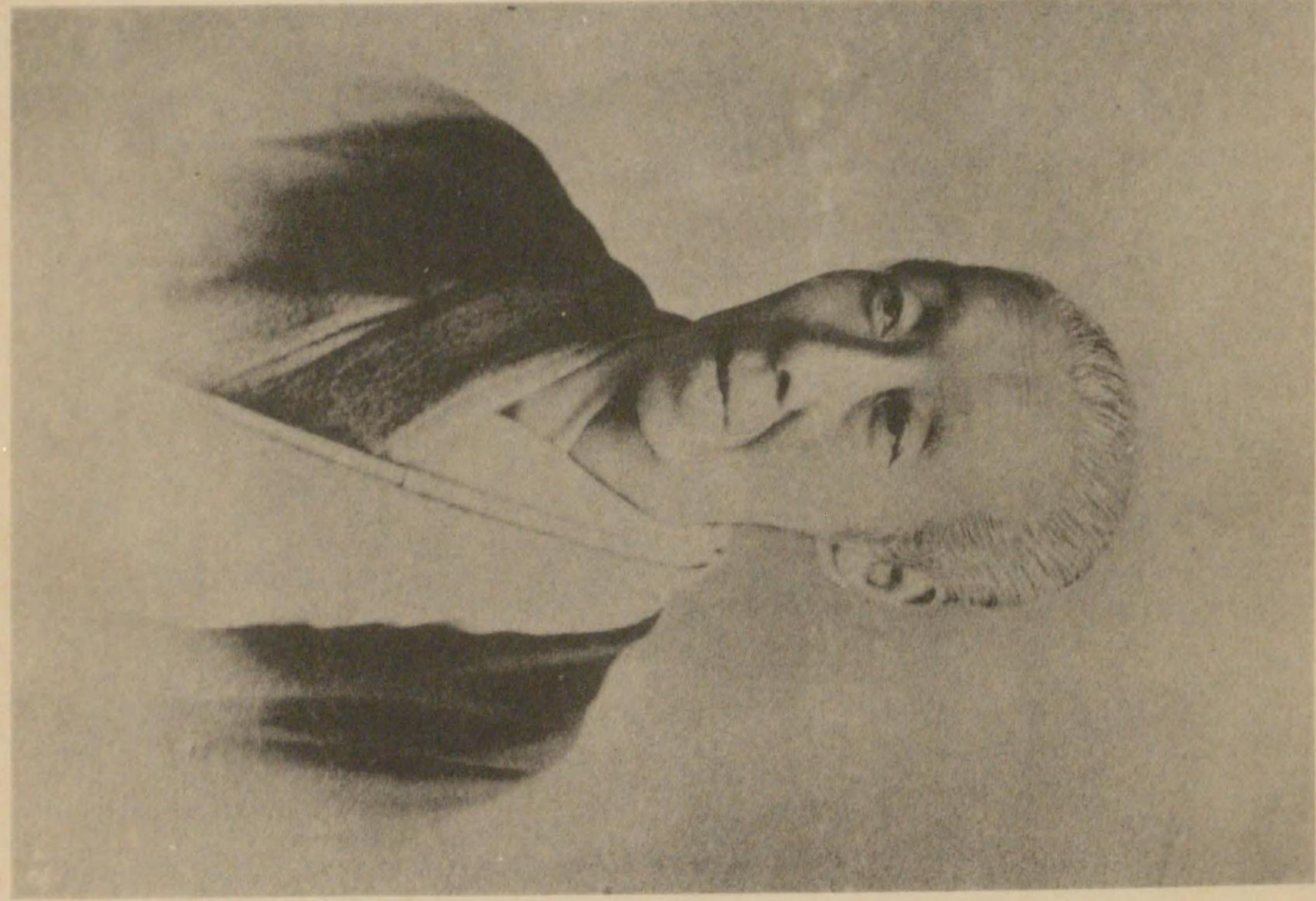
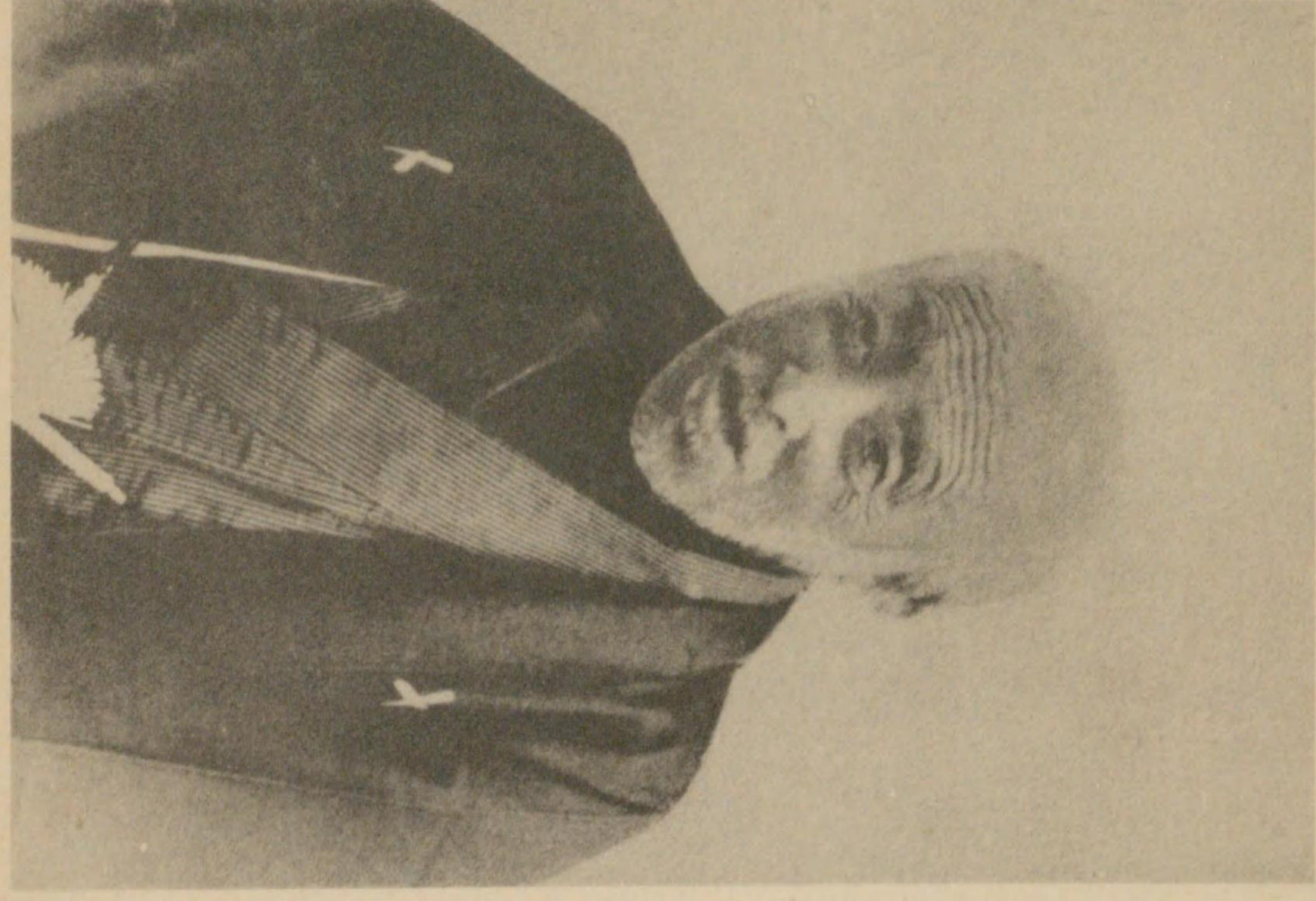
十分 顯壽宗颯具新公肖繪 大觀寺藏



第十五代
長國公肖像

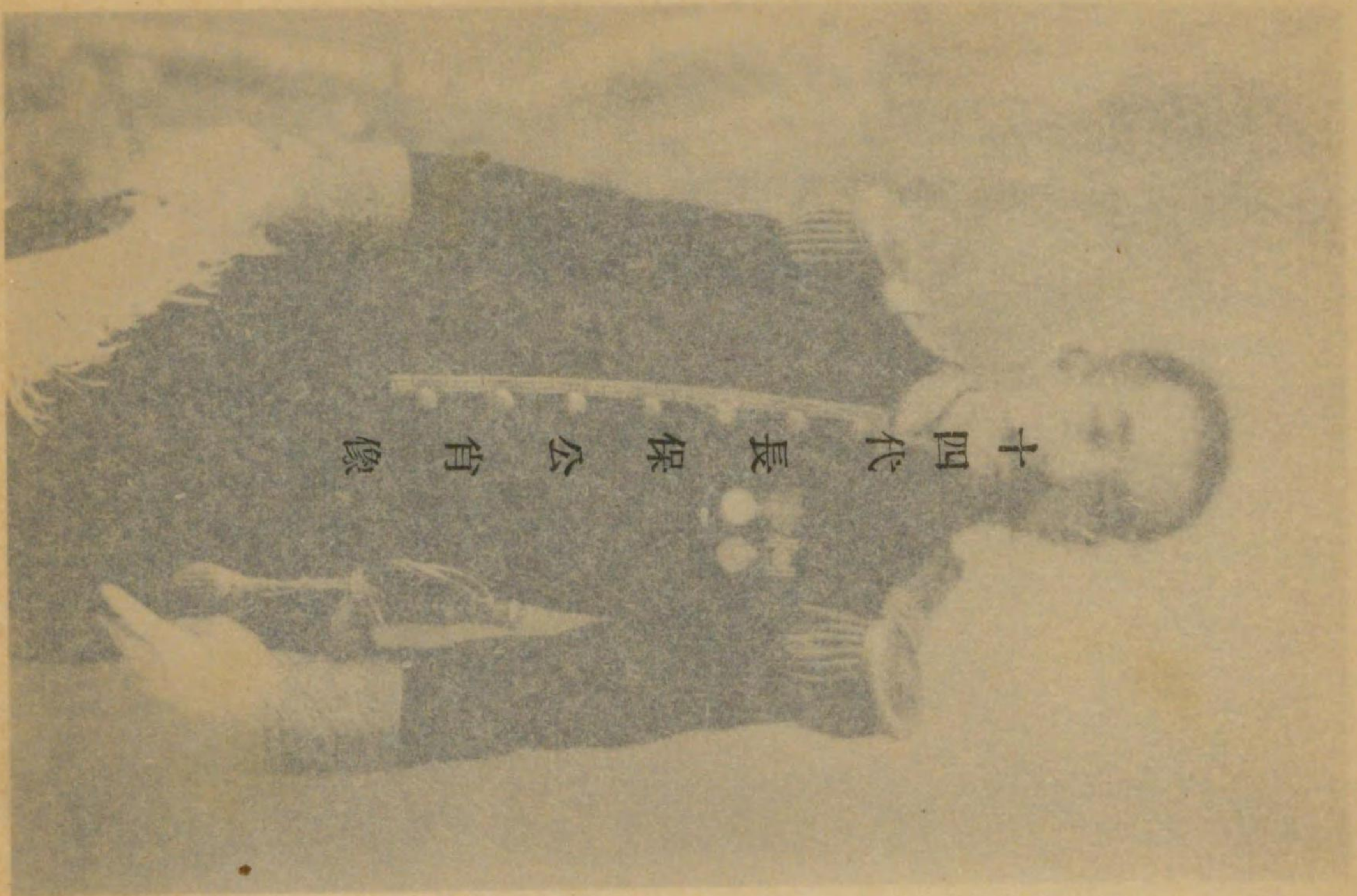


長國公夫人
戸田氏肖像



新曾公圖曼升正十

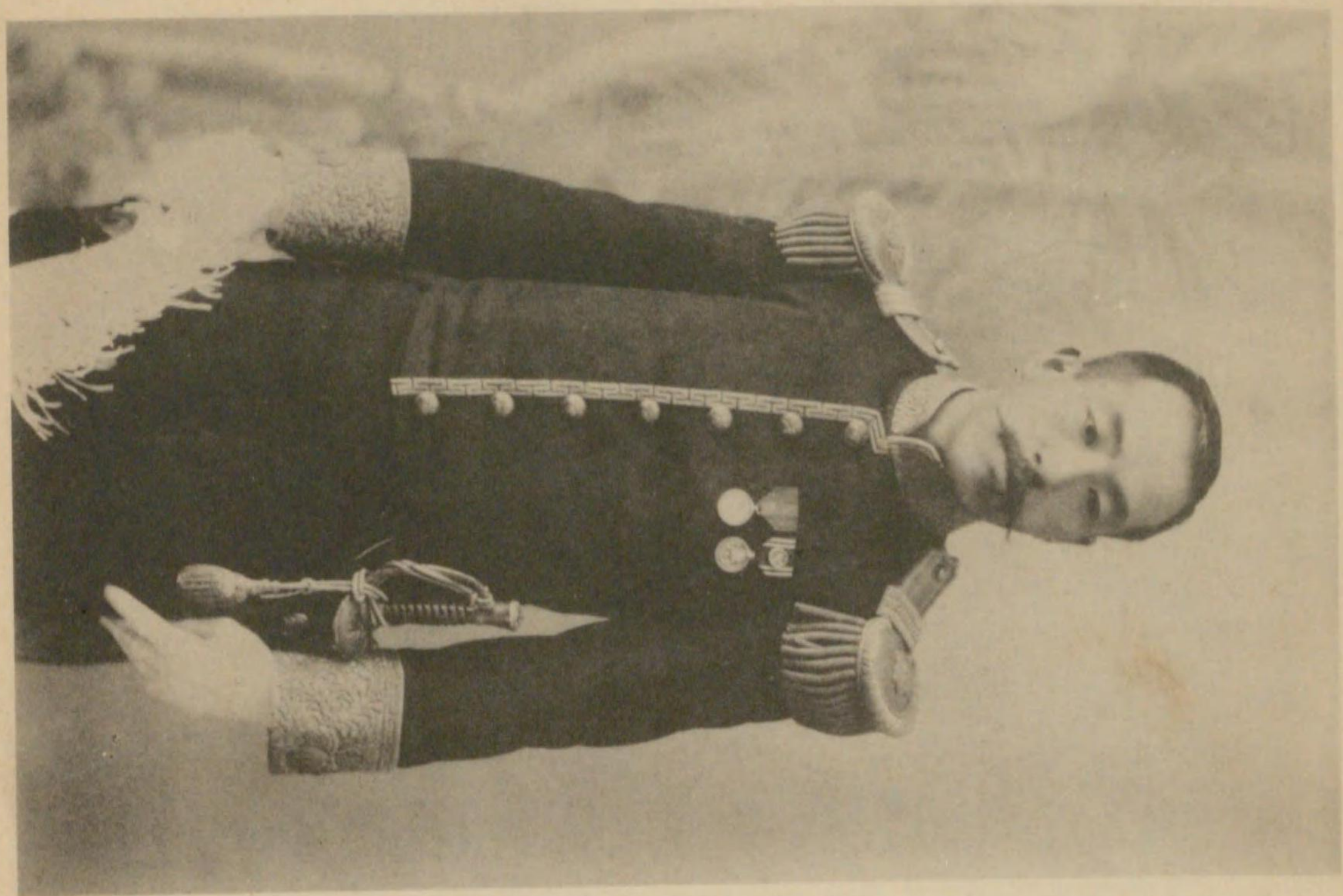
新曾田氏夫人圖曼



十四代 長保公肖像

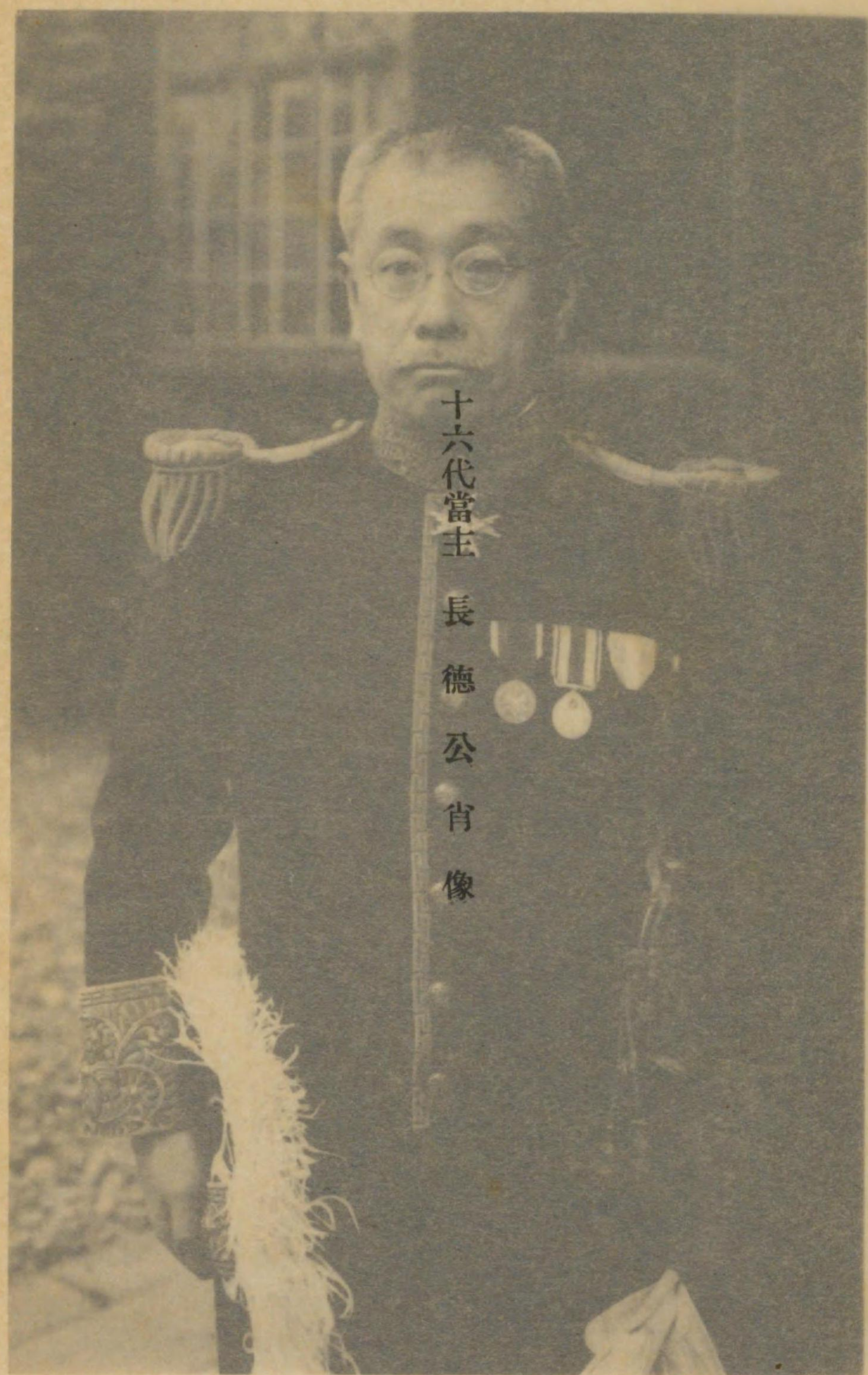


十三代 長裕公肖像



十四升 晏 爵 公 肖 刻

十三升 晏 爵 公 肖 刻



十六代當主 長徳公肖像

十六代當主 長徳公肖像



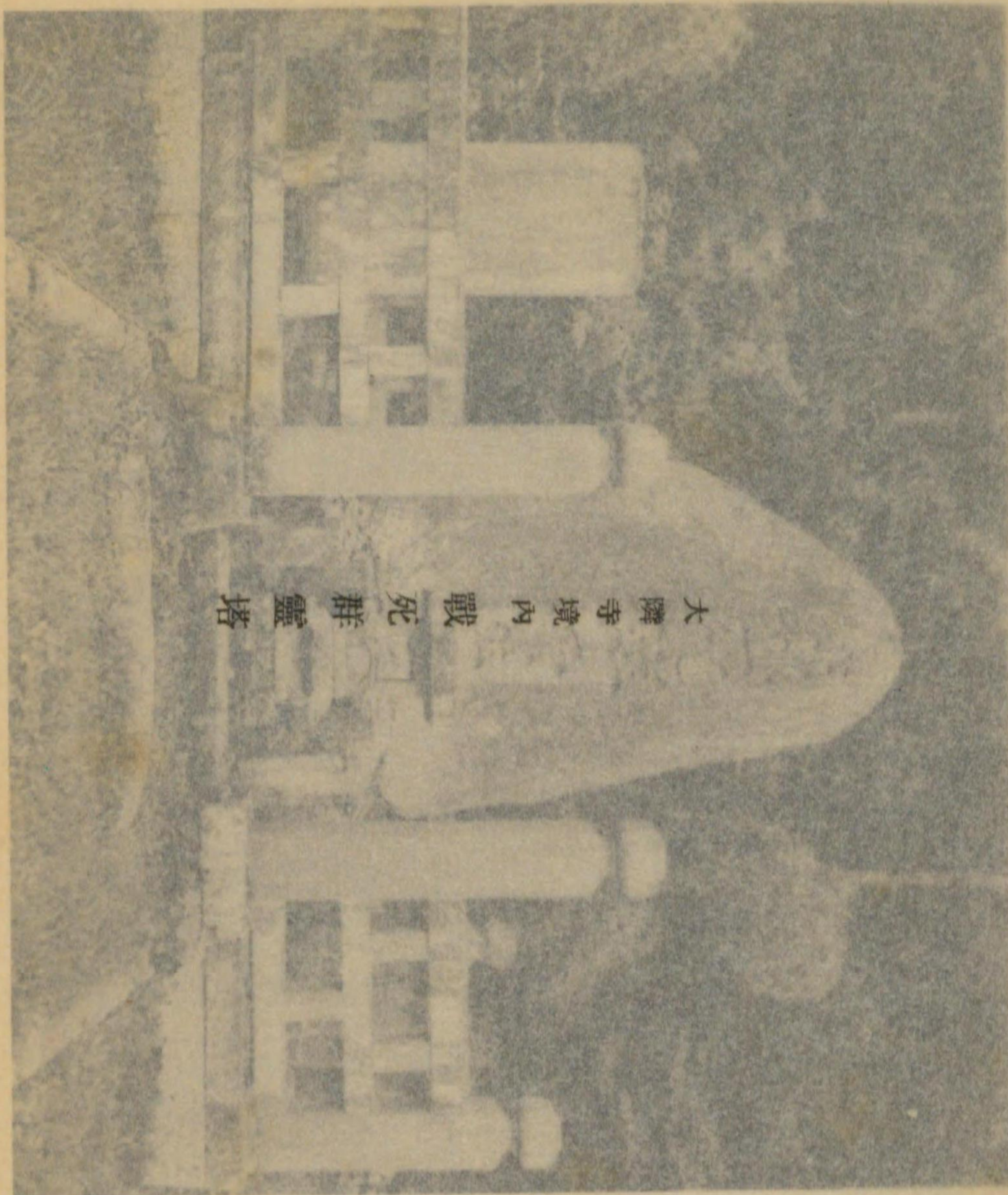
十六升當主 昇 齋 公 肖像



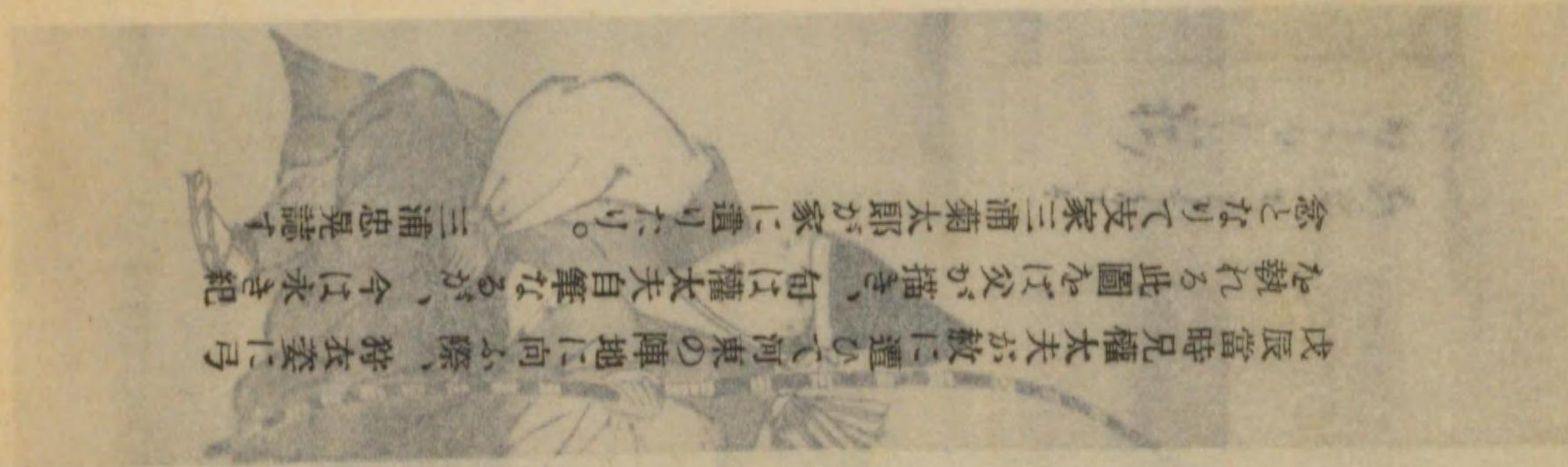
二本松藩史編纂會總裁閣下卜其御家庭



二本外藩史 聯合會 蘇 蘇 閣 下 其 閣 家 親

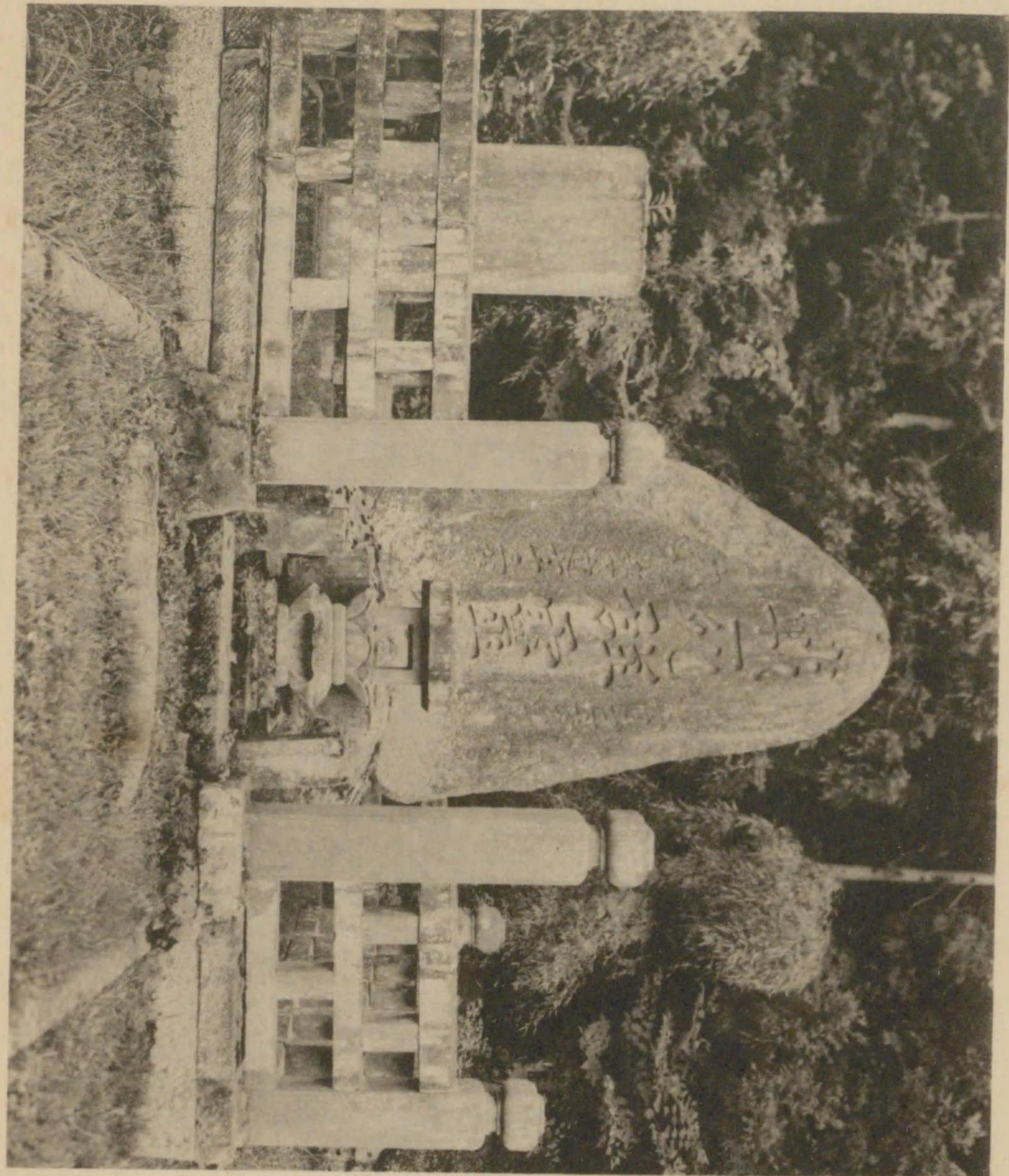


大陣寺境内戦死群靈塔



戊辰當時兄權太夫が敵に逼りて河東の陣地に向ふ際、袴衣姿に弓を執れる此圖をば父が描き、今は權太夫自筆なるが、今は永き絶念となりて其家三浦須太郎が家に遺りたり。三浦忠見識す

忠狗難全士節、聖世今聞、旌遺烈、最喜令名長不朽。
 招加靖國神列、
 先生贈位嘉忠節、今行祭儀、彰義烈、何憚賊軍中一魂、
 三浦忠見翁題 竹内松治
 三浦權太夫肖像 三浦忠見

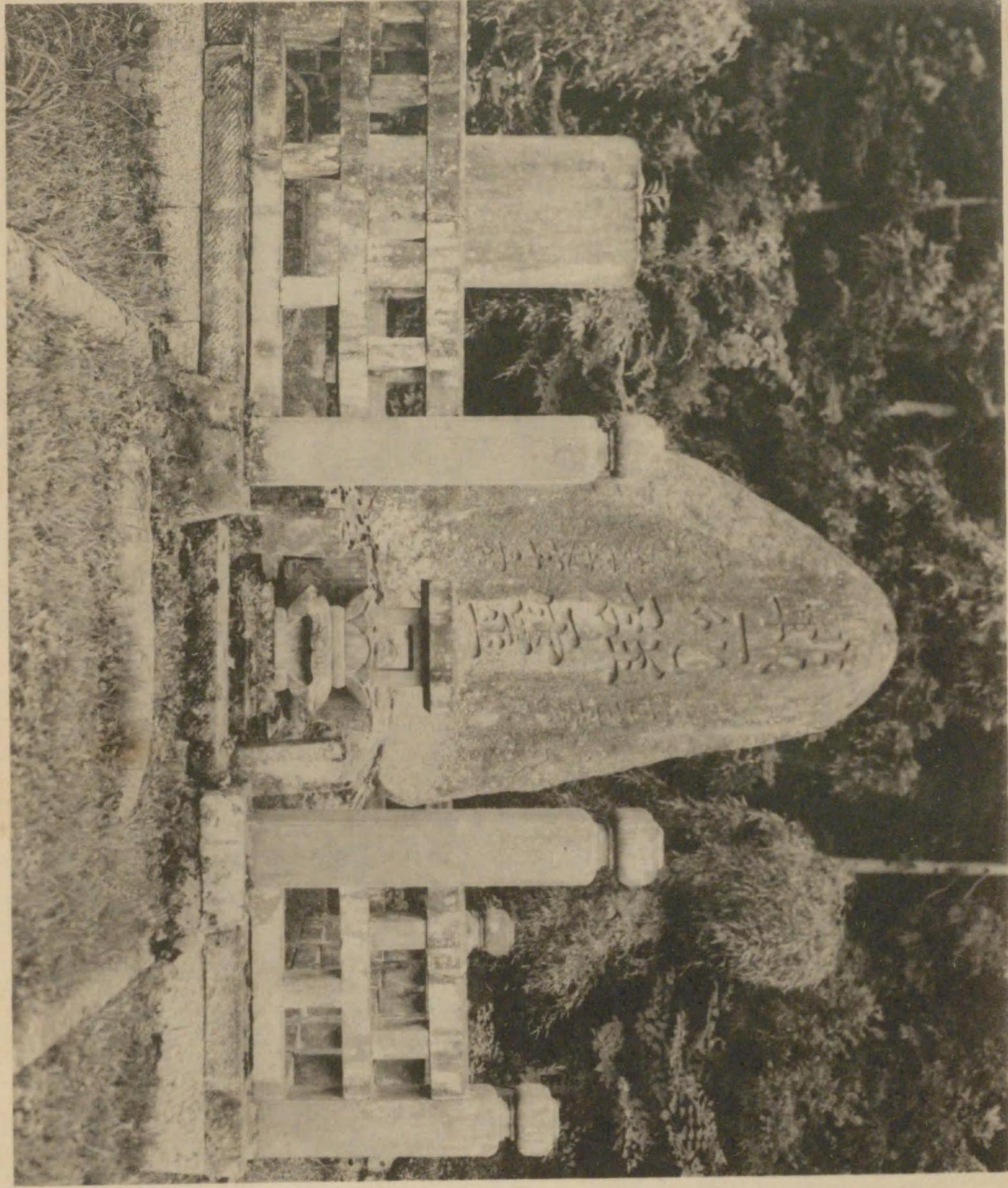


孤忠殉難全士節、聖世今聞隆遺烈、最喜令名長不朽。
 洵在靖國百神列、次三浦忠晃為初韻 竹内松治
 先生贈位嘉忠節、今行祭儀彰義烈、何偉賊軍中一魂、
 招加靖國群神列、三浦忠晃

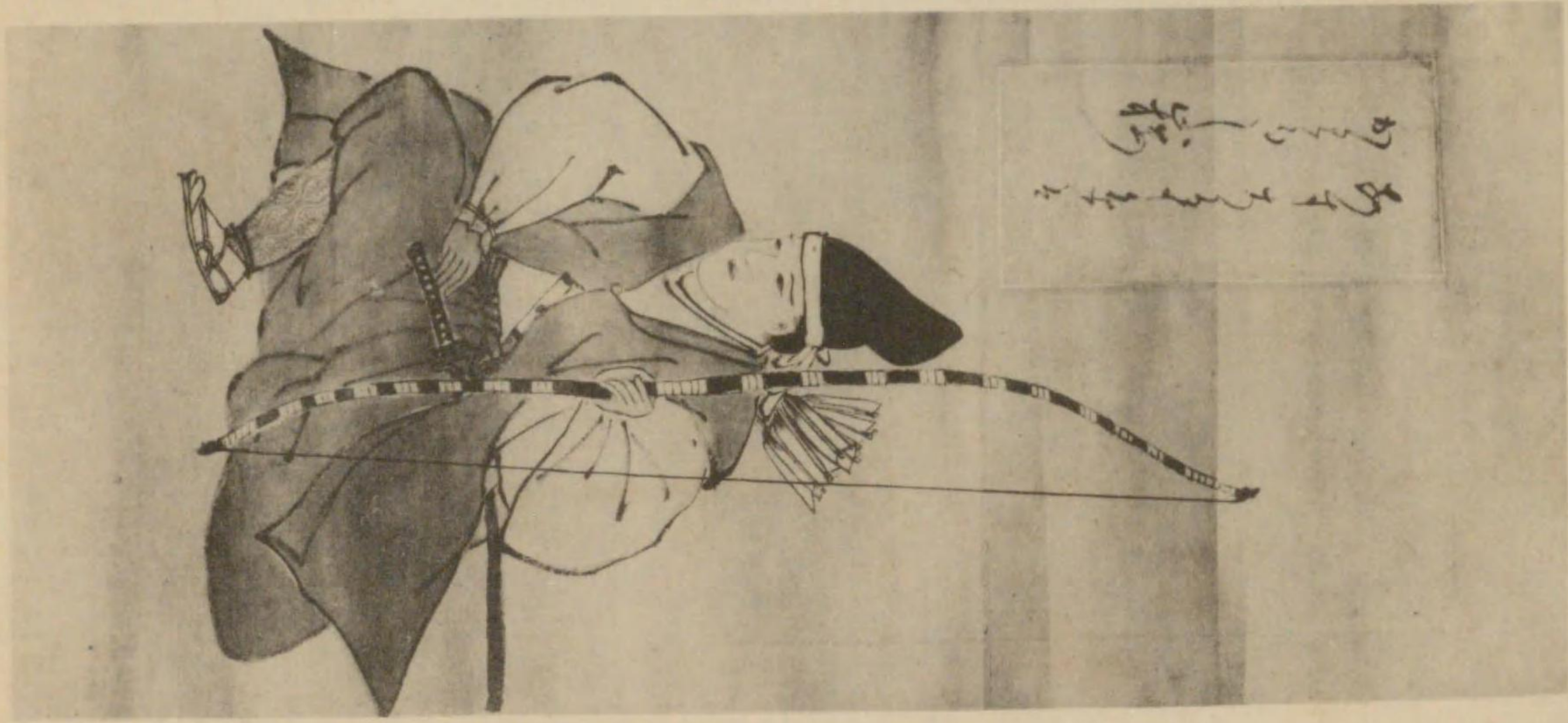
大觀寺敷内 輝次拜靈智

念ふに、この支那三浦藤太源は、遠く、三浦忠晃、
 公時、公時、公時、公時、公時、公時、公時、公時、公時、公時、
 公時、公時、公時、公時、公時、公時、公時、公時、公時、公時、

三浦忠晃



大觀寺内 彈正 源 靈 石



念ふに及ぶ支案三節儀大損は奉り置りたり。三節忠良請下
 式時より此圖より父の御考、信守御大夫自筆するは、今日永考御
 女須當朝只御大夫の御二置りて所東の御旗に向ふ際、御本卷二号

三節忠良請下
 念ふに及ぶ支案三節儀大損は奉り置りたり。三節忠良請下
 式時より此圖より父の御考、信守御大夫自筆するは、今日永考御
 女須當朝只御大夫の御二置りて所東の御旗に向ふ際、御本卷二号

凡 例

一、本書は、元二本松藩関係の人々に依り大正六年九月十五日を以て舉行せられし、戊辰殉難者五十年祭の記念事業の一として企劃せられし者なり。初は戊辰戦史として編述せん考なりしも、中ごろ變更して建藩以來の事蹟の大概を記述することとなり、遂に二本松藩史として出版するに至れり。

一、編纂に着手せしより脱稿に至るまで四箇年を経過せり。故ありて脱稿を急ぎし者にて、此の種の著作としては寧ろ急速に失せる感なくんばあらず。加ふるに編纂委員は何れも公職を帯びたる身にて、纔かに公務の間を偷みて従事せしに過ぎざれば、史實の調査研鑽に相當の力を致すべき暇を得ざりしは委員等の深く遺憾とする所なり。

一、委員は、初より大凡本書の部門を分ち、部によりて各自の擔當記事を定めたり。而して各部稿成るの後、一人の委員之を校閲して、記事の繁簡、詳略成るべく其の均衡を得しめ、以て全篇の體系を整へたりと雖も、尙部によりて用語文體等自ら區々に流れ、彼此相一致せざる者あり、亦已むを得ざる勢なり。

一、資料は、主として舊藩主丹羽子爵家所藏の秘書と舊藩領内諸家に散在せる舊記古文書とに據り、旁ら諸書を参考せり。其中、本書の世記とも見るべき丹羽家の歴代誌は主として同家所

藏の丹羽家譜、丹羽家年譜、丹羽家記に依りたれど、維新前後の記事につきては更に北原雅長編七年史に負ふ所多し。

民政及職制、學制、稅制は主として舊藩士佐倉定左衛門氏の書留に依り、林制は同安部井磐根氏の調査書に依り、間々郷村條例録其の他の諸書を參酌したるも、尙盡さざる者あるを遺憾とす。列傳は主として世臣傳、相生集、墓誌銘、安達郡善行美蹟、安達郡案内等に依りたれども、又傳説を附記したるもあり。

一、以上の舊記、古文書等は、多くは一家の私記なるを以て、記事動もすれば局部に偏し、大體を知り易からず、且つ往々正確を缺ける者なしとせず。因て史實の疑はしきは之を取らず、而して嚴に編者の臆測を加ふることを誡め、務めて記述の精覈ならんことを期せり。

然れども、委員は元來斯道の門外漢なれば、其の知識の謫薄にして、修史力の貧弱なる、本書の體系内容とも尙極めて鹵莽杜撰の譏を免れざるべきは素より其の處なり。若夫完全なる藩史の編纂は姑く之を後の學者に待たん。

一、丹羽家歴代の記事中、其の幕府に對する吉凶慶弔、歲時の献上物等形式的儀禮の交換に關する事項は省略せるもの尠からず。公子女の出生、死亡、婚嫁等に關する事項亦同し。

一、記事中出典を明かにする必要ありと認めたる者は之を其の條下に記入し、若くは之を附録に登載したり。直接藩史に關係なき資料も他日修史の參考となるべき者は亦之を附録中に收

めたり、散逸を防がんためなり。

一、編纂委員として囑託せられしは都て十一人にて、佐倉強哉氏を委員長とし、六人は直接編纂に従事し、四人は主として會計、庶務の整理及資料蒐集に従事せり。其の氏名左の如し。

- | | | | |
|-----|--------------|-------|--------|
| 委員長 | 佐倉 強哉 | | |
| 委員 | 戸城 傳七郎 | 加藤 哲壽 | 田島 敬一郎 |
| | 山田 清藏 | 青山 正一 | 平島 郡三郎 |
| | 以上直接編纂に従事せし者 | | |
| | 伊藤 武壽 | 野地 菊司 | 水野 好之 |
| | 三浦 忠晃 | | (イロハ順) |

一、主要なる參考書類左の如し。

- | | | | | | |
|-----------------|-----|-------------|----|-----------------|----|
| 丹羽家譜傳 | 十冊 | 丹羽家譜 | 六冊 | 明治 慶應丹羽家記 | 三冊 |
| 丹羽家五代御年譜 | 四冊 | 藩鑑 | 五冊 | 世臣傳 佐野武保外四名編 | 十冊 |
| 相生集 大鐘義鳴著 | 二十冊 | 雄藩雜話 | 一冊 | 諸士元帳 丹羽家所藏 | 一冊 |
| 士族卒元帳 丹羽家所藏 | 一冊 | 諸士元帳 奥田知格手記 | 四冊 | 舊二本松藩祿高帳 奥田知格手記 | 一冊 |
| 舊二本松藩職員錄 奥田知格手記 | 二冊 | 鎮將府日誌 官版 | 十冊 | 武藏 忍藩松平忠敬家記 | |

二本松藩史

四

東山道戰記 (大垣藩記錄)	山内豊範家記	仙臺藩記
薩藩報告	岡山藩報告	七年史 北原雅長輯述
會津守護職始末 山川浩著	仙臺藩戊辰史下飯坂秀治編	仙臺戊辰史 藏原相之助著
會津戊辰戰爭 平石辨藏著	戊辰戰史 川崎紫山著	西郷隆盛一代記 村井弦齋著
和田一日記	中島黃山日記	某日記 筆者未詳
黒田傳太回顧之記	榎井將監日誌	村島清右衛門見聞録
崎田傳日記	少年隊私記 水野好之手記	岩井田昨非小傳 瀧川濟著
柳箱集 本田廣海著	冥々句集	松藩餘韻 竹内貞編
東仙文集 竹内貞編	二本松藩御用留	郷村條例録
由來記 安齋虎雄編	安達郡案内 安達郡役所編	
安達郡善行美蹟 安達教育會編	西白河郡誌 西白河郡役所編	
福島縣 林政紀要 藩政編、福島縣藏版	戊辰殉難者五十年祭講話筆記	

附記

一、本書脱稿後故ありて久しく出版の運びに至らざりしが、元編纂委員諸氏及び其の他の有志相謀り、刊行會を設けて其の企畫を實現するに至りしは實に大正十五年七月なり。諸氏は同月中旬始めて東京小此木氏方に會合して、大體の方針及組織を協定し、刊行會事務所を小此木忠七郎氏方に設置せり。在縣有志者中よりは平島松尾青山正一の二氏列席せり。次いで丹羽子爵閣下總裁の名の下に理事十七名を囑託し、内一名を理事長とし、更に在京理事中より常務委員三名を囑託せり。理事長には文學博士服部宇之吉氏、常務委員には小此木忠七郎、依倉孫三、戸城傳七郎の三氏囑託せられ、三氏は各其の事務を分擔し以て閉會の時に及べり。其の間理事會は東京二本松とも各數次開催せられ、理事は便宜其の擔當方部を定めて會員の募集及び其の他の事務に執掌せり。

二、原稿は出版に際して更に全篇を校閲し、訂正増補せし所少からず。校閲は戸城理事主として之に當り、増補の資料は在縣元編纂委員の手によりて供給せられたり。

三、費用は紙數増加等のため豫定外の多額に上り、會費のみにては支辨し得ざる恐れありしも、丹羽子爵家を始め有志會員中より多大の寄附ありしを以て幸に不足を告ぐるに至らざりき。茲に其の好意を感謝す。

凡例

一

一元編纂委員の一人たりし水野好之氏は、野地菊司氏と共に當時主として會計庶務を擔任し、脱稿に至るまで終始間斷なく努力せられし人なるも、不幸にして長逝し、本書の刊行を見るに及ばざりしは遺憾なり。特に記して其の功勞を謝す。

一、刊行會理事として會務に従事せし者左の如し。○印は元編纂委員なり。

理事長 服部宇之吉

○伊藤

武壽

常務員○戸城傳七郎

小此木信六郎

常務員 小此木忠七郎

○加藤哲壽

○田島敬一郎

○野地菊司

○山田清藏

嶺 不二夫

近藤達兒

○青山正一

○佐倉強哉

常務員 佐倉孫三

○三浦忠晃

平島松尾

○平島郡三郎

(イロハ順)

大正十五年十二月

二本松藩史

目次

第一篇 世記

第一章 緒言

一、建藩の由來……………一

二、城主の沿革……………二

第二章 長秀公記……………四

第三章 長重公記……………一七

附、名臣傳略……………一七

第四章 光重公記……………二五

第五章 長次公記……………三五

第六章 長之公記……………四〇

第七章 秀延公記……………四二

目次

次

第八章	高寛公記	四六
第九章	高庸公記	五〇
第十章	長貴公記	五二
第十一章	長祥公記	五六
第十二章	長富公記	五七
第十三章	長國公記	六一
第十四章	長裕公記	七五
第十五章	長保公記附丹羽家歴代	八〇
第二篇 戊辰史		八三
第一章	緒言	八三
第二章	京都警衛	九一
第三章	奥羽越同盟	一〇三
附録	世良參謀暗殺顛末	一四一
第四章	東西兩軍の策戦	一五五
第五章	白河口戦争	一五九

第六章	小野新町及糠澤戦争	一七〇
第七章	本宮口の戦争	一七六
第八章	二本松方面の戦	一九一
第九章	東軍瓦解	二三九
第十章	閩藩立退きの状況	二四三
第十一章	降伏始末	二五一
第十二章	廢藩置縣	二七二
附、戊辰役死傷者一覽		二七六
戊辰史表		二八九
第三篇 列傳		三〇三
第一章	緒言	三〇三
第二章	名士列傳	三〇六
第三章	武藝家列傳	三五八
第四章	學者文藝家列傳	三七五
附、算數家列傳		四三〇

第二章	民	職制 附町村役人	四九四
第一章	緒言	附町村役人	四九四
第二章	一	職制	四九四
第三章	二	天明御條目覺	四九四
第四章	三	享和御條目	四九四
第五章	四	文政御條目	四九四
第六章	五	御代官年中行事	四九四
第七章	六	地方の部	四九四
第八章	七	戸口の部	四九四
第九章	八	課役の部	四九四
第十	九	寺社の部	四九四
第十一	一〇	異變の部	四九四
第十二	一一	雜の部	四九四
第十三	一二	結論	四九四
第十四	附	殿様御廻國記及御用金の事	四九四
第十五	第三章	刑法	四九四
第十六	第四章	林制	四九四
第十七	第五章	税制	四九四
第十八	第六章	學制附醫制	四九四
第十九	第七章	兵制	四九四
第二十	附	家中知行誌	四九四
第二十一	御	次年中行事	四九四

第四篇 藩政

九	寺社の部	五九九
一〇	異變の部	六〇六
一一	雜の部	六二五
一二	結論	六三七
附	殿様御廻國記及御用金の事	六四三
第三章	刑法	六五四
第四章	林制	六五六
第五章	税制	六六四
第六章	學制附醫制	七三四
第七章	兵制	七四〇
附	家中知行誌	七四二
御	次年中行事	七八〇

第五篇 參考資料

一	道の記(丹羽子爵夫人手記)	八三七
二	麗性院様隨行記	八五〇

三 丹羽子爵家より修史館に提出せし書類	八六四
四 降伏始末日記	八六八
五 明治元年御國許始末(中島黃山日記)	八七二
某 日記	八八四
六 黒田傳太回顧の記抄録	九〇〇
七 村島翁見聞記抄録	九二五
八 水戸戦争實況	九四八
九 西陲炮戰秘事記	九五一
一〇 凶 荒 記	九七四
一一 田間日記抄	九八〇
一二 青田原大調練物語略記	九九〇
一三 仇討及百姓騒動記	九九七
以上	

目次終

二本松藩史

第一篇 世記

第一章 緒言

一、建藩の由來

案ずるに藩制は豊臣氏を経て、徳川時代に完成せし者にて、或は之を家中と稱し、一藩君臣の關係に一層親密なる家族組織の意義を有せしめたるが如きも亦豊臣氏以後の事なりとす。徳川時代の謂はゆる封建制度は家中制度の實施に依り始めて完全に成立せる者と謂ふべし。されば嚴密なる意義にて云へば、二本松藩は寛永二十年丹羽氏が白河より移封せられたる時に至り始めて建設せられたるものなること言ふまでもなし。されど斯かる意義より見たる建藩の由來は今絮説する必要を認めず。茲には順序上丹羽氏以前に於ける二本松城主の沿革より概説し、以て謂はゆる二本松藩の奥羽に於ける地理上及歴史上の位置如何を知るの便に供せんと欲す。然れども藩主丹羽氏の歴史としては移封當時の藩主たる光重公を以て藩祖と稱せむは穩當ならず。藩業創立の功は勿論之を長秀長重二公の遺烈に歸せざるべからず。若し地理的關

係を措き單に歴史上より視るときは、二本松藩は即ち丹羽藩なれば此の場合に於ては當然長秀公を以て藩祖とせざるべからず。蓋し藩を稱するに地名を以てするは只一時の便に従へる者にて其の實は寧ろ藩主の名を以て代表するの一層精覈なるに如かざるなり。是れ本篇に於て先づ藩祖二公の功業を略説するの已むべからざる所以なりとす。

二、城主の沿革

二本松城の所在地たる安達郡は逢隈川を以て東西二部に分たる。二本松城は西安達に在り、東安達には四本松城今の小濱町地方ありて二本松と相對し、互に隆替ありき。城主所領の地域も鎌倉時代より戰國時代に至るまで人に依り時代に依りて廣狹大小一ならざりし事勿論なり。**安達氏**——武將にして此の地方に住せしものは安達盛長を以て始とす。盛長藤九郎と稱す、本姓足立氏、又小野田氏とも云ふ。武州足立郡の人。源頼朝を助けて鎌倉幕府の創立に與りて功ありしは人の知る所なり。文治の役亦軍に従ひて功あり。頼朝之を賞し、西安達の地を賜ひて采邑と爲さしむ。足立安達音相同じきを以て盛長是より足立を安達に改めたりと云ふ。盛長の子を出羽守景盛とし、景盛の子を秋田城介義景とし、義景の子を陸奥守恭盛とす。四世相續ぎて住せり。居城は或は永田館と云ひ、或は田地ヶ岡とも云ふ、並に二本松附近の地なり。或は云ふ、安達氏實は鎌倉に在り、其の臣數輩を遣して此に駐屯せしめしに過ぎずと、其の他異説多し

未だ孰れが是なるを知らず。

伴氏及田原氏——東安達には是より先き伴氏あり、文治の役伴武知鎌倉の兵と戰ひて死し、伴氏亡びければ、頼朝其の地を以て田原次郎秀行に賜ふ。秀行は藤原秀郷の裔にして、泰衡の同族なり。子孫四本松城に住して延元年中に至り、足利氏の爲に滅さる。

奥州探題——興國元年、足利尊氏一族石堂義房を遣して奥羽を鎮せしむ、之を奥州探題の始とす。然れども當時は未だ探題の稱を用ひざりき。二年、畠山高國、吉良貞家、石堂氏に代り、始めて探題の稱を用ふ。貞家四本松に居り、高國西安達に在り、二人連署して事を行ふ。此の時高國始めて其の所在地を號し二本松と稱すと云ふ。

觀應元年、尊氏弟直義と難あり、高國其の子國氏と直義に黨す。尊氏貞家をして之を討たしむ。高國父子敗死し、畠山氏の業中絶せり、時に正平六年二月なり。吉良氏は、應永三年貞家の子満家鎌倉に召還せられ、宇都宮氏廣其の後を襲ぎしが、叛を謀りて誅せられ、斯波石橋の二氏相次いで其後を襲げり。

應永二十年、畠山國氏の子國詮關東管領足利持氏の命を奉じて、伊達持宗を大佛城今の福島地方に攻め、頻りに伊達氏の屬城を抜く。功を以て再び奥州探題に任ぜらる。子満泰地を白旗峰に相して城隍を修む、地勢恰も鎌倉に似たりとて、谷七郷に擬して城市を構ふ、規模觀るべき者あり、今の本丸即ち是なり。子孫二本松氏を以て通稱とす。數世を経て右京亮義繼に至る、天正八

年石橋氏共臣大内氏に逐はれ、大内氏は伊達政宗の滅す所となりて四本松城亡ぶ。天正十三年十月、政宗又義繼を攻めて之を殺し、翌年二本松城遂に陥り、島山氏亡びぬ。高國より此に至るまで十一代二百三十餘年と云ふ。

其後の沿革——天正十八年豊臣氏政宗の侵略地を擧げて悉く之を没收し、蒲生氏郷を會津に封じて仙道七郡を領せしむ。慶長三年蒲生氏宇都宮に移され、上杉氏之に代る。六年上杉氏米澤に移され、蒲生氏再び會津を領す。二氏並に城代を置き安達郡を治む。寛永四年蒲生氏伊豫に移され、加藤嘉明會津に封ぜらる。嘉明の次子明利三春三萬石に、女婿松下重綱二本松五萬石に封ぜらる。五年重綱の子長綱明利と其の封地を換へ、明利二本松に入る。十八年明利卒し、家絶ゆ。二十年五月、嘉明の子明成罪あり、悉く所領の地を没收せらる。七月、安達安積二郡十萬七百石の地を以て丹羽光重に賜ふ。八月、光重白河より移りて二本松に入る。是に於て、大に城市を修め、新に政令を布き、藩治の體系始めて完成するに至れり。

第二章 長秀公記

公姓は良峯、諱は長秀、幼名萬千代、通稱五郎左衛門尉。母は野呂氏。天文四年乙未九月、尾張國丹羽郡兒玉邑に生る。修理亮長政公の第二子なり。其の先は桓武天皇より出づ。天皇の第十七子安世王始めて姓を良峯と賜はり、子孫世々尾張國丹羽郡に食む祖諱は忠長始めて氏を丹羽

と稱す、蓋し郡名に取れるなり。父祖並に斯波武衛に仕へて勇名ありき。

公弱冠出で、織田信長に仕へ、常に兵馬の間に從ふ、屢奇功あり、頻りに采邑を増し加へらる。

永祿五年五月、評定衆に列し、軍事民政を與り聽く。信長女を以て之に妻はす。實は異母兄織田信廣の女なり。公是より織田家の宗室に列し、常に一方の重鎮たり。

永祿八年五月、松永久秀等將軍足利義輝を殺す。義輝の弟義昭走りて越前に赴き、朝倉義景に依る。十一年八月、信長之を岐阜に迎へ、將に奉じて以て京に入らんとし、使を佐々木承禎に遣し、共に與にせんことを勸む。承禎肯せず。九月、信長、公及木下秀吉等をして承禎を討たしむ、承禎城を捨て、奔りぬ。信長乃ち義昭を奉じて京に入る、公之が先驅たり。

十二年八月、信長伊勢の國司北畠具教を伐つ、公池田信輝等と大河内城を攻め、之を降す。

元龜元年四月、信長越前を攻め、公及び明智光秀に命じて若狹を循へしむ。五月、信長淺井朝倉二氏と江州姉川に會戦す。公をして出で、横山城に備へしめ、次いで百々屋敷に陣し、佐和山城に備へしむ。佐々木が族黨四方より蜂起せり、公討ちて之を平ぐ。

九月、信長大阪に赴き、本願寺光佐を討つ。淺井朝倉二氏、叡山の僧徒と結び、將に京を侵さんとす。信長之を聞き、師を旋して坂本に陣し、諸將をして叡山を攻めしむ。公秀吉と共に往きて之を援く。敵兵五千險に據り、要撃す、勢甚だ猖獗なり。我が兵奮戰之を破る。敵騎直に公の馬前に迫る、公危し、家臣種橋藤十郎之に死せり。

二年正月、命を受け、佐和山城を攻め、之を降す。淺井氏の屬城なり。信長之を公に賜ひ、且つ采邑五萬貫を加増せらる。是に於て、丹羽氏の領する所、尾濃二州の一部、及若狹半國を合せて、采邑十八萬石を算するに至れり。

天正元年二月、將軍足利義昭、織田氏を討たんと欲し、兵を石山堅田に擧ぐ。信長、公及柴田勝家等を遣し、攻めて之を陥れ、諸將を率ゐて入京す。義昭和を請ふ、乃ち岐阜に凱旋す。信長、公に命じ、潛に兵船十餘隻を造り、以て他日に備へしむ。

七月、義昭再び兵を宇治槇島に擧ぐ。公急を岐阜に告ぐ。信長出で、佐和山に宿し、公と謀る所あり、且日船を泛べて、總軍急に坂本に赴き、進んで二條城を降し、直に宇治槇島に迫る。丹羽氏の兵先鋒たり。義昭懼れて和を請ふ、信長之を河内に放つ。是に於て、足利氏亡び、織田氏代りて近畿に號令す。

八月、信長兵を越前に出し、朝倉氏を討ちて之を滅す、公又先鋒たり。轉じて近江に入り、淺井氏を攻む。長政自殺し、淺井氏亡ぶ。信長、淺井氏の所領を擧げて之を公に賜ふ。此の時、公朝倉氏の家紋三ツ木瓜を取り、丹羽家の徽章と爲す、蓋し戦功を記するなり。

二年三月、信長に従ひ入京す、從五位下に叙せらる。

三年四月、此の頃、廷臣其の采地を失ひ窮乏せる者多し、信長之を憂ひ、公及び村井民部允に命じて、救護策を講ぜしめ、矢へる所の采地を購ひ、之を廷臣に還さしむ。

五月、信長、徳川氏を助けて、武田勝頼の兵と三州長篠に戦ふ、公精兵五百を率ゐ、之に参加す、甲軍敗績す。

十一月、信長長子信忠と入京す、信長權大納言に任ぜられ、右近衛大將を兼ね。信忠、秋田城介に任ぜらる。諸將功に依り叙任せらる者多し。

十二月、木下秀吉從五位下に叙せられ、筑前守に任ぜらる。秀吉請ひて曰はく、臣常に柴田勝家、丹羽長秀二將の武徳を慕ふ、願はくば兩氏の字各一を取り、氏を羽柴と改めんと、信長之を許す。

秀吉是より氏を羽柴と號すと云ふ。

四年、信長大に安土に城き、公をして役を董さしむ。四月成る。更に公に命じ、天主閣を築かしむ、明智光秀命に依り、其の記を撰すと云ふ。信長二人の功を賞し、且つ曰はく、余近年西國を征略し、功成るの日、卿等を以て各鎮西の太守に補せんと欲す。卿等宜しく今より鎮西名家の氏名を用ふべしと。公是より惟住氏を用ひ、光秀惟任氏を用ひき。

五年二月、織田信忠に従ひ、紀州雜賀の一揆を討ち、之を降す。

六年四月、瀧川一益等と丹波に荒木山城守を討ち、轉じて播磨に羽柴秀吉を援ひ、六月、神吉城を攻め、城將神吉民部大輔を戮す。十一月、信長攝州伊丹城主荒木村重を討たんとし、安土を發す、公諸將と進んで伊丹城を圍む。

九年十二月、羽柴秀吉播州より安土に來り、歳末を賀す、信長宴を賜ふ。宴終りて、特に公及び秀

吉を召し國事を議す。

十年三月、信長諸將を部署し大に武田氏と戦ふ。公兵を率ゐて参加し、頻りに諸城を陥る。甲軍大に敗れ、武田氏亡ぶ。

四月、信長子信孝をして四國を伐たしむ、公及び織田信澄、蜂屋伯耆守之に副たり。五月、諸將師を率ゐて發し、大阪に留まる。

六月、明智光秀叛し、信長及び信忠を京都に弑す。報大阪に達す、公大に驚き、信孝と、光秀を誅せんことを議し、急遽大阪を發す。信澄をして大阪城を守らしむ。信澄、光秀に黨し、密かに伊丹の一揆を招き、我が軍を挾撃せんと謀る。公乃ち信孝と師を旋して信澄を討ち、之を誅す。信澄は光秀の女婿なり。會ま伊丹の一揆亦蜂起すとの報あり、公討ちて之を平げ、又大阪に還る。既にして、羽柴秀吉兵二萬餘を以て尼崎に到る。公、信孝と往きて之に會す。明日、光秀の兵と大に山崎に戦ふ。光秀敗走し、遂に土人の爲に殺さる。實に六月十三日なり。

公乃ち秀吉等と尾州清洲に抵り、織田秀信に謁す。秀信は信忠の子なり、時に年甫めて三歳。柴田勝家越前より來り會す。是に於て、諸將相議し、秀信を以て織田氏の嗣として安土城に居らしめ、二叔信雄、信孝を以て後見とし、附するに近江三十萬石を以てす。諸將又關國を割きて各之を管知することゝし、丹羽氏は若狹國全部及び近江の滋賀、高島二郡を領し、坂本城に移住せり。公又諸將と相議し、我及び羽柴、柴田、池田の三家より家臣各一人を派して京師を警護せしむ、公江

口三郎右衛門をして其の任に當らしむ。

十月、柴田勝家瀧川一益等、秀吉の威權日に盛んなるを見て之を嫉み、織田信孝を勸誘し、與に秀吉を除かんと欲す。勝家、信孝交々使を遣し、之を公に説かしむ。公、勝家等の異志あるを疑ひ之を肯ぜず、且つ曰はく、秀吉先君に事ふるや力を致し、忠を盡す、始終一日の如し。其の弑に遭ふや即ち衆に先だちて讐を報じ、幼主を奉じて、嗣を立つ、其の功勞没すべからざる者あり。且つ彼は天縱の英傑、先君の遺志を繼ぎ、天下を裁定せん者、彼を措きて他に求むべからざるなり、之に背くは義に非ずと。乃ち其の使を斥く。秀吉之を聞き、深く公を徳とす。

十一月、秀吉柴田伊賀守を長濱に圍む、公兵を出し、之を援く。伊賀守は勝家の養子なり、和を請ふ、乃ち之を赦す。秀吉進んで將に岐阜を攻めんとす、信孝亦和を請ひ、母を出して質とす。

十一年二月、秀吉兵を長濱に出して勝家に備ふ。公世子鍋丸君を將とし、兵七千餘を以て鹽津海津口を扼せしめ、別に兵三千を敦賀に屯せしめ、自ら坂本城に在りて江北を鎮す。

四月、信孝又兵を岐阜に擧ぐ。秀吉進んで大垣に陣す。勝家、虚に乗じて近江に入り、柴田勝政、佐久間盛政等をして柳瀬砦を攻めしむ。公之を聞き、急遽赴き救ふ。秀吉亦來り會す。到れば則ち砦已に陥り、守將中川清秀之に死せり。且日討ちて大に柴田氏の軍を賤ヶ岳に破り、勝政を獲たり。勝家盛政逃れて北莊に入る。諸將進んで之を圍む、勝家自殺し、城陥る。公勝家の子權六及び盛政を擒にし、之を京師に送る。信孝は織田信雄の爲に攻められ、内野に奔りて自殺せり。

五月、公秀吉と北莊に在り、秀吉公の手を執りて曰はく今日の事一に卿の力に依ると、且つ曰はく今より後、若狹越前の全部及び加賀近江の中各二郡は卿宜しく之を領有し以て北國を鎮すべしと、相率ゐて坂本に歸る。公乃ち居を北莊に移し、鍋丸君をして府中城に居らしめ、功臣の俸を増し、分ちて諸城を守らしむ、儼として北國の藩鎮たり、越前守と稱す。是に於て丹羽氏の領する所實に百二十三萬石餘に達せり。

十二年二月、公世子長重君と兵一萬三千餘を率ゐて入京す、秀吉親しく之を郊外に迎へ、款待頗る渥し。時に秀吉北畠信雄と隙あり、將に相戦はんとす。徳川家康信雄を援く。秀吉援を公に請ふ。公長重君をして兵五千を以て越前に歸らしめ、自ら兵八千を率ゐて尾張に出で小松寺山に陣して聲援を與ふ。秀吉、信雄家康の兵と大に長久手に戦ひ、利あらず、和を講ず。公乃ち師を旋す。秀吉使を遣し公の入京を促す、公疾と稱し出でず。

九月、加州末森城主奥村助右衛門佐々成政が爲に圍まる。末森は前田氏の屬城なり。利家往きて之を救ふ。公村上義明溝口秀勝をして兵三千を率ゐて利家を援けしむ。

十三年三月、秀吉内大臣に任じ、正二位に叙せらる。屢々使を遣し公の入京を促す、公疾未だ癒えざるを以て辭す。四月疾篤し、長重及び老臣等を召し誠めて曰く我死するの後汝等宜しく謹んで内府の教令を遵守し國家を保つべし、苟も他意あるべからずと。又長束正家成田道徳をして、遺書及び刀二口を齎して京都に到り秀吉に贈らしめ、十六日卒す、年五十一、北莊總光寺に葬る。

或は云ふ、公多年積聚を患へしが、此に至り自ら起つべからざるを如り、曰はく我を殺すものは我が敵なりと、腹を割き積聚を抉出して死せりと。或は云ふ、公曾て秀吉の功を重んじ自ら屈して之に従ひしも、其の遂に織田氏を噎し自ら之に代らんとするを見るに及んで憤慨に堪へず自盡せりと。後説或は事實ならんと云ふ。公の秀吉に送られたる遺書家譜傳に載する所左の如し。公自ら起草し侍臣をして書かしめたる者なりとぞ。

煩之儀に付て度々被仰下之趣承届候先書如申上候煩終に驗無之に付て罷上候事致遠慮候殊に五三日已前は此頃可罷登と申上候得共二三日いよゝおもり枕もいさゝかあがらず候條猶五三日見合路次にて相果にして可罷上と存候縱北莊に有之ても今月中相延義は中々有之間敷と存候誠日來は自餘に相替被懸御目いか程之國をも被仰付候處御用にも立候はで口惜候得共それもはや不及是非跡目之儀はせがれ共並家中者共杯をも被合御覽隨其被仰付候て可被下候此式いかゞに候へ共あらみ藤四郎之脇指大かうの刀虎繪進上仕候我等と思召候様にと存候委細成田彌左衛門長束藤兵衛可申上候恐懼

卯月十四日

惟住越前守長秀

秀吉様

參人々御中

公六男八女あり、長子長重公後を繼ぐ。

第三章 長重公記

公諱は長重、少字は鍋丸、長じて五郎左衛門尉と稱す。元龜二年辛未四月十八日濃州岐阜に生る。母は織田氏。天正十年本能寺の變あり、信長弑に遭ふ、豊臣秀吉信長の女を以て公に配せんと欲す、先公之を辭し、幣を秀吉に納る。

十一年二月、先公秀吉を助けて柴田勝家を討つ、公時に甫めて十三、兵七千を率ゐ鹽津海津口を扼す。四月勝家敗走す、公北ぐるを追ひて北莊に到り、敵首數十を獲て之を秀吉に送る。凱旋の後元服式を行ふ、秀吉自ら冠を加へ、贈るに名刀莞爾^{ニハカ}を以てす、刀は柴田權六が佩ぶる所、先公權六を生擒し其の刀を併せて之を秀吉に贈りしものなりとぞ。

十三年、先公北莊に卒す、秀吉使を遣して公に其の遺封を襲がしむ、公乃ち府中より北莊に移り、成田彌左衛門道徳をして府中を留守せしむ。公上洛して襲封の恩を謝す、秀吉之を待すること甚厚し、命じて坂井與右衛門直政江口三郎右衛門正吉をして之に傳たらしむ。

同年八月、佐々成政越中に叛す、秀吉出で、之を討つ、公之が先鋒たり。成政薙髮して出で降り、事平ぐ。是より先き成田道徳豊臣氏の或は我に不利ならんことを恐れ、密かに謀る所あり、此の役秀吉の來るを待ち之を刺さんと欲す、謀稍漏る。秀吉京に歸り、公を召す、待遇の渥き前日に倍せり。徐ろに謂つて曰はく、卿が麾下の士卿の孤弱なるを侮り、或は教令を犯す者あり、恐らくは

他日の亂階を作さん、宜しく今に及んで之を戒めざるべからず。卿が領する所、加賀、越前、近江、三國は之を削除し、若狹一國を以て卿が采邑に充つべし。又若狹の中二萬石を割き、坂井江口の二士に各一萬石を給すべし。然れども、今日除く所の國郡は、卿の長じて自ら國政を聽くを待ちて必ず舊に復せんと。是に於て、秀吉我が老臣及び附庸の城主若干を召して之を己に屬せしむ、溝口伯耆守、村上周防守、青山修理亮、青木民部少輔、戸田武藏守、寺西下野守、上田主水、長東大藏大輔、奥山雅樂助、徳山五兵衛、大島雲八等はなり。次いで人をして成田道徳を殺さしむ。是に於て丹羽氏の領する所、若狹一國に越前の一部を加へ、僅に十二萬三千石に過ぎざるに至れり。公移りて小濱城に住す。

是より先き七月、秀吉關白に任ぜられ、公從ひて入朝し、正四位上に叙せられ、侍從に任ぜらる。

十五年二月、中將に任ぜらる、秀吉贈るに姓氏^{羽柴}及び豊臣氏の家紋桐章を以てす。

此の歳秀吉兵を九州に出し、島津義久を討つ、公諸將と日向の諸城を攻め、之を陥る。我が兵軍令を犯せる者あり、公坐して若狹國を除かれ、加州松任^{四萬石}に移さる。

十八年三月、秀吉北條氏政を小田原に攻む、公兵を出して參加し、堀秀政等と山中城を攻む。

文祿元年、秀吉大舉朝鮮を伐たんとし、出で、肥前名護屋に陣す、公手兵九百餘人を以て本營を警護す。

三年、秀吉諸侯に課し、伏見城を築く、丹羽氏月見櫓の石壁を分擔す。秀吉其の竣工の速かなる

を賞し、賜ふに刀一口を以てす。

四年十二月從三位に叙し、參議兼加賀守に任ぜられ、且つ加賀國小松城八萬五千石餘を加へ賜はる。依て小松を以て居城とす。人呼んで小松宰相と云ふ。坂井江口の二士各新一萬石を與へられ、公に傳たること舊の如し。

慶長三年八月、豊臣秀吉薨す、遺命に依り刀一口を贈らる。

四年、石田三成、小西行長等、徳川家康を除かんと欲し、密かに謀る所あり、諸侯三成等に黨せる者相率ゐて國に就く。前田利長亦之に黨すと傳へらる、家康長重に命じ、密かに利長に備へしむ、利長聞きて心に含む所あり。

五年、上杉景勝會津に據り、遙かに西軍に應ず。家康之を征せんと欲し、利長をして越後口より會津に向はしむ。利長使を我に遣し、俱に兵を發せんと云ふ、公利長の異圖あるを慮り、肯ぜず、利長怒りて我と絶つ。八月、我が大聖寺城を攻め、之を陥る、城將山口宗長之に死す。轉じて小松を攻めんと欲す。會々西軍兵二萬を發し、加賀に入らんと欲すと傳ふる者あり、利長之を聞き、師を金澤に班す、遂に小松城下を経たり。我が兵之を追ひ、其の後陣を撃つ、金澤の兵死傷せる者多し。家康之を聞き、使を遣し、和を議せしむ。九月、和成り、互に貢を出す、公弟長紹をして金澤に質たらしむ。

既にして關原の役あり、東軍大捷、家康進んで大津に次る。公利長と往きて大津に到り、將に翌

日を以て家康に謁せんとす。期に至り、公獨り謁見を許されず、且つ或は重科に處せらるべしとの説あり。公共の徳川氏に對して他意あるにあらざるを辯じ、利長亦公の爲に辯疏する所ありしかば、纒かに免るゝを得たりと云ふ。次いで命あり、所領の封土全部を沒收せらる。或は云ふ、實は利長陽に丹羽氏を庇護して、而して陰に之を陥れしなりと。公乃ち扈從の臣をして、悉く小松に歸らしめ、老臣大谷與兵衛(元秀)成田兵庫(正成)淺見掃部(忠政)三人を隨へて京に入り、暫く大徳寺に留まり、次いで鳥羽邸に移りしが、後徳川秀忠の命あり、新に邸を江戸高繩に築きて移りぬ、實に慶長六年二月なり。

七年、秀忠丹羽長俊を召し、近習とす、長俊は公の弟なり。

八年二月、徳川家康右大臣となり、征夷大將軍に補せらる。八月、公召に應じ、江戸城に詣る、特旨を以て常陸國古渡一萬石を賜はり、官位舊に復せらる、世子秀忠の申請に依ると云ふ、蓋し公會て秀忠と交り厚し、秀忠公の窮厄を哀み、密かに請ふ所ありしなり。公舊臣十餘人を召し、俸を分ちて之に給す。

此の歳、長俊病を以て秀忠の近習を辭す、次弟長紹之に代る。長紹後俸千石を賜はり、左近將監と稱す。

十年四月、將軍家康職を辭す、世子秀忠征夷大將軍に任ぜらる、次いで入京恩を謝す、公之に従ふ。十九年十月、前將軍家康大阪征討の令を發す。十一月、大舉城を圍む。公手兵二十八騎を隨へ、

上杉氏の兵と相並びて嶋野に陣す。城兵伏を設けて待つ。既にして戦起る。公其の伏あるを察し、銃を發ちて之を脅す、伏兵愕き起つ、公兵を靡きて之に迫る、諸軍嗚呼之に従ふ。城兵且つ戦ひ且つ退く。諸將皆公の戦術に長ぜるを稱す。既にして和成り、凱旋す。

二十年五月、和又破る。六日公兵を率ゐて平野に陣し、七日進んで天王寺口に迫る。城兵門を開いて突出す、我が兵善く戦ふ。丹羽九兵衛、丹羽掃部、淺見忠政之に死す。九兵衛名は秀重、傑叟と號す、長秀公の弟なり。八日城陥り、豊臣氏亡ぶ。七月江戸に還る。途に遠州日坂に宿る。賊都鄙に横行し、縦に盜を爲す者あり、公探りて其の巢窟を知り、從士に命じ、賊魁六人を誅す。從士種橋孫三郎之に死す。

十月命あり、大阪役の戦功を録し之を申報す。

元和五年四月、將軍秀忠上洛す、公之に扈從す。是より將軍の上洛毎に扈從するを常とす。此の歳、常陸江戸崎の地一萬石を加増せらる。

八年、奥州棚倉に移され、所領五萬石を與へらる。新に赤楯に城き此に居る。

寛永四年二月、更に五萬石を増し、白河の地十萬石餘を與へらる。白河は奥羽の門口にして、要害の地なるも、地域狹隘なるを以て、大に城市を修築し、二年を経て竣工せり。次いで舊臣諸方に散在せる者を招致す。棚倉以來此に至るまで舊臣の招致せられしもの其の大半に及べり。

九年正月、將軍秀忠薨す。

十年、是より先き江戸愛宕下に賜邸ありしが、幕府増上寺を建立するに及び、或は火災の之に及ぼんことを慮り、請ひて之を還納せり。此に至り代地として永田馬場の地を賜はる。

十三年、幕府東國の諸藩に課し、江戸城外湊を修理す、淺尾數馬介(重常)大谷志摩守(秀成)江口三郎右衛門(正信)を遣し、役を董さしむ。此の歳、城下に大隣寺を建つ。

十四年、閏三月四日、公病を以て江戸の邸に卒す。年六十七、大隣寺に葬る。公天資英邁、武勇倫を絶し、最も兵に長ず、人呼んで鬼五郎左と云ふ。三男三女あり、二子夭し、第三子宮松君後を承く之を光重公と爲す。

附名臣傳略

藩祖長秀公尾州の野に崛起して終に北陸の重鎮となり、長重公其の後を承く不幸にして憾何時に遇はず、一旦民間に落魄するまでの悲運に陥りしも、先考以來の功業と公の英材とは世の普く知る所、潜龍再び躍りて終に雄藩の基礎を造る。畢竟二公の盛徳に外ならずと雖も、而も此間二公に追隨して矢石の間に馳驅し、帷幄に侍して謀議に參し、二公を助けて有終の美を成すに至らしめたる功臣の偉績亦没すべからざる者あり。憾むらくは史籍散逸其の詳を知るに由なしと雖も、舊記に據り左に其の最も著はれたる者若干を掲ぐ。

江口正吉。通稱傳次郎、後三郎右衛門と改む。二公に歴仕して、常に帷幄に參し、出でば兵

に將として、敵を斫り、城を抜く、盛名一世に喧傳し、丹羽の江口か江口の丹羽かと稱せらる。天正十三年丹羽氏所領の大部を除かれ若狹に移さるゝや、秀吉我が老臣十餘人を抜き之を幕下に致しぬ、正吉獨り召に應ぜず、秀吉其志に感じ、正吉及び坂井直政の二人をして長重公に傳たらしめ、給するに俸一萬石を以てす。小松除封の後、子正信と共に一時越前家徳川秀康に仕へ一萬石を領せしが後仕を辭して、京都に住し、同地にて身まかりぬ。白河移封の後再び正信を召して重臣に列せらる。

成田道徳。 彌左衛門と稱す。始め佐久間信盛に仕へ、信盛亡びて後長秀公に召出されし者にて、夙に勇名あり。公越前に守たりしとき、同國勝山城を築きて之に居り、四萬五千石を領せり。天正十三年公薨じ、長重公後を襲ぐ、公乃ち府中より北莊に移り、道徳をして府中の城代たらしむ。此の歳豊臣秀吉佐々成政を征せんと欲し、丹羽氏をして之が先鋒たらしむ。道徳常に豊臣氏の或は我に不利ならんことを恐れ、機に乗じて密かに謀る所あり、而して謀稍漏れたり。事平ぐに及び、秀吉道徳を伊勢の淺間に幽し、後蒲生氏郷に命じ之を殺さしめ、首を京師に梟す。長子三章夭し、次子重忠家を嗣ぎ、彌左衛門と稱す。公古渡入部の後新に所領四百石を賜はりぬ。

坂井直政。 通稱與右衛門。長秀公に事へて戦功あり。公薨するに及び、秀吉特に命じて江口正吉と共に長重公に傳たらしめ、俸一萬石を給し、長子若狹に三千石を與ふ。

青山貞勝(一作宗勝)。通稱修理亮。長秀公の女婿にして、越前丸岡城に居り、三萬五千石を領

せり。後豊臣氏に仕へ、關原役西軍に與して國除かれしが、長重公白河入部の後、貞勝の子長勝を召して、俸五百石を給せらる。

大谷元秀。 與兵衛と稱す、彌兵衛吉秀の子なり。吉秀始めて長秀公に仕へ、戦功多し、俸一萬石を與へらる。勇武絶倫、鬼彌兵衛の稱あり。元秀亦勇武父に譲らず。年十六始めて軍に従ひしより大阪役に至るまで大小二十三戦を経たりと云ふ。常に長重公に侍して臣節を全うし、古渡入部の時新に所領千石を賜はる。子孫相次いで丹羽家の重臣たり。

溝口秀勝。 通稱金右衛門。父勝政始めて長秀公に仕ふ。秀勝幼にして公の侍臣たり。公越前に守たるの時加州大聖寺城に住し、四萬四千石を領せり。後豊臣氏に屬し、伯耆守に任ぜられ、越後新發田城五萬石に封ぜらる。

村上頼勝。 次郎右衛門と稱す、信州村上氏の族なり。長秀公に仕へて小松城に居り、六萬六千石を領せり。後豊臣氏に屬して周防守に任ぜられ、越後村上城十萬石に封ぜらる。

中井重家。 通稱仙兵衛(一作千兵衛)成田道徳が女婿なり。長重公に仕へて八千石を領し、道徳と共に勝山城を守り、小松除封の後去つて加藤嘉明に仕へしが、子孫復び我に仕ふ。

戸田勝成。 武藏と稱す。越前安居域に居り、一萬石を領せしが、後豊臣氏に屬し、關原役に戦死せり。

上田重安。 通稱主水。祖重氏始めて長秀公に仕ふ。重氏の子を重之と云ふ、父に先ちて死

せり。田重之實子孫長を庄左衛門重光と号し、衣を重安とす。重光は二本松上田氏の祖なり。重安弱冠にして軍に従ひ功あり累りに采邑を増し一萬石を領せり。後豊臣氏に屬せしが、關原役後剃髮して宗固と號し、淺野長晟に仕ふ、子孫淺野氏の重臣たり。

青木一重。長秀公に仕へ戦功あり。所領一萬石。後豊臣氏に屬し民部少輔に任ぜらる。

大阪城七手組の一員たり。寺西是成。通稱二郎太郎。長秀公に仕へ一萬石を領せしが、公薨後豊臣氏に仕へ、若州高濱城一萬三千石を領し、下野守に任ぜらる。子是克大阪役後流されて信州に在り、長重公之を白河に召して新に所領を與へらる。

太田美作。長秀公に仕へて一萬石を領せり。後豊臣氏に屬し、子一吉飛彈守に任ぜられ豊後臼杵三萬五千石に封ぜられしが、關原役西軍に黨して國除かれたり。

大島光義。通稱雲八。射を善くし、勇名あり。長秀公に仕へて八千石を領せり。子茂兵衛義唯は長重公の女婿たり。後豊臣氏に仕へしが、關原役には東軍に屬しき。

長束正家。長秀公に仕へ一萬一千石を領せしが、後豊臣氏に屬し、江州水口に封ぜらる。奇才あり、尤も算數經濟に長じ、石田三成と友とし善し。大藏少輔に任ぜられ、五奉行の一人たり。關原役戰敗して自殺せり。

徳山五兵衛。初め柴田氏に仕へ、後長秀公に屬せり。丹羽氏國除かるゝに及びて前田氏に

屬し、後徳川氏の御家人となる。

安養寺猪之介。長秀公に仕へ五千石を領す。大島雲八渡邊半左衛門入江小次郎等と俱に賤ヶ岳の役に功あり。後を詳かにせず。

渡邊半左衛門。勘兵衛入道睡庵が甥と舊記にあり、食祿千五百石。

長江縫殿介。長秀公に仕へ三千石を領せり。子孫蜂須賀氏に仕ふ。

久留島丹波。桑山修理亮。二士何れも長秀公に仕へしが、次いで豊臣氏に屬し、後徳川氏の御家人となる。

岡田將監。初め長秀公に仕へ、次いで加藤清正に屬し、後徳川氏の御家人となる。

奥山雅樂介。長秀公に仕へ、後豊臣氏に屬す。關原役西軍に與し、役後は宗巴と號し、京都今出川の邊に蟄居せし由。

猪飼半左衛門。國領半兵衛。揖斐與右衛門。三士何れも長秀公に仕へ、後徳川氏の御家人となる。

案ずるに、長秀公北陸を鎮するの時、曾て柴田勝家に屬せし諸將士多くは臣禮を執りて幕下に参じたりしが如くなれど、史蹟詳かならず。以上は纔かに丹羽家傳ふる所の一二の舊記に依り其の一斑を録せるのみ。又小松役當時の諸士として舊記に傳ふる所左の如し。

坂井直政(與右衛門)。出前。

坂井若狹。三千石を領す、直政の長子なり。後越前中納言秀康に仕へ、二千七百石を領せり。

坂井平八。直政の次子なり、豊臣家に仕へ、三千石を領せり。

坂井土佐。千五百石、直政の第三子なり。後藤堂氏に仕へ、二千石を領す。

坂井八右衛門。直政の第四子なり。始め前田利長に仕へしが、小松の役起るに及び、父兄と戦ふに忍びず、利長に講うて我に歸せり。公其の志を嘉し、祿千石を與ふ。事平ぐの後、又金澤に復歸せり。

江口正吉(三郎右衛門)。出前。

江口正信。正吉の子なり。初め傳次郎と稱し、後三郎右衛門と改め、薙髮して道寒と號す。食祿三千石。

丹羽秀重。通稱九兵衛、長秀公の弟なり、下りて臣籍に列し、祿五千石を食む。大阪役に戦死せり。

大谷元秀(與兵衛)。五千石。事蹟出前。安養寺猪之介。出前。

丹羽正次。通稱五郎介、山田喜左衛門高定の子なり。高定は長秀公の女婿なりしも、子なかりしを以て、上杉氏の臣野呂某の子を養ひ嗣子とす、即ち正次なり。丹羽氏を賜はり、祿三千石を食めり。小松除封の後退きて京師に住し、古渡入部に及び再び來り仕ふ。改めて伊豆と號し。

後又石見と改む。子孫相次いで重職に在り。

南部武右衛門。初め小早川秀秋に仕へ、征韓の役に功あり。後仕を辭し、武者修行中なりしを、長重公稻葉某の推舉に依りて召し抱へ、祿三千石を與へらる。

永原松雲。實法院と號す。武者修行して北陸に過りしとき、長重公城中に召見して其の才を奇とし、祿千石を與へらる。後淺野幸長に仕へ、五百石を領せり。

大谷次右衛門。與兵衛元秀が甥にて、三千石を領せり。

渡邊半左衛門。出前。

西脇左門。食祿千石。後金森氏に仕ふ。

成田助九郎。小松の役に功あり。後前田氏に仕へ三千石を領せり。

森次左衛門。森彌五八の子にして、七百石を食み、足輕大將たり。

松村孫三郎。七百石の足輕大將にて、小松の役に殊功あり。事平きて後、前田利長徵すに四千石を以てせしも、孫三郎其の丹羽家の仇家なるを以て就くを屑しとせず。後命により富田信濃守に仕へ、三千石を領せしが、江州にて病死せり。子孫三郎寺澤兵庫頭に仕へ、光重公の時再び丹羽家に來り仕へしも、故ありて家絶えたり。

櫻木源太。六百石。足輕大將なり。

佐々太右衛門。六百石。足輕大將なり。

寺澤又右衛門。四百石。小松の役に戦死せり。

不破奎兵衛。三百石。小松の役に戦死せり。

安彦左馬助。

宮田小兵衛。

櫻木助左衛門。

拜卿治太夫。

田利長に近仕せしが、小松の役起るに及び、暇を請ひて歸り、丹羽家の爲に戦死せり。

澤野次郎左衛門。

岡田縫殿助。

古田五兵衛。足輕大將なり。

團七兵衛。

不破與右衛門。

小池新之丞。

大津壹岐。傳十郎正繼が子にて、母は長秀公の妹なり。正繼織田家に仕へて二萬石或は云

ふ五千石を領せり。舊記に、壹岐藤堂家に仕へしが、故ありて逐はれしを、長重公白河入部の後に

召されたりとあり。小松除封の後一時藤堂家に仕へしものか、詳かならず。丹羽少兵衛重明が

外戚の親なり。

第四章 光重公記

諱は光重、初諱は長榮、元和七年十二月二十八日江戸愛宕下町の假邸に生る。幼名宮松丸。從三位參議長重公の第三子なり。生母は山形氏。

九年棚倉城に入る。

寛永四年江戸に歸る、生母山形氏を伴ふ。是に於て立ちて世子となり、嫡母織田氏を以て養母

となす。初め長重公あることを夫人織田氏に秘せり、蓋し之を忌憚せるなり。今茲に公已に

七歳、公聽に達せざるを得ず、是に於て老臣樽井重繼彌五左衛門、世に智慧彌五左と稱すに命じ始

めて之を夫人に告ぐ。織田氏曰はく我平生介意する所あり、故に此の懐劍を脱せず、今日相見

に及んで意始めて安しと、手づから短刀を取つて重繼に投げ與ふ。公稟性穎敏にして和氣溫容

あり、夫人大に悦び、慈願望外に出づ。是より公織田氏に養はる。

此の歳先公に従ひ始めて將軍家光に謁し、西城に於て前將軍秀忠に謁す。

大十一年十二月父に従ひ又將軍に謁す。元服して從五位下に叙し、左京亮に任ぜらる、特に諱の

一字を賜はり名を光重と改む。十三年八月六日公命により安藤重長右京進、上州高崎城主の女を娶り、九月廿六日婚儀を整ふ。

十二日公暇を賜はり始めて封邑白河に入る。

十四年三月長重公江府に在りて病重し、乃ち請うて出府看護す。閏三月四日長重公薨す、白河大隣寺に歸葬す。四月封を襲ぐ。十二月將軍に謁し、拜謝す、老臣丹羽正吉、莊兵衛、淺尾重常、數馬介、樽井重繼、從ひて謁す。是より襲封拜謝の日三老臣の拜謁後代の例規となる。

十五年正月二十四日、増上寺に於て前將軍七回忌の法會あり、命を承けて寺の極樂橋を警衛する、前後三日。

十六年四月參觀の期満ち、公暇を賜はる。白銀二百枚、時服三十領を拜受す。此の後參觀交代毎に必ず此の賜あり、後代の例規となる、之を江府參觀交代の初とす。歸邑の日使者を以て謝し、物を獻す、是れ亦例規となる。

公白川に入るや、庶民出で、國境に迎ふ。老父を扶けて出づるものあり、路傍に蹲踞するに違あらず。公馬を駐めて其の孝を賞し、金若干を與ふ。翌年出府の日父母を介抱し奉送するもの前年に倍す、公老臣を召して曰はく、孝子益多し、賞典宜しく前年に倍すべし。老臣答へて曰はく、是れ庶民去年の恩賚を羨望し、放蕩の徒の偽りて孝子を裝ふのみ。獨り封内の民のみならず、他邦の人民も亦混する者あらん、此の如きもの何ぞ賞を用ふるを爲さんと。公悦ばずして曰はく、民其の父母に孝なれば則ち其の賞を受くることを知る、縱令一時の僞舉なりとも不孝を改むるは是れ孝子の始なり、眞僞は論せずして可なりと、乃ち額を倍して之を施す。四方之を聞きて善

政と稱す。

此の歳諸侯幕府の命を奉じ老臣の子弟を江戸に出す、之を證人と云ふ。我れ丹羽正吉、淺尾重常、江口正信、三郎右衛門の子弟を出さしむ。後樽井重繼を遣はし淺尾に代らしむ。此の證人制度は爾後約二十七年にして廢止せられたり。

十七年四月參觀す。將軍に謁し太刀馬代銀百枚、蠟燭千挺を獻す、是れ亦例規となる。後に綿二百把を以て蠟燭に易ふ。

是より先き、本藩の參觀は宜しく伊達、佐竹、上杉の三氏參觀の後、に於てすべしとの命あり。蓋し白川は奥羽咽喉の地なるを以てなり。因て以後四月を以て參觀の例規と爲し、二本松へ移封の後も尙此の例に依れりと云ふ。

十八年正月二十九日江戸桶町失火、芝宇多川町に延燒す、増上寺危し。公親ら士卒を指揮し、防禦甚だ力む、幸にして免るゝを得たり。人之を徳とし、幕府亦其の功を賞す。

四月歸邑す。六月命に依り日光山東照廟の石塔婆を助修す。幕府我が董役の士江口正信、日野重尙、新右衛門、丹羽長勝、助兵衛、三人を召し、時服白銀を賜ふ、各差あり。

十九年四月將軍日光山に詣す。是より先き命あり、諸侯をして各其の系譜を日光廟に納めしむ。丹羽家納るゝ所の系譜藤原を姓となし、丹羽を氏となし、長政を始祖となし、尾張を本國となせり。後藤原を改めて良峯となす、蓋し後年公の遺書に依り訂正せしなり。遺書に曰はく、當家

本来良峯の姓より出づ、寛永年中史館諸家の系譜を精選するに當り誤りて藤原の姓と稱せり。因て吾が子孫に告ぐ、宜しく時の至るを待ち之を官家に啓し、以て其の本に復すべしと。

四月參觀す。

十二月晦日從四位下に叙し、左京太夫に任ぜらる。

二十年四月歸邑の命あり、未だ發せず。五月二日酒井忠勝宮内少輔溝口宣直(出雲守)王岐頼行(山城守)と同じく會津若松城を衛戍すべきの命あり。城主加藤明成(式部少輔)故ありて石見に竄せられたるに因る。上杉定勝(彈正)大弼死づ兵を出して警衛す。三日公江戸を發して白河に入り、十九日若松に到る。淺尾重常、江口正信、榊井重繼、丹羽長勝、丹羽重政(主膳)、本淺見氏、丹羽重次(八左衛門)高根壽久(三右衛門)等步騎三千八百餘を率ゐ之に従ふ。丹羽正吉、日野重尙をして白河を留守せしむ。二十一日幕吏宮城和甫(越中守)伊丹康勝(順齋)町野幸和(長門守)立會の下に城を收む。次て正信長勝を遣し、屬城猪苗代を收めしむ。

同年六月二十八日江府に召さる。即日單騎若松を發し、七月朔登營す。封を二本松に移さるゝの命あり。此に於て若松の戍兵を解く。八月二日白川城を松平忠次(式部少輔)に交付す、丹羽正吉、日野重尙之を代理す。同日二本松城を相馬義胤より受く、淺尾重常之を代理す。二本松は當時若松の支城たり、加藤氏貶せらるゝの後相馬氏之を戍れるなり。幕吏伊丹康勝等授受を監督せり。同日公暇を得始めて二本松に入り、國法を更定す。所領安達郡六十九箇村、安積郡四十

一箇村、合計十萬七百石餘なり。外に田村郡二萬石を管轄す。

正保元年四月參觀す。此の歳三春城主松平重綱(石見守)罪あり、城除かる。幕府吏を遣はし之を監督せしむ。四月七日我が藩をして三春を衛戍せしむるの命あり。公江戸を發して、先づ二本松に到り、次いで三春に入り、城地の授受を檢閲し、即日歸邑せり。十月再び參觀す。

二年江戸に在り。

三年大に二本松城市を修築す。地は元會津の支城たり、加藤明利(民部少輔)之に居る。城地狹隘にして藩治を敷くに便ならず。公乃ち命じて丘陵を平げ、行路を通じ、家屋數百を造りて藩士の住宅とし、更に郊外を拓きて市區を經營し、郭の内外通するに四門を以てし、十年にして功成りぬ。

四年四月歸邑す。

慶安元年四月東照宮の忌辰に丁り將軍日光山に詣す。公二本松に在り、使を遣はして道服五領を獻じ、次いで登山の日晷積一箱を獻す。此の月參觀す、遂に日光に詣す。例規の外土產馬二頭を獻す。六月二十日夫人安藤氏江戸に卒す。淺草靈山寺後本所に移るに葬る。

二年四月將軍の世子日光山に詣す、使者を以て馬具及熊皮を贈る。六月二十日江府地大に震ふ、江戸城破壊す。使者河原林吉兵衛を遣はし候問す。此の歳大隣寺及び常宣寺(今の台運寺)を再建す。二寺は本と白川に在りしを二本松に移し、ものなるが、今回更に大隣寺を城の良の地

(今の遍照尊寺の地と云ふ)に建立して先考の廟所とし、又常宣寺を建立して將軍秀忠の位牌を安置し、在邑の日は必ず之に參詣するを例とせり。

三年九月將軍の世子西城に徙る。使者を以て賀し、刀架並に鹽盤一双手巾架一箇を贈る。

四年四月十五日東照宮を東叡山に祀る。士卒を派して山内を警衛せしめ、石燈籠兩基を獻す。次いで公參詣し、太刀馬代白銀十枚を納む。此の月將軍家光薨す。遺骸先づ東叡山に入り、後日光山に葬る。

同月公暇を賜はり俄に歸邑す。今年諸侯公暇を賜はるものなし、獨り東國に於て公、西國に於て本多正勝(天內記)あるのみ、世に東西不慮に備ふるがためなりと云ふ。

六月徳川氏世子家綱後を嗣ぎ、本城に入る。使者江口正信を以て賀し、太刀馬代黄金一枚を獻す。八月家綱征夷大將軍内大臣に任ぜらる。使者を以て賀し、太刀馬代を獻す。十一月洪鐘を城南の山上に置き時を報ぜしむ、銘は前の南禪寺僧元良の撰する所なり。

承應元年四月參觀す。(以下參觀一々記せず)

二年三月世子長次を携へて始めて將軍に謁せしめ、物を獻す。七月十五日養母織田氏江戸に卒す、芝高輪泉岳寺に葬る。八月將軍右大臣に任ず、公子綱重及綱吉亦叙位の御沙汰あり、使者樽井重繼を以て賀し、太刀馬代を獻す。

三年四月皇居御造營に付白銀を獻す。九月天皇崩御す、使者を以て香奠を獻す。

明曆二年正月後西院天皇即位したまふ、使者丹羽重政を以て奉賀し、幣物を獻す。此の歲繼室楠笥氏を娶る、三位黃門隆朝の女なり。

三年正月十八日江戸大火、翌十九日に至る。餘焰江戸城に及ぶ。我が藩命を受け西城の外郭を防禦す。西城纔かに免れ、將軍之に徙るを得たり。此の日我が櫻田及八丁堀の邸亦類焼せり、仍て永田町の邸に移住す。

二月歸邑し、江戸城火災御見舞として小銃百挺及漱盤一箇を獻す。今年諸侯江戸城を修築す。我が藩其の第三門(鑰赤門)の石壁及兩櫓を造る。日野重尙成田正貞(彌左衛門)を奉行とし、内藤正行(四郎兵衛)川木某勘左衛門坂川某忠右衛門安保某忠左衛門等之に屬す。幕府其の功を賞し、且つ董役の士六人に物を賜ふ、各差あり。

萬治元年閏十二月公侍從に任じ、世子長次從五位に叙し、若狹守に任ぜらる。

二年正月二日登營し、正を賀す。待遇前例に比し一等を進めらる、侍從に任ぜられたるに依るなり。新年宴集、玄猪、五節句の賀儀亦之に準じ、且つ歸邑參觀の都度上使を賜はるの例此の時より始まる。後には官位に拘はらず此の例に依れり。五月歸邑す、物を獻じ之を謝す。使者營中に於て執政に謁す、次いで執政使者に報章を交付し時服二領を與ふ、亦後規となる。九月江戸城落成、將軍西城より徙る。使者樽井彌五左衛門を以て賀す。

三年四月十四日公許を得、長女を池田綱政に嫁す、綱政は光政の長子なり。凡そ嫁娶公許を得

て之を行ふを例とせり。六月十六日(嘉祥日と云ふ)將軍に陪し、茶菓を賜はる。是亦後規となる。十一月世子長次始めて公暇を賜はる、是より父子並に參觀交代す。

寛文元年八月二本松熊野宮を鹽澤村より城南栗柵山に遷す。管内田村郡田村莊守山に大元明王あり、鎮守山泰平寺と云ふ、將軍田村利仁の開基にて、奥陲の古刹なり、年久しうして伽藍頽敗甚し。公命じて之を修築し、御朱印三百石を賜ふ。此の歳大隣寺を城南下成田村に遷す。

三年四月靈元天皇即位したまふ、使者淺尾成常(九郎右衛門)を以て奉賀し、幣物を獻す。五月幕府諸侯を召して武家法令を布告す、條件多く先規に依る、其中更に殉死を嚴禁するの條あり、世善政と稱す。

四年四月濟家派大嶽和尚を請じ、松岡寺を城下栗柵山に創建す。五年七月十三日東照宮五十回忌に相當するを以て幕府諸侯に命じ證人を出すことを停む。此の歳黃檗高泉和尚を請じて一寺(珊瑚寺)を城下瀧澤に創建す。和尚は隱元の高弟なり。

六年八月高野山興山寺住職雲堂法印違犯の事あり、丹羽家に預けらる。九年二月罪許され、猶二本松に在り。延寶二年爲めに城下に一寺を建つ、遍照尊寺是なり。八年二月朔江戸大火あり、我が櫻田及永田町の兩邸延焼す。十二月櫻田の邸地と秋田季久淡路守が青山長者丸の邸地とを交換す。爾後永田町を本邸となす。

九年十一月二十一日皇后入内したまふ。使者内藤正行を以て奉賀し、太刀馬代黄金二枚及皇后宮に白銀十枚を獻す。

十一年六月二女を松平義昌に、七月三女を西尾忠成に嫁す。義昌は出雲守と稱す、徳川光友の第三子なり、後奥州梁川三萬石に封ぜらる。忠成は隱岐守と稱す、土浦城主なり。

十二年五月八日皇居炎上す、使者中川助右衛門を以て御機嫌を伺ひ奉る。延寶元年安達郡木幡山辨財天宮の古塔を修理す、源頼義の開基と云ふ。是より先明暦元年九月莊田五十石を寄附し、又治陸寺を創建し、洪鐘を置けり。

三年二月大隣寺を城西瀧澤に移す。九月十四日生母山形氏永田町の本邸に卒す、泉岳寺に葬る。向きに重症の報あるや、公遽かに出府の途に上りしが、須賀川に到りて訃を開き、果さずして回りぬ。

十一月皇居落成主上還幸したまふ。使者徳山政法(七郎右衛門)を以て奉賀し、太刀馬代黄金二枚及皇后宮に白銀百兩を獻す。十二月世子長次從四位下に叙せらる。五年八月松岡寺に九十石を寄附す。

六年四月公病あり、使者安田八左衛門を以て參觀延期を上申し、五月に至り出府す。此の歳請うて管内田村郡を奉還す。寛永二十年より管轄すること三十六年なり。七年三月五日老軀多病の故を以て骸骨を請ふ。四月七日許さる。即日世子長次襲封す。十

五日將軍に謁して致仕を謝し、太刀馬代黄金一枚並に猩々緋五間を獻す。次いで使者大谷彦十郎を以て刀一口茶壺一具を獻す。刀は栗田口久國作、茶壺は龜山葉茶壺と稱す、織田信長の愛翫せし物なりとぞ。其の他執政に若干の贈物あり。六月二本松に退隱す。八月祝髮して玉峯と號し、本町谷の別館に移住す、是より林泉を樂み復た世事を顧みず。

元祿八年、寢室の傍に一小堂を建て、慈恩堂と號し、僧高泉をして扁額を書せしむ。中央に釋迦觀世音毘沙門の像、右に長秀公及先考先妣の靈牌、左に自像を安置し、朝夕讀經禮拜し、事故あれば僧侶を招きて代勤せしむ、日として怠ることなかりき。

十三年十一月病あり。十四年四月病革まる。公自ら起たざるを知り、家政の條令を制して、手づから老臣等に授けて曰はく、秀延尙幼なり、宜しく此の條目に依りて輔翼すべしと。其の要に曰はく、節儉を示して奢侈の漸を防げ。玩具の類鄙事を以てして放逸ならしむる勿れ。上は公命を尊重し、下は士民を仁恤せよ。大事あるに當りては、公私を論ぜず、備前少將綱政の指令を受けよ。他の意見を信用すること勿れ。小事は汝等商議して之を決せよ。百事先蹤を守り、時勢の損益を考へ、苟も私意を挟むこと勿れと。爾後病褥を以て禪床と爲し、純一工夫の外復た他事なし。十一月卒す、年八十一。公豫め自ら廟號法諱を書して之を匣中に藏せり、慈明院玉峰性瑤と云ふ。二十七日大隣寺に葬る。公性剛毅、柔弱を喜ばず。其の幼なるや先考豫め奢侈の風を防ぎ、飲食衣服の制殊に節儉を旨とし、起居甚だ緊嚴なりき。樽井彌五左衛門之を輔佐し、種橋主

馬介之が副たり。中川本眞、文右衛門、山中平右衛門、山中次左衛門、大桶長三郎(後六右衛門)、中井五郎四郎、土屋甚右衛門、奥野彦兵衛、北條市十郎(後新左衛門)、關口蘇庵之に近仕す、皆尋常の士にあらず。就中中川某は、公誕生以來夫妻力を協せて襁負し、封地棚倉往來の途中の如き、扈從奉仕の親切なる宛ら實子に異ならざりきとぞ。公長ずるに及んで、溫順寛和、一世の間終に些の過なきを得たるは一に先考の教育宜しきを得たるの致す所と云ふ。

六月遺物を頒つ、將軍に狩野元信筆三幅一對、同夫人に西行筆歌合軸物、桂昌院に紅白川蓼蝶軸物等なり、其の他執政へも夫々の贈物あり、亦後例となる。

第五章 長次公記

公諱は長次、幼名鍋丸、長じて大膳と稱す、光重公の長子なり。寛永二十年九月十五日江戸櫻田の本邸に生る。母は安藤氏。

慶安二年四月鍋丸を改めて大膳と稱す。

承德二年三月十五日父に従ひ始めて將軍家綱に謁す、時に年十一。

萬治元年閏十二月永田町の邸に元服す。二十七日從五位下に叙し、若狹守に任ぜらる。

寛文元年十二月七日阿波守松平光隆(本氏蜂須賀)の女を娶る。

十一年瘡を患ふ。

十二年三月公暇を得、病を豆州伊東及熱海に養ふ。

延寛三年十二月二十六日從四位下に叙せらる。

五年三月青山長者丸町の別邸に移る。

七年四月七日光重公致仕し、公封を襲ぐ。十五日將軍に謁し、太刀馬代黄金三十枚綿二百把を獻す。同日老臣丹羽重明(莊兵衛)、江口正倫(三郎右衛門)、和田清安(彌一右衛門)將軍に謁し、重明は太刀馬代銀一枚及小袖二領、正倫清安は各太刀馬代銀一枚を獻す。十七日東叡山東照宮に太刀馬代黄金、大猷殿に白銀百兩を寄進す。二十四日増上寺台徳殿に白銀百兩を寄進す。六月公暇歸邑の途日光山に詣し、東照宮に太刀馬代黄金、大猷殿に白銀百兩を寄進す。皆襲封を謝するの禮なり。

八年五月將軍家綱薨す、弟綱吉立つ。同月十九日諸侯の誓書を徴す、其の文左の如し。

起證文前書之事

一 今度被 仰出候 上意之趣毛頭違背不仕當 上様え大切に御奉公可仕事

一 私儀縱如何様の儀御座候共彌以無二心相勤可申事

一 奉對 公儀御一門方並諸大名次に雖自分之一家縁者知音之好身惡心一味之申合仕間敷事

右之條於相背者

神文

延寶八申年五月十九日

丹羽若狹守長次血判

酒井雅樂頭殿

稻葉美濃守殿

大久保加賀守殿

土井能登守殿

堀田備中守殿

大目付 某殿(姓名不詳)

八月十九日後水尾法皇崩す。閏八月六日使者丹羽長明(五郎右衛門)を以て香奠銀五十兩を泉涌寺に獻す。二十三日權大納言徳川綱吉征夷大將軍に補せらる。公束帶登營して之を賀す。

元和元年四月、奥羽巡見使保田甚兵衛、佐々木喜三郎、飯河傳右衛門等、會津を経て我が領内に來り巡視す。

同月十九日公暇を賜はる、即日將軍に謁し拜謝す。將軍公に千壽院義廣の刀を賜ふ。八月玉峯公藩の軍制を補正す。

二年八月朝鮮國信使來聘す、公命に依り鞍馬六匹を豆州三島に出して迎送し、使者崎田傳右衛門をして事に從はしむ。

三年五月日光山地大に震ふ。閏五月眞田信房、内藤義規、戸澤光義、津輕信政と同じく、日光山宮

殿修築手傳の命あり。江口正倫、種橋重章助之進をして役を董さしむ、岡田貞房(長兵衛)、土屋有房(甚右衛門)、武谷重則(五郎太夫)之に従ふ。

八月公親しく日光山に到り工事を視る。十一月三日再び登山す、正還宮式あり、次いで大法會を執行せらる、公士卒を帥めて警衛す。我が修造せる塔は寛永十八年六月先代光重公の建てられし者なり。十一月幕府其の功を賞し、十二月董役の五士に物を賜はる、各差あり。

閏五月二十八日、公子徳松君江戸に夭す。

八月封内に鶴を獲、將軍に獻す、以後毎年始めて獲る所の鶴は之を幕府に獻するを例とせり。

貞享元年二月、本年九月まで參觀を免さる、前年日光廟修築の慰勞なり。四月十六日祖長秀公の百回忌法會を大隣寺に執行す。五月六日、是より先き本年二月、長重公が將軍家康より受くる所の諸感狀並に公の系譜傳一卷を差出すべきの命あり、是に至りて成り、使者岩瀬半右衛門をして幕府に出さしむ。

二年二月二十二日後西院上皇崩御。使者杉村正時を以て香奠白銀五十兩を泉涌寺に獻す。

十四日急命あり、幕府番頭荒川定照(出羽守)及其の子右近、左近を預り、三月五日二本松に護送す。

八月二十二日繼母楠箆氏卒す、泉岳寺に葬る。

三年三月四日、長重公の五十回法會を大隣寺に執行す、同時に徳山政法をして白川天祥寺に於て法會を行はしむ。二十五日荒川氏父子三人赦さる。七月七日之を其の一類柘植半右衛門に

交付す。

四年四月東山天皇即位したまふ、使者成田正忠、彌太右衛門を以て奉賀す、獻上物例の如し。九

月六日弟重昌始めて將軍に謁す。

元祿元年五月十八日急命あり、佐久間勝親(織部)を預り、六月朔二本松に護送す。

三年十月光重公病あり、因て公暇を乞ひ十五日歸省す、發するに臨み公、醫長島道仙を伴ふ。已にして病癒え、十一月公再び出府す。

四年正月二日預り人佐久間勝親二本松に病死す。幕府吏を派して死體を檢せしめ、之を封内龍泉寺に葬る。二月羽州置賜郡公料檢地の命を承く。丹羽明雅(勘右衛門)を遣はして監督せしむ、内藤正富(新五右衛門)、原爲昌(太右衛門)、小澤正房(佐右衛門)、郡嘉内、伊藤彌兵衛之に屬す、三月より六月に至り檢地終る、其の地面凡そ三萬石餘なり。翌年四月服役の六士營中に召され、賜を受くる各差あり。

六月二十六日、公實子なきの故を以て弟主殿重昌を以て養子となさんことを幕府に請ふ。七月二十六日認可あり、乃ち重昌を世子となし、諱を長之と改む。八月十五日世子始めて將軍に謁す。

五年十二月十八日公侍從に任じ、世子長之從五位下に叙し、越前守に任ぜらる。二十八日任官を謝して、將軍に太刀馬代黄金一枚、小袖十領及同夫人に白銀二十枚を獻す。使者長屋政武(茂左

衛門を京都に遣はし口宣を拜戴せしむ。

七年閏七月世子長之始めて公暇を賜はる。

九年十二月五日左京太夫に任ぜらる。

十日明正天皇崩す、使者日野丹右衛門を以て香奠を獻する例の如し。二十九日皇后入内したまふ、使者内藤正富を以て奉賀す、獻上物例の如し。

十一年三月封内安積郡を巡視す。

此の歳六月公癰を患ふ。二十六日江戸永田町の邸に卒す、享年五十六。二十九日泉岳寺に葬る。法號興國院殿節山麟功大居士。長之公後を嗣ぎ、次いで先考の遺物として將軍に三條吉家作刀一口、兼好筆和歌集、及同夫人に二條爲右卿筆新勅撰集、桂昌院に後陽成天皇宸筆歌仙手鑑を贈る。

第六章 長之公記

公諱は長之、初諱は重昌、主殿と稱す。二本松城に生る。幼名千菊丸。光重公の第二子なり。母は松田氏。

貞享四年九月六日始めて將軍綱吉に謁す、此の時名を主殿と改め、諱を重昌と稱す。是より月次登城して寄合席に列せり。

元祿五年七月長次公の嗣となる。即日諱を長之と改む。八月青山長者丸町の別邸に移住す。九月二十一日長子辰之助君生る。十二月十二日夭す。同月公從五位下に叙し、越前守に任ぜらる。

六年三月朔次子五郎三郎君生る。

十一年六月長次公江戸に在り、病重し、公時に二本松に在り、往きて看護せんと請ふ、指令未だ到らず、二十六日終に卒す。七月喪中に出府す。八月二十一日永田町の本邸に移る。二十三日封を襲ぐ。二十八日將軍に謁し襲封を謝す。

十二年六月二十六日先考の一周忌に丁る、使者澤崎金左衛門をして泉岳寺に代拜せしめ、高野山三寶院に靈牌を安置せしむ。初め群臣の謁を受くること五節句八朔を例とせしが、本年更に終朔十二月朔を加へて祝日となす。後年之に倣ふ。此の歳二本松鎮守兩社に玄米五十石を寄附す。

十一月、玉峯老公和田性水彌一右衛門清安、致仕して性水と號す、及松井直治、彦之丞に命じて家系を撰輯せしむ、藩祖長秀公より本年に至る、其の間約百六十五年なり。

十二月二十八日、此の日玉峯老公の誕辰に當れり、公爲に群臣を會して壽八十の賀筵を開き、物を賜ふこと各差あり、老公時に年七十九、節已に立春に達せしを以て、豫め其の壽を祝せしなり。

十三年七月玉峯老公孝子水野喜兵衛を賞す。喜兵衛は安達小濱町の民、性質直、父母に事へて

至孝なり。居常嘆じて曰はく我れ父母の恩報じ難きを知り、之に事ふる所以を知らずと。初め家甚貧しかりしが、壯なるに及んで家富み、金穀を出して窮民を賑はすに至れり。老公之を聞き特に召して其の孝を賞し具物を賜ふと云ふ。

十二月公病あり七日永田町の邸に卒す、年四十五。二十五日二本松大隣寺に歸葬す。法號嚴松院殿徽外宗絃大居士。翌年遺物を將軍、同夫人、桂昌院等に頒つこと先例に依る。

第七章 秀延公記

公諱は秀延、初諱は尹重、江戸青山長者丸町の邸に生る。幼名五郎三郎、長之公の第二子なり。母は松本氏。

元祿十一年六月祖長次公卒し、八月先考長之公封を襲ぐ。是より父に従ひて永田町の邸に移住す。

十三年十二月先考卒す。

十四年正月諱を尹重と稱す。二月三日封を襲ぐ。十五日初めて將軍綱吉に謁し、襲封を謝す。老臣丹羽重休、圖書、成田正忠、彌左衛門、丹羽眞武、勘右衛門亦従ひ謁す。幣物都て舊に仍る。四月十一日曾祖光重公卒す。

四月幕府使番溝口勝興、兩番大久保忠誠を國目付として二本松に派す。六月十八日兩使二本

松に入る、公尙幼なるを以て封内を監督する所以なり。兩使滞在約半年にして、十一月二十五日歸府の途に就けり。

十五年二月二十一日四谷新宿失火、我が青山長者丸町の別邸類焼す。

十六年十月十七日祖母蜂須賀氏江戸八町堀の邸に卒す、享年五十、泉岳寺に葬る。

十一月二十二日江戸大地震あり。二十八日松平大膳大夫、松平右衛門督、立花飛驒守、戸澤上總介、加藤遠江守、稻葉能登守と同じく江戸城修築の命を受く、我が負擔せしは上下の梅林門、平川口、帶曲輪なり。丹羽重休をして役を董さしむ。内藤正富(新五右衛門)、高根壽久、上田用茂(伊織)、黒田倫忠(傳太夫)、佐野相宣(善兵衛)、鈴木正則(七郎兵衛)、味岡正辰(繁右衛門)、木本廣當(市兵衛)之に屬す。壽久は業半にして病死し、丹羽清治(一學)之に代れり。翌年七月朔幕府我が功を賞して時服二十領を賜ひ、董役の九士亦物を賜はる、各差あり。

十二月從五位下に叙し、左京太夫に任ぜらる。

寶永元年九月二十五日備後福山城主對馬守阿部正邦の女と婚約あり、正徳四年七月九日婚儀を整ふ。

寶永四年四月六日元服す。

五年三月四日京師火あり、皇居炎上す。使者長澤正也(小一左衛門)を以て御機嫌を伺ひ奉る。同月命に依り金貳千拾四兩を幕府に納む、去年富士山焼け東海道地方被害甚しかりしを以て復

舊土木費を諸侯に課せられたるなり。五月四日松田氏二本松に卒す、城下蓮華寺に葬る。

十二月十八日從四位下に敍せらる、使者水野林好(匠作)を遣はし口宣を拜戴す。

六年正月十日將軍綱吉薨じ、家宣統を繼ぐ。二月六日誓詞を出す舊規に同じ。

四月二日二本松北條谷町失火郭外に延焼す、凡そ二百餘戸。十二日始めて公暇の命を承く。

五月朔家宣征夷大將軍に任ぜらる。

八月伊勢大神宮に高百石を寄進す。

同月天皇痘を患へたまふ。我が京都留守居川副介八を以て御機嫌を伺ひ奉り、白銀十枚を獻

す。十二月皇居落成、主上還幸あらせらる、使者岡田興次(元右衛門)を以て賀し奉る、獻上物例の如

し。

同月十七日天皇崩じたまふ。使者岡貞高(七左衛門)を以て香奠白銀五十兩を泉涌寺に奉納す。

七年四月陸奥國巡見使細井佐治(右衛門)、北條新左衛門、新見七右衛門來る。

十二月中御門天皇即位したまふ。使者丹羽正春(三太左衛門)を以て賀し奉る、獻上物例の如し。

正徳元年京都に於て邸地を買ふ。

八月朝鮮國信使來聘す。鞍馬四頭を豆州三島に出して其の用に供し、使者長澤正也副使城田

喜成(平太夫)をして從事せしむ。

二年十月十四日將軍家宣葬す、増上寺に葬る。世子家繼後を承く。我が公誓詞を入るゝこと

例の如し。四月四日家繼征夷大將軍に任ぜらる。

五年七月二本松池の入町蓮華寺に二十五石を寄附す。

享保元年四月將軍家繼薨す。嗣なし。紀伊中納言吉宗後を承く。公誓詞を入る。八月吉宗

征夷大將軍に任ぜらる。

二年正月二十二日南八丁堀の別邸類焼す。同月陸奥國巡見使有馬内膳、小笠原三右衛門、高城

孫四郎我が封内に入る。五月朔江戸鍛冶橋外五郎兵衛町失火築地に延焼す、命により士卒を帥

ゐて之を防ぐ。五日登營端午の節を賀す、將軍執政井上正岑(河内守)を以て防火の勞を賞せらる。

七月朝鮮國信使來聘す、我が藩鞍馬四頭を出して之を送り、江戸より遠州舞坂に至る、使者大谷信

堅(平馬)副使高根壽有(八之平)之に従事す。七月五日生母松本氏卒す、二本松台運寺に葬る。

七年四月參覲す、太刀一腰、馬代白銀二十枚、綿三十把を獻す、命により舊例を減するなり。七月

三日幕府諸侯に令して曰はく、祿高一萬石に付米百石を納むべし、是に因て在江戸勤務半年を免

ずと。

八年三月公暇を與へられ、白紗綾二十卷、白銀三十枚を賜はる、亦舊例より減するなり。

九年十一月將軍子長福を立て、嗣となし家重と稱す。十二月公諱尹重を秀延と改む、將軍家

世子の諱を避くるなり。

十二年十二月十日江戸二番町失火我が永田町の邸類焼す。

享保十三年正月七日、公邑に在り、俄かに中症を患ふ。已に参観の期迫りぬ、依りて請うて公醫小川玄孝を二本松に招く。二月二日使者高橋種貞(七郎)を以て参観の延期を申告す。三月病少しく癒え参観す。水戸路を経て江戸青山長者丸町の別邸に入る。五月四日病革まる。公實子なし、一族相議し、丹羽五左衛門の子百介を養嗣子とし、公の妹を以て之に配せんことを請ふ。五日認可あり、公次いで卒す。享年三十六。二本松大隣寺に歸葬す。法號泰雲院殿鐵山玄榮大居士。

第八章 高寛公記

公諱は高寛、幼名百介、寶永五年正月二十七日江戸常盤橋町奉行役宅に生る、丹羽長道の長子なり。母は澤井氏。長道通稱五左衛門、後近江守と稱す、祖長秀公の第六子長紹四世の孫にして、幕臣たり、祿千五百石を領せり。

享保十三年五月六日、公別家丹羽氏より入りて先考の喪に居り、先夫人阿部氏を以て養母となす。六月二十三日襲封の命を受け、二十七日名を五郎左衛門と改む。七月朔始めて將軍吉宗に謁し襲封を謝す、幣物例規の外馬一頭を加ふ。同年九月七日從五位下に敘し、左京太夫に任せらる。

十四年三月上田用茂(藏人)を越前福井總光寺に遣はし、祖長秀公の廟に代拜せしむ。去年秋公

始めて邑に入り藩政を改革するや、祖長秀公の廟何處に在るかと問ふ、知れる者なし、乃ち用茂を福井に遣はして之を搜索せしむ。廟は同國宗徳寺に在り、而して靈牌は總光寺に安置せられたり、事蹟始めて明かなるを得たり。是に於て法會を執行し、香奠若干を兩寺に納む。是より毎年四月十六日代拜使を遣はすを例とせり。天正十三年長秀公薨じてより茲に至るまで約百四十四年なり。

此の月十九日陸奥國信夫郡の農民百六十五人我が城下に來り嗷訴する所あり。使者野田政盛(何右衛門)を以て幕府に報告す。二十六日命を承けて農民に説諭し解散せしめ、同時に國境を警衛す。兵卒隊長原勝政(七郎左衛門)を吉倉口に、中川左衛門を針道口に、岡貞高(七左衛門)を飯野口に、小川藤能(平助)を内木幡口に派す。信夫郡代官岡田俊政(莊太夫)江戸より來り、四月四日我が城下を過ぐ、乃ち兵六隊を以て之を大森陣屋に護送す。物頭青山玄蕃、高橋種貞(七郎)、長屋萬副、茂左衛門、丹羽明平(丹治)、水野林好(匠作)、和田吉包(要人)、目付山岡義多(常右衛門)、岡田元右衛門、郡奉行小澤正隣(長右衛門)、作事奉行木村正征(五右衛門)、醫師土屋元安(壽仙)、永井壽軒、水谷養元等、士卒計六百八十四人なり。別に青山正武(介左衛門)、青山一郎兵衛をして八町目境を警衛せしむ。二十八日に至りて事平ぎぬ。

十五年二月九日長子百介君二本松に生る。四月乘馬一頭を幕府に獻す、是より毎五年に一回獻するを例とせり。六月二十二日婚儀を執行す。二十三日特命により奥州伊達信夫兩郡の内

五萬石餘を管轄す。二十五日代官岡田俊政より管地を引繼ぐ、郡代山岡義多常右衛門郡奉行片岡房明斧右衛門代官西崎善純團右衛門門澤半平、羽木佐貞權藏等をして事に當らしむ。十二月命に依り、内藤備後守、相馬彈正少弼と同じく日光廟の修築を助く。江口正道を奉行とし、副ふるに淺尾常晟を以てし、原昌好太右衛門、中井時明小右衛門、黒田倫紀傳太夫、岡田元右衛門、寺西榮清安左衛門之に屬す。

十六年四月公日光に往きて工事を督す。十一月再び往く。十二月四日正遷宮式あり、次いで時服二十領を賜はり、従事の士七名に亦物を賜はる、各差あり。

十七年二月次子權十郎君二本松に生る、幾くもなくして夭す。

八月六日靈元上皇崩す。使者長屋萬副茂左衛門を以て香奠を泉涌寺に獻す。

十九年三月軍制を改正す。十六日祖長秀公百五十回の法會を大隣寺に執行し、越前の廟所に代拜使丹羽長共を遣る。

十二月十八日從四位下に敘せらる、

二十年八月二十七日生母澤井氏小川町の邸に卒す、本所猿江町慈眼寺に葬る。

十一月三日櫻町天皇即位したまふ、使者和田安武外記左衛門を以て賀し奉る。

元文元年三月四日長重公百回忌の法會を大隣寺に執行す。十七日三男千菊丸君二本松に生る。

二年四月十一日中御門上皇崩す。使者小川平介を以て香奠を泉涌寺に獻す。

四年正月二十七日長子百介君立ちて世子となり、五郎左衛門高庸と稱す。

寛保元年四月五日長女名縁初名春子を阿部正右伊豫守に嫁す、正右は備後福山城主なり。十三日世子高庸君始めて將軍吉宗に謁す。十一月二十三日養母阿部氏八町堀の邸に卒す、本所法恩寺に葬る。十二月二十五日世子高庸君從五位下に敘し、若狭守に任ぜらる。

二年四月公病あり。十一月十七日伊達信夫兩郡の管轄を免さる。享保十五年より今年まで十三年なり。

三年閏四月公青山長者丸町の別邸に入り病を養ふ。

延享二年正月二十五日四子久丸君江戸に生る。二月十二日青山六道辻失火、我が長者丸の別邸類焼す、依て永田町本邸に歸住す。

五月六日病を告げて致仕せんと請ふ。九日許さる。即日世子高庸君封を襲ぎ、八月公青山長者丸町の別邸に隱栖す、時に年三十八。

寶曆十二年十月剃髮して豁如と號す。

明和六年夏病漸く篤し。六月二十九日江戸南八丁堀の邸に卒す、享年六十二。七月大隣寺に歸葬す。法號天嶽院豁如了然大居士。

第九章 高庸公記

公諱は高庸通稱五郎左衛門高寛公の長子なり。享保十五年二月九日二本松城に生る。幼名百介。生母は久保氏。

元文四年正月二十七日立ちて世子となる時に年十歳。

五年十二月二十三日諱を高庸と號す。

寛保元年三月二十三日名百介を改め五郎左衛門と稱す。四月十三日始めて將軍吉宗に謁す。十二月二十五日從五位下に敘し、若狹守に任ぜらる。

延享二年五月九日高寛公病を告げて致任す、公即日封を襲ぐ。十五日老臣淺尾常晟彌一左衛門、成田正徳監物、樽井倫林源左衛門を以て襲封を謝す。八月大に藩政を改革す、就中生育の制は後世稱して公一世の偉業となす。十月將軍吉宗職を辭し、世子家重後を繼ぐ。

三年四月奥羽巡見使山口勘兵衛、神保新五左衛門、細井金五郎我が封内に入る。

九月二十一日桃園天皇即位し給ふ、使者大谷君達兵庫を以て賀し奉る。十一月二十三日命を承け、松平豊數土佐守、有馬頼僮中務大輔、松平重寛相模守、中川久貞修理大夫、黒田長國(甲斐守)と同じく濃勢兩州の川浚を勤む。江口正存を奉行とし、岩井田希夷(舍人)之に副たり。赤田協(外記)、成田正富(彌儀右衛門)、原胤長(勘兵衛)、上崎公充(善左衛門)、松下三十郎、佐野滿武(善兵衛)、下河邊員行之に

屬す。翌年七月朔幕府其の功を賞して時服二十領を賜ひ、當事の士九名亦賜を受くる各差あり。八月法律を改正し、始めて笞刑を加ふ。

寛延三年四月櫻町上皇崩じ給ふ、使者味岡包格(繁右衛門)を以て香奠を泉涌寺に獻す。十二月十八日從四位下に敘せらる。

寶曆元年三月晦日有馬頼僮(中務大輔)の女を娶る、未だ婚儀を整へず、四月二十五日夫人卒す、澁谷祥雲寺に葬る。六月二十日前將軍吉宗薨す。

六年五月十八日長子宮松丸君二本松に生る、母は宮澤氏。六月二十五日大納言徳川宗宣の女と婚儀整ふ。

九年五月二十三日夫人徳川氏卒す、芝泉岳寺に葬る。

十年二月四日將軍家重職を辭し、世子家治統を繼ぐ。九月家治征夷大將軍に任ず。十一月八日誓詞を納る。同日晦日次子勇之助君後に織部長恒(永田町)の邸に生る。

十一年三月、奥羽巡見使榊原左兵衛布施藤五郎、久松彦左衛門我が封内に入る。六月前將軍家重薨す。

十二年七月二十一日桃園天皇崩御。使者丹羽敬明(舍人)を以て香奠を泉涌寺に獻す。十二月十一日長子五郎左衛門(宮松丸)を立て、世子となす。

十三年二月十六日命に依り増上寺堂坊を修築す、本山安清(内記)を奉行とし、樽井久栖(彌五右衛

門之に副たり。土屋有良(甚右衛門)、成田正富、渡邊從賢(彌次兵衛)、横田邦寧(求馬)、原胤長(勘兵衛)、丹羽敬明(依包可政(源兵衛)之に屬す。十一月幕府其の功を賞し且つ當事の士に物を賜ふこと各差あり。

此の月二十七日後櫻町天皇即位し給ふ、使者内藤公雄を以て賀し奉る。

明和二年六月十六日養母丹羽氏永田町の邸に卒す、本所法恩寺に葬る。

十二月、公病久しく癒えず、十一日終に永田町の邸に卒す、享年三十六。二十一日二本松大隣寺に歸葬す。法號大洞院殿柏庭宗樹大居士。

第十章 長貴公記

公諱は長貴、通稱五郎左衛門、高庸公の長子なり。寶曆六年五月十八日二本松城に生る。幼名

宮松丸。生母は宮澤氏。

九年五月二十三日嫡母徳川氏卒す。

十二年十二月名を五郎左衛門と改稱し、諱を長貴と號す。同月十一日立ちて世子となる。

明和二年十二月十一日高庸公卒す。三年正月二十七日公封を襲ぐ。二月十五日始めて將軍

家治及世子家基に謁す。老臣丹羽忠周(圖書、本山安清(内記)、大谷君達彦十郎)從ひて將軍に謁す。

十二月十九日公從五位下に敘し、左京太夫に任ぜらる。

四年四月九日二本松城下松岡町失火、郭内外に及び、家中二百一戸、町家五百四十四戸を延焼す、神社、佛閣、穀倉等類焼せる者甚多し、後世稱して明和の大火と云ふ。

六年六月二十九日祖高寛公江戸に卒す。

八年四月二十八日後櫻町天皇即位し給ふ、使者丹羽昔明(勘右衛門)を以て賀し奉る。此の歳諸國大に旱す、我が封内の損害約五萬二千四百三十石なり。

安永元年二月二十九日江戸大火、江戸城延焼す。十二月十八日從四位下に敘せらる。

二年閏三月主上御惱平癒あらせらる、使者井上信富(恒左衛門)を以て賀し奉る。九月封邑を巡視す。十二月九日伊達村侯(遠江守)の女を迎へ夫人とす。

四年五月甲州地方川浚御手傳の命を受け、役を課す、日野和前を奉行とし、丹羽庸常を副とす。

青山正致、横田求馬、吉田守榮、成田綏(彌格)、吉岡太左衛門、寺西良知(二郎介)、石橋貞紹(十郎左衛門)之に屬す。

五年八月十三日、我が南八丁堀の邸地(二千四百八十五坪、向河岸四十坪)と松平武元(右近將監)が芝新網の邸地(三千四百五十坪)とを交換す。

八年十一月九日後桃園天皇崩じ給ふ、使者渡邊敏義(岡右衛門)を以て香奠を泉涌寺に獻す。

九年八月十六日故あり夫人伊達氏を去る。十月二十二日長子鍋太郎君永田町の邸に生る。

十二月四日光格天皇即位し給ふ。使者青山正致(副使田邊喜輝(軌))を以て賀し奉る。

天明三年四月二十一日公暇を賜はる、當日襲封以來公務出精の賞詞あり。此の歳奥羽凶作、我が領内の損害九萬九千石餘、實に寛永二十年移封以來未曾有の大凶作なり。

四年四月十六日祖長秀公二百回忌辰に丁り、花澤通護二郎左衛門を福井に遣はし代拜せしむ。

六年三月四日、長重公百五十回忌辰に付、代拜使丹羽茂致、彌右衛門を白川長壽院に遣る。此の月赤子生育法を改定す、以て永世の基本となす。後年隣國諸侯此の制に倣ふ者多しと云ふ。五月二十三日次子健五郎君永田町の邸に生る。九月將軍家治薨じ、十一月家齊職を襲ぐ。同月十三日誓詞を納る。

七年二月十四日二本松地方大風、城郭爲に破損せる所あり。八月江戸深川扇橋なる水野忠韶の邸地五千八百四十八坪を譲り受く。

八年正月晦日京師大火、皇居炎上す。使者安井時廉、與七郎を以て御機嫌を伺ひ奉る。三月十七日、使者山岡芳昌、紋太を京師に遣はし、主上痘瘡御平癒を賀し奉る。五月奥羽巡見使藤澤要人、川口久助、三枝十兵衛我が封内に入る。

寛政元年二月四日使者八木孝道、藏太を以て將軍の成婚を賀す。三月二十八日濃勢兩州川浚御手傳として御用金壹萬六千四百六拾九兩壹分永錢貳拾貳文貳分を課せらる。四月五日長子鍋太郎君を立て世子となす。

二年六月、生育養老の法を實施し、封内農商の赤子及九十歳以上の男女に各綿衣一領を與ふ、以

て後世の成規となす。

三月十四日第三子修藏君二本松に生る。五月二十五日祖母久保氏二本松に卒す、台運寺に葬る。十月幕府吏大岡源右衛門を遣はし我が城米を検査す。同月二十六日史館の需めにより、四代長次公以後の系譜を撰輯す。

三年正月皇居落成す。使者高根正盛、孫右衛門を以て賀し奉る。同月二十七日第四子駒松君永田町の邸に生る。

四年正月窮民救育所を二本松市外大壇に設く。

二月三代光重公本藩に移封せられてより茲に百五十年、今や德澤四境に普く、領内平穩にして民其の業を樂めり。此の月特に群臣を召して酒饌を城中に賜ふ。三月安積郡を巡察す。九月二十五日世子長祥始めて將軍に謁す。十二月十六日公侍從に任ぜらる。世子從五位下に敘し、大炊頭に任ぜらる。

五年正月十一日使者澤崎實詮、金左衛門を白川に遣はし、任官を大隣公の廟に告ぐ。

六年正月十日麴町失火、我が永田町の本邸類焼す、邸の一部なる別舎を假邸とす。三月皇后入内し給ふ、使者木村智孝、造酒を以て賀し奉る。四月十五日將軍に謁す、病後初めての謁見なり、將軍特に優旨を賜ひ之を勞す。

八年三月二十一日公永田町の假邸に卒す。享年四十一。公人となり豪邁不羈、細節に拘せず、

行動往々常軌を逸す、頗る古英雄の風あり。雄峯院覺道俊英と謚し、二本松大隣寺に歸葬す。世子長祥公後を承ぐ。

第十一章 長祥公記

公諱は長祥、初諱は希驥、長貴公の長子なり。安永九年十月二十二日江戸永田町の邸に生る。幼名鍋太郎。母は石川氏。

寛政元年四月五日立ちて世子となり、諱を希驥と號す。四年九月十二日諱を長祥と改む。二十五日始めて將軍家齊に謁す。十二月十六日從五位下に敘し、大炊頭に任ぜらる。

八年三月二十一日長貴公卒す。五月十三日公封を襲ぐ。六月朔老臣和田清實、彌一右衛門、高根壽赫、三右衛門、日野和僊、源太左衛門を從へ將軍に謁す。十三日左京大夫に任ぜらる。十九日美濃伊勢兩州の川浚工事御手傳を命ぜられ、御用金壹萬五千百貳拾兩壹分永錢貳百拾參文八分を納む。

九年二月深川扇橋の別邸を酒井忠徳、左衛門督に讓る。三月六日祖母宮澤氏を始め家族の一部を二本松に移住せしむ。同月二十七日、右馬中務大輔頼貴の女を娶り夫人と爲す。

十年正月陸奥國淺川村農民蜂起し、已に白川を越え我が封内に迫らんとする狀あり、安田元武〔宗右衛門〕青山正備をして兵を率ゐて封境笹川を警戒せしめ、佐野武保善兵衛之を監す。別に成

田直〔又八郎〕を封内郡山驛に派遣す。已にして事平ぐ。淺川は越後高田榊原氏の領地なり。九月二日、生母石川氏江戸に卒す、芝泉岳寺に葬る。

享和元年七月、出羽國農民蜂起す、出兵鎮撫の命あり、將さに出動せんとす、未だ發するに及ばずして事平ぎぬ。

二年十二月十六日從四位下に敘せらる。

三年五月十日東海道及甲州地方川浚工事御手傳の命あり、御用金壹萬五千參百參拾兩、永錢百參拾八文八分を納む。祖母宮澤氏二本松に卒す、大隣寺に葬る。八月三十七日長子蕃吉君永田町の邸に生る。

文化元年十二月十八日始めて加賀守と稱す。

五年五月二十三日、夫人有馬氏永田町の邸に卒す、泉岳寺に葬る。

十年八月二十五日、公病を以て二本松に卒す、享年三十四。大隣寺に葬る。法號顯徳院殿圓通了義大居士。世子蕃吉君後を承ぐ、之を長富公と爲す。

第十二章 長富公記

公諱は長富、初諱は誠之、覺藏と稱す、長祥公の長子なり。享和三年八月二十七日江戸永田町の邸に生る。幼名蕃吉。母は中村氏。

文化八年三月二十三日立ちて世子となり、覺藏と稱し、諱を誠之と號す。
十年八月二十五日長祥公卒す。十一月十九日公封を襲ぎ、諱を長富と改む。閏十一月朔始め
て將軍家齊に謁す。同月後櫻町上皇崩じ給ふ、使者横江勝遠を以て香奠を泉涌寺に納む。十二
月十六日從五位下に敘し、左京大夫に任ぜらる。

十二年十二月二十七日東叡山廟殿普請手傳の命あり、丹羽貴明、大谷信彰をして役を董さしむ。
十四年九月仁孝天皇即位し給ふ、使者丹羽祥定、丹波副使大越爲治を以て賀し奉る。十一月十
九日有馬中務大輔頼貴の子上總介頼端の二女を娶り夫人とす。

此の歳新に文武學校を二本松廓内に設置す。

文政元年十二月十六日從四位下に敘せらる。

二年三月使者鹿野平兵衛を京都に遣はし、主上痘瘡御平癒を賀し奉る。七月封内を巡視す。

五年十二月奥州信夫郡の農民等哀訴の事ありと稱し、二本松城下に群集す。植木尙方次郎右
衛門三谷忠實甚左衛門をして兵を率ゐ出で、之を鎮せしむ、青山正令、伊右衛門之を監す。

十年十二月二十七日東叡山修築御手傳の命あり、丹羽祥定、淺尾常師、主計等をして役を董さし
む。

十二年十二月二十六日幕府我が藩政の功績を賞して鞍鎧各一を賜ふ。

天保元年十二月十六日侍從に任ぜらる、近臣神田正融權之助を福井總光寺に、安田元恭宗十郎

を白川長壽院に遣はして奉告せしむ。

三年六月公許を得、新に石壁塹濠を城下久保町口に築造す。

四年二月、封内安積郡の内舟津、館、横澤、濱路、安佐野の五村を還納し、更に信夫郡の内八丁目、鼓岡、
天明根、上水原、下水原、五村を受領す、實は會津領と交換せしなり。

五年四月十四日、保藏君後に五郎左衛門、諱は長國、二本松に生る、公の第六子なり。十六日始祖
長秀公二百五十回忌辰に丁れり、代拜使木本六郎左衛門を越前福井に遣る。十一月新に多門を
城下久保町口に築く。

七年三月四日、次祖長重公二百回忌に丁り、代拜使丹羽備中を内川に遣る。

八年八月、將軍家齊職を辭し、家慶征夷大將軍に任ぜらる。前將軍家齊を大御所と稱す。

十一年十一月、光格上皇崩じ給ふ、使者奥野正中、彦兵衛を以て香奠を泉涌寺に獻す。

十二年正月朔前將軍家齊薨す。

十三年三月十七日、安積郡日和田村農文太郎貨幣を贗造し刑せらる、公坐して指控謹慎を命ぜ
らる。四月八日指控を免ぜらる。此の歳群臣に酒饌を賜ふ、二本松移封二百年を賀するなり。

弘化元年二月二日、封内暴風、二本松地方被害多し。五月江戸城火あり。

二年二月、江戸城改築に付御用資金五千參拾五兩を納む。

三年正月二十六日、仁孝天皇崩じ給ふ、使者青山正直、甚十郎を以て香奠を泉涌寺に獻す。

四年九月二十三日孝明天皇即位の大禮を行はせらる、使者内藤四郎兵衛副使小澤正連(左内)を以て賀し奉る。

嘉永元年四月十九日世子長國公始めて公暇を賜はる。是より毎歳父子參觀交代すること舊例に依る。六月六日大阪城修築御手傳の命あり、御用資金七千七百兩餘を納む。十二月十五日皇后入内し給ふ、使者中川助右衛門を以て賀し奉る。

三年二月五日江戸麴町火あり、我が永田町の本邸類焼す。

十二月十六日公左近衛權少將に任ぜらる。近臣服部保敏久左衛門を福井に、和田清至(要人)を白川に遣はし慶事を告ぐ。

四年三月命あり、以後參觀歸邑の都度閣老の使を賜ふ、待遇を渥うせるなり。

六年六月亞墨利加合衆國の使節始めて相州浦賀港に來泊す、物情騒然たり、士卒を派し芝新網町の別邸を警護せしむ。七月將軍家慶薨す。十一月家定征夷大將軍に任ぜらる。

安政元年四月皇居炎上す、使者平島正當(音人)を以て御機嫌を伺ひ奉る。

二年十月二日、江戸地大に震ふ、壓死する者十餘萬人、火三日に亘りて消えず、市邸の大半は灰燼に歸せり。我が永田町、芝新網、青山長者丸、裏霞ヶ關の諸邸亦破壊す、死者九人、負傷六十九人を出せり。

三年八月二十五日、江戸大風、屋を發き、樹を抜く。

五年六月二十二日、命に依り上總國富津砲臺を警衛す。因て同地方約一萬一千餘石の地域を管轄す。國老丹羽富穀、物頭松井直安、剛太、大桶教之、主計、目付渡邊義質、岡右衛門等を派遣す。七月將軍家定薨す、十月世子家茂後を繼ぎ征夷大將軍に任ぜらる。

十月十一日病を告げて致仕し、若狹守と稱す。十一月十日歸邑、城下の別邸宮下に隱栖す。文化十年より此に至るまで藩政を視ること四十六年。

慶應二年七月三日病を以て卒す。享年六十四。法號泰國院殿一寶道光居士。八月大隣寺に葬る。

第十三章 長國公記

公諱は長國、字は公施、蘭曉と號す、少字は保藏、後に五郎左衛門と改む。天保五年四月十四日二本松城に生る、長富公の長子なり。生母は松尾氏。

弘化三年十一月十一日將軍家慶に謁す、年甫めて十三。十二月十六日從五位下に敘し、越前守に任ぜらる。

四年四月十六日從四位下に敘せらる。

安政五年十月十一日長富公致仕、公直に封を襲ぎ、左京太夫と稱す。上總國富津砲臺を警衛すること先代に同じ。十二月徳川家茂征夷大將軍に任ぜらる。十六日公特旨を以て侍從に任ぜ

らる、是れ富津砲臺警衛の功と、先代長富公數十年藩務に勤勞せる治績とに由る。

六年三月二十九日富津砲臺を巡視し、四月五日歸府す、老臣江口三郎右衛門(正通)等隨ふ。九月富津の番兵を更代す、番頭高根三右衛門(壽昌)、物頭淺見内記(忠敬)、奥野彦兵衛(正居)、大目付中村太郎左衛門(孝溫)等任に赴く。十二月十四日公妹美子を幕臣一柳播摩守嫡子一太郎君に嫁す、未だ婚儀を擧げずして一太郎君病死す。七月二十五日、八月十三日の兩日封内暴風雨、收納米三萬三千四百十三石餘を減す。

萬延元年正月江戸城修築用として封内産する所の大奉書紙一萬束を獻す、代金二千五百兩なり。三月二十七日城下竹田町火を失し、根崎町下の町に延焼す、焼失戸數六百五十八戸。九月富津番兵を更代す、隊長大谷彦十郎(信成)、物頭上田清左衛門(義質)、山岡常右衛門(義方)、大目付丹羽彦左衛門(明道)等之に赴く。

文久元年五月二十一日長子英松磨君二本松に生る。九月富津番兵の更代あり、番頭成田彌左衛門(正誼)、物頭三谷甚左衛門(胤詔)、渡邊岡右衛門(義質)、大目付赤田數右衛門(敏)等出張す。十一月芝新網町の別邸を還納し、代地として本芝一丁目松平越前守の陣屋地を受く。幕命に依りてなり。十二月十七日二男蕃吉君江戸永田町本邸に生る、後立ちて世子となる。二十九日金五千兩を官に借りて富津警衛の諸費及封内災害救助費に充つ。

二年五月二十三日長子英松磨君天す、二本松大隣寺に葬る。閏八月幕府諸侯に令して曰はく

自今參観は三年に一回とし限るに凡そ百日を以てすと。又曰はく諸侯の家族國に就くを許すと。九月十五日公召に應じて登營す、將軍家茂吹上御殿に延見して酒饌及箱館絹二反を賜ひ、且庭園を縱覽せしむ。本月富津番兵更代、番頭日野大内藏(和順)、物頭青山伊右衛門(正綏)、水野九右衛門(林直)、大目付廣瀬七郎右衛門(正安)等出張す。十月朔公休暇を賜はりて歸藩す。十一月公弟祐吉君諱は富以、後勝知と改むを結城藩主水野勝任の養子となし、公妹照子を大垣藩主戸田氏良に嫁す。二十一日蕃吉君天す。江戸泉岳寺に葬る。

三年二月物頭寺西次郎助(良能)を富津に遣し且つ守兵を増加す、是れ昨年幕府諸藩に令して武備を嚴にせしめしを以てなり。三月將軍家茂上洛す。同月公養母(益子)、公夫人(久子)、公妹(美子)二本松に歸る、日野郡太夫(元賀)隨行す。夫人の歸國は之を以て嚆矢となす。同月江戸警衛を命ぜらる、蓋し英國軍艦江戸近海に來り幕府多事加ふるに將軍上洛中なるを以て非常の變に備へんがためなり。急使(天野)恰二本松に報す、公召に應じ直に出府す。老臣江口三郎右衛門、番頭種橋主馬(介)成德、高根三右衛門等兵一千餘を率ゐるに隨ふ。五月二十八日江戸警衛を免ぜらる、一同歸藩す。六月將軍家茂江戸に歸る。八月公幕府の命に應じて出府し、二十八日登營す。將軍延見して國事を談じ、賜ふに脇差一口、緞子二卷を以てす。九月公江戸を發し、中山道を経て京師に上る。十月三日着京、建春門を守護す、隨行の兵員九百八十五人。蓋し去歲四月二十四日、自今十萬石以上の諸侯三藩、百日を限り更代して京都を守備すべしとの命に因りてなり。十一月三日

參内謁見仰付けられ、御杯を賜はる。十二月二十八日參内、再び謁見仰付けられ、任期既に満つるを以て御暇を賜はり、御杯及び御扇三柄御絹三反を賜はる。この年初夏十萬石以上の諸侯に令して一萬石一人の割を以て親兵を徵募せらる、本藩十一人を出す、隊長成田又八郎、伍長今泉理左衛門、知綱等之を率ゐ上京す。會々親兵廢止の令あり、乃ち更めて之を我が警備の員に加ふ。この年又富津交番あり、番頭丹羽右近、正澄、物頭渡邊岡右衛門、中村太郎左衛門、大目付神田權之助等任に赴く。

元治元年正月公猶京都に在り、既に歸藩の期に及べども、將軍上洛の期逼れるを以て、請うて滯京し、二十一日將軍に隨ひて參内し、三たび謁見仰付けらる。二十三日京都を發し、東海道を経て二月二十日歸藩す。四月十八日從四位上に陞敍せらる。蓋し特旨たり、使者丹羽勘右衛門、副使橋本市左衛門、英信、上京恩命を拜す。七月二十九日常野暴徒追討應援の命を承け、兵一千百十一人を出す、十一月凱旋す。九月幕府令して諸侯の參觀舊に復せしむ。十一月富津交番、番頭本山大助、安惠物頭赤田數右衛門、敏天桶主計、大目付花房直之進、胤秋等任に赴く。十二月三日明年十月より十二月まで京都警衛の命を受く。

慶應元年正月五日長女峯子夫人戸田氏所生、二本松に生る。五月七日前年常野暴徒追討の功により時服十領鞍鎧一具を賜はる、又家臣に物を賜はる各々差あり。九月七日公出府す、京都警衛の期迫れるを以てなり。十月十二日江戸を發し、東海道を経て、三十日京都に着く、隨行の兵員

略前年に同じ。この年富津交番あり、番頭日野大内藏、物頭神田權之助、奥野彦兵衛、大目付佐野善兵衛共武等出張す。

二年正月元日公京都を發し、二十二日歸藩。六月二十一日信達暴動鎮撫の爲め、封内八丁目、吉倉、針道に出兵し、尙應援として幕領川俣に出兵す。兵數合せて約五百人。七月三日長富公卒す。大隣寺に葬る。これより先き江戸參觀の期に當りしも既に兩回京都警衛の任に當り、藩帑動もすれば乏しきを告げんとす、因て請うて在藩せしが、今又先考の喪に遇ひ、且つ會々病あるを以て再び請うて出府を止む。八月將軍家茂薨す。この月富津の守兵を交代す、番頭楢井彌五左衛門、倫敍物頭上田清左衛門、中村太郎左衛門、大目付丹羽九助、秀行等任に赴く。十二月徳川慶喜將軍職を襲ぐ。十九日孝明天皇崩じ給ふ、使者増子衛守久敬を以て香奠を泉涌寺に奉納す。

三年正月出府す、老臣丹羽波、富敎隨ふ。三月十三日富津砲臺の警衛を免ぜられ、江戸内海第二號砲臺の警衛を命ぜらる、陣營として芝新網町松平大和守の舊邸を賜はる。五月二十四日内海砲臺の警衛を免ぜられ、更に陸奥國白川城番を命ぜらる、兵員を出すこと富津警衛の時に同じ。九月五日五女久美子二本松に生る。十月江戸新し橋口警衛を命ぜらる。十月將軍慶喜職を辭し大政を奉還す、公上京を命ぜらる、京都留守居増子現藏、永國命を奉じて江戸に急行し、命を傳ふ。公乃ち勘定奉行成田彌格、頼元を先發せしめ、不日之に次がんとす、會々宿痾復發して果すこと能はず、老臣江口三郎右衛門をして代らしむ。十二月九日江口三郎右衛門二條城に登城し、將軍に

伺候す。十日朝廷徳川慶喜の請を許し、將軍職を免じ、松平容保會津藩主の京都守護職、松平定敬(桑名藩主)の京都所司代を免じ、毛利氏一族の官職を復す、庶政釐革する所多し。二十六日京都留守居増子現藏、徳島、福岡、仙臺、熊本、津、久留米、柳川、佐賀、府中、新發田、諸藩の留守居役と圓山に會議し、獻言して曰はく、聞く廷議、徳川内府(慶喜)を京都に召すの議ありと、恐らくは徒に衆庶の疑惑を増さん、策の得たるものにあらずと。二十九日増子現藏、徳川内府に大阪城に伺候す。三十日會津藩使者鈴木丹下、土屋哲之助來藩し、世子若狭守の書を致す、藩老丹羽丹波之に應接し、我が公江戸に在るを以て直に之を轉送すべきを約す。

明治元年正月二日、用人丹羽勘右衛門を以て幕府に新正を賀すること猶舊に仍る。三日鳥羽伏見の役あり。四日留守居役増子現藏、天機を奉伺す。同日在京高橋竹之進、政徳事變を江戸藩邸に急報す。藩邸石田軍記(英興)を二本松に馳せて兵を江戸に徵す、時に同月九日なり。十日朝廷、徳川慶喜、松平容保(會津藩主)、松平定敬(桑名藩主)、追討の命を下す、佐藤忠太夫(吉徳)、江戸藩邸に急報す。十五日朝命あり曰はく、徳川慶喜追討の爲め、官軍將に東海、東山、北陸の三道より發せんとす、奥羽諸藩宜しく尊王の大義を知り、六師征討の勢を援くべしと、田邊市左衛門、江戸に急報す。これより先き、徳川慶喜、大阪を逃れ、海路江戸城に入る、在江戸の諸侯悉く登營す、慶喜告げて曰はく、當今京攝の間、人心穩ならず、故に紛紜を逃れて暫く東下す、向後の形勢測知すべからざる者あり、卿等幸に予の爲めに同心協力せられよと、諸侯唯々として退く。前閣老板倉伊賀守、小笠原壹

岐守、仙臺、米澤、莊内及び我が藩の使臣を西丸に會し、諭して曰はく、伏見の一擧の如きは、先驅卒然干戈を動かし、形勢止むを得ざるに出づ、敢て異心を挾めるにあらざるなり。然りと雖も一旦天聽を驚かす罪逃るゝ所なし。故に東下退隱して恭順の至誠を表す、卿等舊來の交誼を思ひ、宜しく相謀りて謝罪の途を講ずべしと、用人崎田傳右衛門(良一)、梅原剛太左衛門等之に與る。

二月三日太政官令して曰はく、叡慮親征に決し、大總督を選任す、大小の各藩朝意を奉じ、軍旅を整頓せよと。時に公昨冬以來數回上京の命を承けしも、病あるを以て途に上ること能はず、乃ち兵一小隊を發して、江口三郎右衛門に屬せしめ、勤王の意を表す。二月二十三日、公江戸を發し、急遽歸藩す。始め我が藩議して曰はく、我義に徳川家謝罪の議に與ると雖も、朝廷既に關東征討の令を發し、且つ仙臺、米澤、莊内の各藩相次いで歸藩す、此の時に當り我が公獨り江戸に淹留し、徳川氏を救はんとして却て積年の大義を没却するが如き事あらんには、恐らくは他日隣を噬むの悔あらん、宜しく速に公の歸藩を請ふべしと。郡代羽木權藏(貞守)出府して將に言ふ所あらんとす、會々公の東下を決するに遇ひぬ、乃ち君臣相携へて歸る。是より先き、公幕臣一柳播摩守の四子四郎君を養ひて子とす、九代長貴公の外曾孫なり、將に嗣と爲さんとす、藩臣等稱して五郎君と呼ぶ、此の行相携へて二本松に歸りぬ。時に仙臺藩既に會津征討を命ぜられ、米澤藩應援の命を受く。奥羽諸藩の使節互に相往來し、物情恟々たり。

三月十九日、奥羽鎮撫使總督九條道孝、副總督澤爲量、參謀醍醐忠敬、世良周藏、長藩天山格之助、薩

藩等仙臺領松島に上陸し、二十三日仙臺に入る。二十五日我が藩會津征討應援を命ぜらる。是より先き米澤、盛岡、秋田の各藩會津追討應援を命ぜられしが、是に至り我も亦命を受く。時に莊内藩亦罪を得、秋田藩之が追討を命ぜられ、附近各藩之が應援の命あり、奥羽騒然たり。

四月四日仙臺米澤及び我が藩の使臣仙臺に會し議する所あり、其の結果三藩の使臣十六日を以て會津に赴き、降伏を勸告す。是より先き朝廷我が公の上京を促すこと屢々なり。公宿病未だ癒えざるを以て養子四郎君をして代り往かしめんことを乞ひ、廷議之を許しき。會津追討應援を命ぜらるゝに至り、兵力を割く憂あるを以て、十二日奥羽鎮撫使に上書して旨を請ふ。鎮撫使指令して曰はく、征討の際は國敬(四郎君)の上京を見合すべしと。十七日總督府參謀附屬野村十郎(長藩總督の命を奉じて二本松に來り曰はく、今夜仙臺の兵を以て會津に進撃せんと欲す、其の藩速に嚮導兵を出せと。時に三藩の使者會津に往きて未だ歸らず、各藩素より鬪志なし、我れ依て辭するに隊伍未だ整はざるを以て、聽く所とならず、乃ち精兵一小隊を派す。夜に乗じて安達太郎山に攀ぢ、拂曉嶮に據り發砲せしも應ずる者なし、山を下りて山麓に宿陣す。鎮撫使の一行は四月十一日仙臺領岩沼に轉陣し、藩主伊達慶邦親ら兵に將として岩沼に陣し、先鋒の兵進んで二本松、白河間に在り、參謀醒醐少將(忠敬)福島に入る。十八日土湯會津口守備として兵六小队を分遣す。十九日參謀醒醐少將、世良修藏城下に憩ふ、四郎君出で會見す。一行は午後安達太郎山に登り、討會の要地を検する所あり。二十日參謀の一行本宮に宿す、野村十郎等隨ふ。時に

仙臺兵、會津兵と中山(會津國境)に衝突す、會兵火を放ちて去る。會兵等猶御靈櫃の嶮を據守す、仙臺兵撃ちて之を走らす。兩藩素より鬪志なし、徒に戰ふ爲をして一行に示せるのみ。

閏四月三日家老丹羽一學、富藏、用人丹羽新十郎、茂正、仙臺領白石に赴く、奥羽各藩の使臣會合して議する所あらんとするを以てなり。この日醒醐少將本宮に在り、令を下して石筵、中山、御靈櫃の諸口を攻む。仙臺兵會兵と互に兵を交ふ。四日仙臺兵會兵を破る、會兵萩岡の營を火いて退く。五日仙臺米澤及び我が藩の使臣關宿仙臺米澤境に會し、議して曰はく、奥羽列藩宜しく力を協せ、心を同じうして會津の謝罪を周旋すべし、鎮撫使若し聽かずんば、更に使節を派して太政官に嘆願せん、太政官若し容れずんば、共に西軍を防禦せんと。其の關宿の地を擇びしは鎮撫使の岩沼に在るを避けんがためなりきとぞ。十一日仙臺、米澤、盛岡、守山、棚倉、中村、三春、山形、福島、上の山、龜田、一の關、矢島及び我が藩十四藩の使臣白石城に會議す、仙臺藩主伊達慶邦、米澤藩主上杉齊憲親ら之に蒞む。十二日兩藩主會津藩の謝罪表と各藩老臣の嘆願狀と之に一封の演說書を添へ、携へて岩沼に到り、情を總督に陳す。總督之を容るゝ色あり、各藩皆悦ぶ。時に參謀世良修藏、白河に在り、總督書を送致して意見を問ふ。世良獨り固く執りて可かず、曰はく、會津容保の罪天地に容れず、宜しく速に討伐すべしと。十五日總督府願書を却下し、且つ討伐を促す。各藩憤慨、十九日再び白石城中に會議し、奥羽越攻守同盟成りぬ。この日世良參謀福島に殺さる。始め參謀醒醐少將に隨行して本宮に在りしが、少將と別れ、野村十郎と共に進んで白河城に入り、城門に奥羽

鎮撫使の標を掲げ、諸藩の兵を徵募せり。時に白河城は我が守る所なるを以て益々守備を嚴にしき。世良城中に在りて形勢の日に非なるを察し、十八日單身城を出で、十九日福島に次し、將に岩沼なる總督府に赴かんとせしが、未だ發せざるに先だち仙兵等の襲殺する所となる。二十日拂曉會津藩及び幕府の脱走兵急に白河城を襲ふ、事不意に出づ、我が守兵城を火きて退く。この日我が藩各藩と連署して解兵届を總督府に提出す。

二十一日總督府を再び仙臺に移す。始め九條總督岩沼を發して白河に赴かんとす各藩連署請ふ所あり、乃ち請を容れて即日仙臺に移る。この日醍醐少將福島に於て仙兵に襲はれ、僅に身を以て免る、野村十郎之に死す。是より先き少將本宮に宿陣せしが、本月六日岩沼に歸れり。九條總督の白河城に入らんとするの議あるを以て、先發して桑折に在り。十九日進んで本宮に泊す。二十日郡山に到り野村十郎の收報を齎せるに會ひ、返りて二本松に宿す。二十一日二本松を發し、福島に入らんとす、仙兵乃ち之を要撃せしなり。凡そ少將の往還毎に我が藩特に意を用ひ、四郎君親しく送迎する所ありき。時に盟約既に成り、各藩會津、莊内追討の兵を解き、更に西軍防禦の師を出すこととなり、仙米兩藩主先づ國に就く、而して各藩の執政參政等各一二名仙臺に會して議する所あり。我が藩丹羽一學を召還して藩政に與らしめ、用人丹羽新十郎等仙臺に留る。二十七日銃兵六個小隊を白河に出す、國老丹羽丹波之に將たり。爾後攻防連日七月に至る。

(戊辰史詳録)

五月十五日各藩使臣仙臺藩主の別邸松の井邸に會議し、衆議九條、醍醐兩卿を秋田に送るに決す。この日官軍江戸東叡山を攻め、彰義隊を殲す。輪王寺宮脱して陸奥に走る。二十一日在京の家老江口三郎右衛門、書を辦事局に出し、四郎君を以て長女峯子に配し、名を五郎左衛門と改めんことを請ふ、二十二日を以て許可せらる、書を飛ばして國に報ず、通路梗塞して通ぜず。二十八日奥田彌平左衛門、山田次郎八を新潟に遣す。曩きに幕府本年六月を期し、新潟開港を西洋諸國に約せり。奥羽列藩信を外國に失はんことを恐れ、使臣を同地に會合せしめ、將に善後策を講ずる所あらんとせしに、會々新潟奉行出走せしを以て、各藩代りて其の事務を管理する事となり、何れも使臣を派遣せしなり。兩使六月二日新潟に到り、七月五日を以て歸藩せり。

六月三日輪王寺宮磐城より來りて本宮に宿し、翌日會津に赴く。藩衣袋一箇、金四百圓を呈す。十二日辦事局京都藩邸に通牒して曰はく、其の藩先般棚倉に於て賊徒に與し、官軍に抗すと聞く、因て在京藩臣を禁足すと。然れども我が兵棚倉に於て官軍に抗せし事實なし、恐らくは五月一日東軍と共に白河城を拒守し、西軍に撃破せられし訛傳ならん、通信梗塞の狀以て察すべし。十七日四郎君病んで卒す、享年十三、大隣寺に葬る。君天資英敏、閭藩深く望を囑せしが、國家多事の際病を獲て終に起たず、士庶悼惜せざるはなし。是の時に當り東西兩軍互に白河を争ひ、攻防連日勝敗未だ決せず、而して東軍多くは利を失ふ。二十四日西軍急に棚倉を襲うて之を取る、是より東軍左右敵を受け、形勢日に非なり、戰鬪三旬に及べり。

七月二十六日早曉西軍小野新町(三春近境)を襲ひて之を略取し、三春城を降す。時に藩兵の一隊三春を援けて該地に在り、三春藩兵を倒にし西軍を導きしを以て我が兵殆ど全滅せらる。二十七日西軍三春を發し、封内糠澤を襲ひ、守兵を盡にし、進んで本宮に逼る。我が兵殊死して戦ふ。衆寡敵せず、本宮終に西軍に占領せらる。是の時に當り藩兵各地に出戦して、城内空虚なり。本宮既に敵に占領せられ、郡山白河方面の連絡全く絶ゆ。老少死を期して四門を守り、以て敵兵を待つ。公乃ち夫人等をして先づ城を出でしむ、藩中子女多く之に隨ふ。此夜軍議を城中に開く。或は降らんと言ひ、或は戦はんと言ひ、議決せず。丹羽一學慨然として曰はく、信に背きて敵に降る、人之を何とか言はん、寧ろ死を致して信を履まんのみと、議即ち決す。又議して曰はく、我が公積年の病患今や酷暑を経て益々甚し、且つ世子未だ定らず、若し公の身に事あらんには君家の祀永く絶えん、宜しく暫く兵を城外に避けんことを請ふべしと。乃ち病床に就いて之を請ふ。公肯ぜずして曰はく、事既に茲に至り、我獨り生くるに忍びんや、病軀元より惜むに足らず、城と共に亡びんのみ。老臣泣いて極諫す。公乃ち諫を納れ、二十八日午前十時城を出で、封内水原村に赴く。二十八日西軍未だ來り攻めず、藩兵の郡山白河方面に在りしもの、二本松との連絡既に断えしを以て背進すること能はず、纔に隊伍を解き、間道より城中に歸り、辛うじて守備に就くを得たり、而かも期に後れしもの少からず。而して東軍の主力は須賀川郡山間に在りしも、既に潰亂して我を援助すること能はず。二十九日西軍大舉四方より來り攻む、供中口先づ敗れ、大壇口次い

で守を失ふ。敵兵城下に肉薄し、午前十一時城終に陥る。難に殉ずる士二百餘人。公水原に在りて敗報を得、奔りて米澤藩に寄る。國藩の老幼婦女悉く之に隨ふ。時に藩兵四散して各地に走りしが、後公の米澤に在るを傳聞し、多くは信夫郡庭坂村に屯して以て命を待つ。丹羽丹波別に一隊を率ゐて會兵と合し、石筵口(城西四里)に在り。

八月十一日、大夫人有馬氏(麗性院)公妹美子會津に、公生母松尾氏、四女菊子、五女組子仙臺に赴く。公夫人と留まりて米澤に在り。藩士の子女公に隨ひし者亦三藩に分置せらる。十七日東軍進んで二本松を襲はんとし、西軍のために撃退せらる。二十日西軍二本松を發し、將に會津を討たんとす。先鋒既に山ノ入村に入る。我が兵會兵と合し防戦す。二十一日西軍大舉來り迫る、我が兵八幡村二枚橋(會津領)に進み、會兵を援けて力戦す、軍終に潰ゆ。

九月四日家老日野源太左衛門、公の旨を奉じ、梅原剛太左衛門、和田一と共に米澤を發し、白河口總督府參謀局に就きて謝罪狀を致し、恭順の誠を陳ぶ。總督府は當時福島に、參謀局は二本松に在り。十一日參謀局請を容し、公の歸邑を認可す。

十六日西軍福島に入る。我が兵西軍の爲めに米澤兵と共に荒井、大森、鳥渡等の諸村を守る。十九日麗性院歸りて、城西龍泉寺に入る。二十日公大隣寺に入る。次いで公夫人及公生母松尾氏等亦同寺に入る。藩士等亦相次いで歸藩せり。而も家中の邸宅悉く灰燼に歸せしを以て、其の家族をば分ちて領内各村に配置し、人毎に一日米七合を給す。

二十六日公東京に入る、即日松平大和守(前橋藩主)邸に屏居を命ぜられ、従者は前橋佐倉二藩邸に預けらる。この月高輪泉岳寺住職渡邊泰然書を東京府社寺掛に致し、公の爲めに哀を請ふ所あり。泉岳寺は丹羽家の菩提寺なり。

十一月五日命あり、公の官職を奪ひ、且つ京都の藩邸を没收せらる。十二月八日公奥羽連盟の罪に坐して城邑を收められ、徳川茂榮一橋大納言邸に謹慎を命ぜらる。叛逆首謀の家臣を上申すべき命あり、執政丹羽一學、用人丹羽新十郎を以て答ふ。此の日特旨を以て家名を存せられ、二本松五萬石に封ぜらるべきに付至急血脈の者を選び出願すべき旨内命あり。十一日東京隨從の家老丹羽掃部助朝廷に上書し、自ら大刑に服し、公の罪を緩うせんことを請ふ。十六日掃部助一橋邸に預けらる。是より先き家老丹羽丹波郡代羽木權藏潛に二本松を脱れて、十二日東京刑法官に自首し、亦自ら重刑に當り公の罪を緩うせんことを請ふ、時に二人未だ公の寛典に處せられしを知らざるなり。即日刑法所の監獄に拘禁せられ、後一橋邸に屏居を命ぜらる。二十日公前橋邸より一橋邸に移る。二十二日上杉茂憲の弟頼丸を養ひて嗣とし、長女峰子に配せんことを請ふ。二十三日命に依り舊封七十五箇村の土地を中村藩主相馬氏及び笠間藩主牧野氏に納る。二十六日頼丸君家督相續の件許可せられ、二本松五萬石に封ぜらる。公一橋邸の屏居を免ぜらる、而も未だ邸宅を給せられず、仍て猶留りて同邸に在り。

二年八月二十一日公一橋邸より麻布六本木の邸に移る。九月二十八日公謹慎解除の命あり、十月歸藩し、二本松岡寺に寓す。

四年二月十六日六女花子二本松に生る。十月公東京に歸住す。

五年正月六日特旨を以て従五位に敘せらる。二十一年正四位に敘せらる。三十五年四月當主長保公卒して嗣なし、公再び家名を嗣ぎ、襲爵仰付けらる。三十六年六月正三位に敘せらる、三十七年一月十五日薨す、享年七十一歳、東京青山新墓地に葬る。二十二日養子長徳公後を嗣ぐ。

第十四章 長裕公記

公諱は長裕、少字は頼丸、後に五郎左衛門と改む。安政六年三月十五日江戸外櫻田なる上杉邸に生る。米澤藩主上杉齊憲の第九子なり、母は高松藩主松平頼恕の長女、先公養ひて嗣と爲し、明治元年十二月二十六日後を繼ぎ、二本松五萬石に封ぜらる。二十七日頼丸を改めて五郎左衛門と稱し、諱を長裕と稱す。二十八日米澤を發して上京す。

二年正月八日東京上三光町上杉邸に入る、次いで二十日一橋邸に長國公と同居す。二十二日參内襲封の恩を謝す。二十五日裏霞關なる從來の藩邸を給せらる。

二月二日願に依り歸藩を許さる、四月中旬に上京すべき内命あり。七日東京出發、老臣日野源太左衛門隨ふ。十五日着藩、大隣寺に寓す。二十一日朝旨を奉じて藩政を改革す、先づ執政參政の兩職を選擧す。丹羽主膳後淺見捨藏、楢井彌五左衛門後に將監、又克巳といふ執政となり、成田

又八郎、羽瀨兵衛後に衛、古井新兵衛、岩井田内記後に脇屋義質、飯田唱、平山磯右衛門後に亮又外衛等參政となる。二十六日種橋九郎を仙臺に、岡佐一右衛門、貞興を米澤に遣し、前年一藩寄寓中の厚誼を謝す。

三月八日執政、檜井彌五左衛門を上京せしめ、封土奉還を請ふ。九月京都松屋町なる舊藩邸を給せられ、同時に東京芝新網町の舊所有地を賜はる。

四月公朝命に依り入京す、參政古井新兵衛隨ふ。時に朝廷新に廟謨を定め國是を確立するの議あり。滯京中屢々下問を受け、建言する所あり。十五日裏霞關の邸地を官に納れ、代地として芝二本榎町なる戸田丹波守の舊邸を賜はる。

五月十四日故丹羽一學、丹羽新十郎叛逆首謀者たるの故を以て家名斷絶を命ぜられ、丹羽丹波奥羽私盟に關係せる故を以て、東京徳川茂榮に永の預けとなる。

六月十七日版籍奉還を認可せられ、更めて二本松藩知事に任ぜられ、家祿一千二百八十六石を賜はる、後に祿税の制あり二百三十四石を納む。この日芝新網町の邸地官有地に編入せられしを以て代地として麻布六本木町小笠原中務大輔の舊邸を賜はる。

七月五日召に應じて參内、拜謁仰付けられ、御杯を賜はる、歸藩許可の命あり。この日前の結城藩主水野勝知(日向)を本藩に預けらる。十一日從五位に敘せらる。十七日東京出發、二十四日歸藩。

八月四日丹羽掃部助、羽木權藏本藩に預けらる。二十三日丹羽忠和(淺見捨藏)二本松藩大參事に、平山季述(磯右衛門)脇屋義質、岩井田内記權大參事に任ぜらる。二十八日長國公謹慎を解かる。二十九日兵一小隊を若松縣津川壺卸の兩地に出す、舊若松藩士暴行の事ありしを以てなり。

十月六日藩廳を城下本町上本陣に設く。廣瀬正安(七郎右衛門)崎田良一(傳右衛門)少參事に、梅原親則(新吾)千賀正雄(孫右衛門)權少參事に任ぜらる、其他屬官、史生、廳掌等を置く。又家令家扶を置く、古井清至(新兵衛)を家令に、大谷信任(主米介)後に求、岡貞興(佐一右衛門)、中川勝敏(助右衛門)、青山正雅(平藏)を家扶に任ず。

三年二月十六日丹羽掃部助、羽木權藏奥羽私盟の黨與たる故を以て家名斷絶の命あり。四月二十日、養祖母有馬氏龍泉寺より大隣寺に移る。五月三日大參事丹羽忠和本官を免ぜられ、權大參事平山秀述大參事となる。八日、中川本徳(文右衛門)古井清至權少參事となり、梅原親則權少參事を辭す。二十四日權少參事崎田良一權大參事に任ぜらる。八月二十九日今年家祿收入の四分の一を藩用に供し、管下窮民を救恤す。二十三日先公の生母松尾氏病死す。大隣寺に葬る。

十月是より先き去年管内凶荒の際、新發田藩より賑恤用米一千俵を借り受けしことあり、此の月二十六日家扶代理村島清右衛門を新發田藩に遣して其の厚意を謝し、藩主に贈るに短刀(信國作)織田信長所賜を以てす。十一月十日朝旨を奉じ藩制を改む、大參事權大參事舊の如し。少參事三人、大屬四人、權大屬五人、少屬五人、權少屬八人、史生四人、廳掌五人、總員三十七人。丹羽正路廣

瀨正安、和田安之等新に少参事に任ぜらる。此の月公入京す、家扶青山正雅等隨ふ。十二月一日参内、拜謁仰付けらる。二日再び参内、藩政改革の旨を奏す。二十八日参内、歳末を奉賀す。

四年正月元日参内、新正を賀す。二月十四日伊達郡農民暴舉して福島を襲ふ。同藩の請に依り、兵三個小隊を出す、齋藤直温、松井直忠、梅原親固等隊長たり。報東京に達す、公管内鎮撫の爲め暇を請うて歸藩す。この月二十日籍を東京府に移し、同府貫屬となる。三月公管内を巡視す、權大参事脇屋義質以下隨ふ。七月十四日廢藩置縣の令出づ、公本官を免ぜられ、本年九月を限り歸京すべき命を受く。八月五日舊藩士羽瀬衛等贓金製造の罪により處刑せられ、羽瀬衛梟首大關中、山田兵太夫、大島成渡准流十年。公在官中不注意の廉の以て閉門四十五日を命ぜらる、平山大参事降官一等を命ぜらる。九月二十二日、二十三日、公歸京につき舊臣一同に離杯を賜ふ。二十四日公長國公と二本松を發し、三十日入京、麻布六本木町一番地二本松縣出張所に寓す。十月三日参内、天機を奉伺す。五日麗性院、長國公夫人、公夫人等歸京す。この日願に依り、二本榎の私邸を奉還し、代地として麻布六本木町なる二本松縣出張所を賜はる。八日召に應じて参内、二十三日再び参内、酒饌を賜はる。十二月二十四日参内、歳末を奉賀し、天機を奉伺す。寒中天機を奉伺すること例規となる。

五年一月一日参内、新正を賀す、三元始祭、五日新年宴會並に参内奉賀す。爾後大祭日祝日に

参内すること例規となる。四月二十八日東京府廳の令達あり、舊二本松藩々債は明治戊辰の年家名新立の月より新規藩用の借財のみに限り公債に相立つべしと。十月十四日家扶青山正雅職を辭し、羽木貞守家扶となる。十一月九日詔して太陰曆を廢し、太陽曆を用ふ。明治五年十二月三日を以て六年一月一日となし、尋いで太陽曆を頒ち、晝夜十二時を改めて二十四時となし、神武天皇即位の年を以て紀元となし、即位の日を以て紀元節となす旨仰出さる。

六年三月二十八日麗性院卒す、芝泉岳寺に葬る。五月五日宮城炎上、天機を奉伺す。

七年五月三日家記三卷を太政官歴史課に、十二月十二日家記四卷を東京府廳に納む。前者は命に依り元武家華族中慶應丁卯十月より明治戊辰十月までの藩主の身上、公文書、一藩關係往復書文等を歴敘し、後者は維新以來明治六年までの願伺、届等の原文を記載せしものなり。

八年五月三十日二本松町失火、本町、龜谷、松岡の各町に延焼す、焼失戸數七百餘。福島縣廳の手を経て玄米百俵を罹災者に施す。

十年一月四日公許を得て本性良峯に復す。初め長重公姓藤原を稱せしより之を慣用し來りしが、古記に良峯朝臣の嫡流たること明記せられ、藤原氏を稱するは全く理由なきこととす。三代光重公之を改めんと志ありしが果さざりき。是に至つて朝許を得、本性良峯に復す。二月二十六日系譜一卷を宮内省に納る。

十六年二月二十一日舊臣丹羽掃部助、羽木權藏、丹羽一學、丹羽新十郎特典を以て自今家名再興

差許さる。

十七年七月八日公子爵に叙せらる。
十九年七月二十九日公病を以て卒す年二十八青山新墓地に葬る。長保公後を嗣ぐ。

第十五章 長保公記

公諱は長保、長裕公の弟伯爵上杉齊憲の第十子なり、長裕公卒するに及び其後を嗣ぎ襲爵仰付けらる。二十二年九月從五位に叙せらる。三十年選ばれて貴族院議員となる。三十五年四月十三日卒す、年三十四、青山新墓地に葬る。嗣なし、長國公再び家名を襲ぐ。

附丹羽家歴代

代	諱	法號	父	夫人	享年
一	長秀	總光寺殿	長政二男	織田信長養女	五一
二	長重	大隣寺殿	長秀長男	織田信長女	六七
三	光重	慈明院殿	長重三男	安藤長重女 后室榊筒隆方女	八一
四	長次	興國院殿	光重長男	松平光隆女	五六
五	長之	巖松院殿	光重二男		四五

六	秀延	泰雲院殿	長之二男	阿部正邦女	三六
七	高寛	天嶽院殿	丹羽長道長子	六代秀延女	六二
八	高庸	大洞院殿	高寛長男	徳川宗直女	三六
九	長貴	雄峯院殿	高庸長男	伊達村侯女	四一
一〇	長祥	顯徳院殿	長貴長男	有馬頼貴女	三四
一一	長富	泰國院殿	長祥長男	有馬頼端女	六四
一二	長國		長富長男	戸田采女正女	
一三	長裕		上杉齊憲九男	十二代長國長女	二八
一四	長保		同上十男	后室長國五女	三四
一五	長國		十三代長國	十二代長國六女	七一
一六	長徳		再び襲爵 伊達宗徳六男	十二代長國五女	

二本松藩史第一編終

第一篇 戊辰史

第一章 緒言

嘉永六年米艦一たび浦賀に渡來するや、天下騒然として開國攘夷の論喧しく、幕府開港の可否を諸侯、藩の間以上の列藩に諮詢するや、ここに端なくも處士横議の緒を開き、公然幕府を攻撃して憚らざるに至りぬ。蓋し幕府累代の方針は如何なる大事にても幕府之を專斷し、諸侯伯と雖も唯其の成を仰ぐのみ。若し其の政治を論ずる者あるときは之を嚴辭に處し、毫も假借する所なかりき。幕府の威令は十二分に徹底し、言論を壅塞し、上下を壓迫し、甚しきに至りては朝廷に對してすら、高壓的手段に出づること多かりしを以て、幕府專横の聲は内々志士の間で發せられ、國學の勃興に伴ひて幕府を憤る念は益々強大となれり。

形勢此の如くなるに、幕府の外艦に對する處置頗る因循に出で、彼等の横暴的要求に屈する如き色見えしかば、多年の積憤茲に勃發して、熱狂的攘夷論は盛に唱道せられたり。素より我れに泰西各國と交戦し得る實力あるにあらず、其の攘夷論の如きは國家の前途を阻害せんとする危険性を帯ぶるもの多きにも關はらず、徒に附和雷同して唯譯もなく感情的に外人を排斥せんとし、幕府に對する面當に、斯る暴論は益々勢力を得、盛んに高調せられて遂に實行性を帯ぶるに至

れり。

井伊大老の一網打盡的の大猛斷は攘夷の徒をして一時屏息せしめしかど、櫻田の變起るに及び、其の反動として幕府に對する攻撃は一層猛烈となり、壯年氣鋭の廷臣等は、幕府多年の暴横を懲し、積年の鬱憤を晴らすは正に今日に在りとなし、過激兇暴の士の説を容れ、廟堂中種々の術策を弄せしことは隠れも無き事實にして、輦轂の下諸國浮浪の徒、殺戮を敢てし、市民の安寧を破壊し、狼籍至らざる所なく、而して廷臣中此等の者を延きて自己の爪牙となしたるに至つては實に言語道斷と云ふの外なし、會津京都守護職始末參照。甚しきは外國と事端を滋くし以て幕府を苦しめんとする方策に出でし者さへあり。彼の長藩が馬關海峡に於ける外船砲撃の如きは即ち其の一例にして、朝廷に於ける過激派は以て攘夷の魁となし、手を打ちて快哉を叫びたるなど、我が國の對外政策に支障を與へしこと蓋し鮮少ならざるなり。

當時攘夷説を絶叫せし輩は、攘夷實行の確定的方策あるにあらず、又之を遂行すること果して可能なりやとの打算的研究を積みしにもあらず、唯徒に大言壯語して贖々焉として妄動せるのみ。而かも此等贖々者流の言論は廟堂の一大勢力となりて、或は天子親征の議となり、或は大和行幸の説となり、聰明を蔽ひ奉りしは實に恐懼至極といふの外なし。

然れども、此等過激派の言論は徒に國家の存立を危うするに止り、若し彼等の主張を容れんには、容易ならざる大事件を惹起すべきは火を賭るより明瞭なれば、遂に聖天子をして、十八日、文久

三年八月以前の論旨は朕が意に出でざるもの多しと宣はせ、三條實美卿以下の七卿を貶し、長藩の入衛を禁じさせ給ふに至りしなり。之を以て見ても如何に長藩等が廷臣と結托して詔勅を矯めしか、測知するに難からざるなり。

元治元年長兵大學して闕を犯すや、彼等揚言して曰はく、以て君側を清めんと。然かも彼等が曩に政治上に失脚せるは素より當然の結果なり。若し彼等をして依然として術策を逞しうせしめたらんには、帝國の前途は實に寒心に堪へざるものありしならん。彼等が失意の餘り、大兵を擁して闕に迫り、兵力を以て政權に近かんと欲したるは實に不臣の極と言はざるべからず。されば幕府が長藩膺懲の師を起したるは固より當然の措置なりしに、惜い哉、當時征討軍の士氣は以て長兵を壓するに足らず、幕府積年の餘弊は遺憾なく暴露し、終に將軍薨去を名として討伐を中止するに至りしは實に一大失態なりと言ふべし。

是の時に當り、有力なる中央政府を樹立し、舉國一致、以て外國に對することの極めて焦眉の急なることは、識者の夙に看破せし所にして、公武合體論の盛んに唱道せられたる所以なり。將軍徳川慶喜深く時勢に鑑みる所ありて、將軍職を辭し以て大政奉還の舉に出でしは、實に一大英斷にして、其の愛國的精神は千載の下永く天下の蒼生を感奮せしむるに足る。

慶喜既に大政を奉還す、王政茲に復古し、維新の大業は將に是れより伸張せんとす。朝廷長藩の罪を宥し、七卿の上京を命じ、以て廟議に參與せしめ、會津侯の守護職を免じ、遂に口實を設けて

徳川氏の封を削らんとす。然れども削封の理由無きに苦しむ。廷議慶喜を京に召さんとす、在京各藩の使臣其の理無きを陳し固く執つて可かず。

思ふに徳川氏の存在は當時の新政府に取りては頗る便宜ならざるものありしならん。薩長の徒百万慶喜を陥れんとし、而かも薩長以外の諸藩が徳川氏に好意を有せしことは争ふべからざる事實なり。長藩の罪跡彼れが如く明かなるに、一朝其の罪を免じ、之を登用して樞機に參與せしめ、會津侯の忠誠は天下に隠れも無き事實なるに、忽焉として其の職を貶し、其の君臣をして時の不可なるに泣かしめしことは、奥羽諸藩の等しく憤慨せる所にして、會津君臣の孤忠を憐むと共に薩長の暴横に慍らざりしものありしは誠に當然の次第なりと言ふべし。

此の如く天下の諸侯伯猶徳川氏に好意を有せしかば、新政府の徒益々之を憚ばず、徳川氏を倒すに非ざれば新政府の威力を發揮するに足らず、新政府の威力を發揮するに非ずんば、茲に國論を統一し、天下の歸嚮を一にし、以て維新の經綸を實現する事能はずとなし、百万徳川氏の臣僚を激怒せしめ、遂に鳥羽伏見の一餉を演ぜしめて、徳川追討會津庄内征伐の序幕とはなしたるなり。奥羽諸藩が徳川氏に好意を有せしこと彼れが如く、薩長の暴横を憤れること彼れが如く、會津藩君臣に同情せること亦彼れが如し。奥羽列藩が容易に新政府の命に應ぜざりしは、蓋し又勢の然らしむる所、而して新政府が會津及び庄内追討を仙米二藩に命じ、東北の列侯をして之を援けしめんとしたるは、適々彼等の敵愾心を助成せしめたる所以にあらずや。其の會津侯の爲め

に哀を總督府に請ふや、總督之を容るるの色あり、然るに長士世良修藏獨り肯せず曰はく、會津容保の罪天地に容れず、宜しく速に誅戮を加ふべしと。列藩此に至りて終に耐ふること能はず、謂へらく薩長の王命を矯むる一に何ぞ是に至るや、其の罪斷じて宥すべからずと。呼ぶに薩賊長賊を以てし、復た之を官軍視する者あらず。皆曰はく、夫れ長兵の闕を犯すや、其の惡逆神人共に怒る所、而して一旦政變に乗じ、朝廷に復歸するに及んで、功罪地を易へ、妄に兵を動して忠良を害せんとす。之をしも忍ぶべくんば、何れか忍ぶべからざらん。我等の會津侯の爲に哀を請ひしは、唯朝命を畏るればなり。今や彼れ朝旨を請はずして、大事を專斷し、獨り私曲を逞しうす、暴横不臣豈懲さざるべけんやと。奥羽越同盟は實に此の如くにして成立したるなり。

故に東北の列藩相率ゐて西軍に抗せしは、薩長の横暴不臣を膺懲し、長へに皇基を振起せんとする微衷に基けるもの、其の同盟第一條に曰はく、以公平正大之道、同心協力、尊奉朝廷、撫恤生靈、欲以維持皇國と。然るに不幸にして戦利あらず、事志に違ふ豈遺憾ならずや。

然りと雖も徳川氏天下の人心を失ふや久し。其の土崩瓦解に陥りしは素より自然の數のみ。當時若し廣く經綸を行ひ、國威を中外に發揚せんと欲せば、宜しく先づ政治上の一大鐵案を樹立し、以て天下の人心を新にせざるべからず。而して是の機先を捉へ、天下の大勢に乗じたるは薩長諸藩に外ならず。東北列藩が相率ゐて時勢に背行したるが如きは寧ろ迂愚の極と言はざるべからず。王政復古の大業を完成し、封建制度を根本より覆し、階級思想を打破して舊來の陋習

を一變せんには、勢兵力に依らざるべからず、換言すれば兵を用ふるにあらずんば維新の大業は成功を遂ぐる事能はざりしなり。奥羽越列藩は此の時勢變轉の機に際し自ら好んで犠牲に供せられしものと云ふも蓋し詭言にあらざるべし。

孰ら當時闖藩の事情を察するに、嘉永以降天下の志士東西に奔走して、開國攘夷、佐幕勤王の議に熱中し、或は刑辟に觸れ、或は兇刃に墮れ、天下騷然物情恟々たりしに、我は桃源の夢猶頗る圓かなるものあり。夫れ一たび水戸に出征し、二たび帝都を警衛し、數たび富津警衛に往復す、卓眼達識の士にあらずとも中外の形勢を看破する然まで難事には非ざりしならん、有司の徒終に時勢に目覺むる者なかりしは遺憾ならずや。然れども今を以て當時の事相を非難するは餘りに酷なり。蓋し因襲の久しき積弊の發する所人力の殆ど如何ともすべからざるものあり。戊辰の際、我が藩が活潑々地の快舉に出づること能はざりし所以の者は、豈獨り當時當局の罪のみならずや。幕末奢侈の餘弊を蒙り、士氣の敗類せるは各藩共通の事實なり、且つ東北列藩封土一隅に偏在せるが爲に中外の大勢に迂なりしこと比々皆然り。早く國是を達觀して以て政變に善處し、藩議を統一して以て折衝を誤らざる如きは絶無に屬し、仙米、會南共に五里霧中に彷徨せしのみ。蓋し數百年來の武斷組織が一朝分解するに際して、其の固有能力の戰亂を副生するは當然のみ。斯くて我藩主孤り所謂奥羽越同盟の誼信を嚴守して玉碎を甘んじ、執政以下鞠躬最善の力を盡して君家に奉仕したる心事は又大に諒とせざるべからず。若し夫れ君家没落の際其

の職責を重んじ、臣子の分を守り、或は城中に自刃し、或は敵前に駢死し、一藩の肝腦を擧げて地に塗れたるに至つては、壯烈實に鬼神を泣かしむるに足るものあり。就中少年隊死戰の如き、其の齒を問へば則ち十三四歳其の蹟を問へば則ち忠烈無比。嗚呼是れ我が藩三百年史最後の頁を彩れるものにあらずして何ぞ。

以上當時に於ける我が藩の事情と四圍の形勢とは之を略敘したり。進んで戰亂勃發當時の藩内の狀勢を略記せむに、慶應三年の末より四年の春にかけて京商人の京紅を鬻ぐ者城下に入り込むこと繁く、果ては郭内にまで出入したり。後に聞けば是れ皆薩長等の軍事探偵なりし由。此の如く形勢切迫せるに及んで、始めて華胥の眼より目覺め、俄に軍備の充實に腐心し、一夜造りの洋式佛式訓練に、小隊進めの號令は、寧ろ鳥を見て矢を矧ぐの類なりき。銃器は在來の火繩銃にして實戰の用に立つべしとも覺えねば、急に洋銃、ゲベル銃、ミニヘル銃を購ひ、軍隊組織を改むるなど、日も維れ足らざる有様なりしかど、是れが幹部には從來の番頭物頭を其の儘採用せしこと、て、將校の任務を完全に遂行することを得ざるのみか、戰術上の知識頗る幼稚にして、却て部下の戰士より教を受くる始末なり、而して戰士の多數は未だ操銃にさへ熟せざりき、附録村島清右衛門見聞録參照。斯る軍隊を以て精銳の武器により實戰の練磨を経たる西軍に當る、勝敗の數智者を待ちて而して後知るべきにあらざるなり。幸に是より先き、藩士三浦重右衛門、木村銃太郎等藩命を受けて江都に出で、江川垣庵に就き洋式砲術を修めて歸藩せり。一藩の

子弟相率ゐて猛烈果敢に練習する所あり。是を以て短時日の練習に過ぎざりし割合には、成績頗る顯著なるものありき。少年隊の戦闘に勇なりしは一は是れが爲なり。

是の時に當り覺醒せる青年等は、有司の不斷と在來の儒者、先生と稱する者の甚だ姑息にして時勢に迂なるとを痛憤し、自ら發奮して有用の學術を修めし者亦往々之あり、而して革新の第一聲は實に青年の口より發せられしも、惜い哉、有司の之を善導すること餘りに遅かりき。明治十年西南の役、我が舊藩士警察官徵募に應ずる者、血を刺し盟を結んで曰はく、

日月天に麗り、名分人心に明かなり、大義名分の紊滅すべからざる夫れ猶日月星辰の萬古に亘つて照々乎たるが如きか。我が輩明治維新の際に當り、五里霧中に在りて遂に方向を誤り、殆ど照代の青史を穢さんとせしものゝ如し。嗚呼危哉、中略。今也復古の功臣、國家の柱石と吾人を欺瞞したる西郷隆盛を始め、篠原桐野の亂臣、賊子暴徒を帥ゐて王師に抗し、熊本鎮臺を襲撃す。實に天下の逆賊なり、吾人の公敵なり、中略。身を致し、難に殉する唯此の時を然りと爲す。嗚呼大義の在る所、金石摧く可く、山岳崩すべし。吾人同志の者、相率ゐ、相従ひ、踊躍召に趨き、聊か國家に報ゆるあらんことを盟ふ。凡吾同盟の士此の言に背き、此の心を換ふる有らば、天地之を罰し、神明之を殛せん。仍て血を刺し盟を結ぶ如件。(明治十年三月、是の役我が舊藩士盟約に血判せし者佐倉強哉以下二百有餘人)

嗚呼是れ戊辰當時に於ける我が藩青年の心事を吐露せるものにあらずや。

以上略述せる如く、東北諸藩素より王師に抗するの意無く、我が藩の位置は特に困難なる事情あり。勤王の志は上下の間に汪溢して而かも之を實現するの機なく、幾多忠良の士をして空しく鋒鏑に墜れしめ、永く賊名を負はしむるに至りぬ。我が藩京都警衛の顛末は事戊辰史の全般に關するを以て先づ之を篇首に載す。文久元治の間藩公兩度の上京の如きは、直接戊辰史に關係無きが如くなれども、當時の形勢を窺ふべき資料として、且つ我が藩の對外的行動を取れる順序として、敘せざるべからず。事實の詳細は長國公の世記と併せ見るべし。

第二章 京都警衛

文久三年四月二十四日幕府命あり、自今十萬石以上の諸侯三藩、百日を限りて京都を守備すべしと。時に幕府の威令漸く衰へ、諸國脫藩の士若くは草莽の徒自ら有志と稱して相次いで入京し、過激の論を唱道して縉紳の門に出入し、浮浪市中を横行して殺戮を恣にし、京師騒然として市民其の堵に安んぜず、夜間は早く門戸を閉ぢて往來殆ど杜絶の狀なりき。

八月公(長國公)幕府の召に應じて江戸に在り。九月命に従ひて江戸を發し、十月三日京に入る、隨行の臣老臣丹羽丹波、丹羽掃部助、番頭大谷與兵衛、小姓頭安田惣右衛門、中小姓安田宗十郎、徒士頭大谷主米介、安井九左衛門、物頭上田清左衛門、丹羽傳十郎、奥野彦兵衛、大目付丹羽舍人等之に従ふ將卒合せて九百八十五人。藩邸(松屋町)にあり狭小なるを以て千木通立本寺を假本陣とす。

五日大垣藩に代り建春門を守護す。十五日鞍馬口下鴨口警備を命ぜらる。即日日出石藩に代り兵を高野市原兩村に出す。

藩兵京師に留ること百日、期既に滿つ。時に將軍家茂再び上洛す。藩公請うて滯京し、元治元年正月二十一日將軍に従ひて參内す。天子將軍に優詔を賜ひ、扈從の諸侯聖旨を拜す。二十三日公京師を發し、二月二十日歸藩す。是の役公參内すること前後三回拜謁仰付けられ御杯を賜はる。

時に藩帑窮乏して財用足らず、藩士及領民に御用金四萬五千兩を命ず。郡代丹羽和左衛門上書して弊政を改めんことを乞ひ、節儉を行ひ奢侈を戒め法令を嚴にし賢才を擧げ武備を整へ大に紀綱を張るべきを論ず。(建白書、列傳丹羽和左衛門傳に録す)

慶應元年十月三十日公再び出京す、老臣江口三郎右衛門、丹羽一學、番頭成田彌左衛門、小姓頭黒田傳太夫、中小姓中川助右衛門、田邊市左衛門、徒士頭大谷主米介、安井九左衛門、淺見内記、渡邊岡右衛門、三谷甚太夫、大目付廣瀬七郎兵衛等従ふ、兵員略前役に同じ。是より先き長兵闕を犯す(元治元年七月十八日)世に之を元治の變と云ふ。京師戒嚴益々諸門の守備を固くす。我が兵朔平門を守る。留ること百日幸に事無きを得たり。翌年正月元日京師を發し同二十二日歸藩す。

是の時に當り幕府の威令日に衰へ、攘夷鎖國の論は變じて勤王討幕の説となり、政權漸く朝廷に移り、政治の中心は江戸に在らずして京都に在り。加ふるに幕府討長の軍破れて強藩幕命を

用ゐず、政局殆ど收拾すべからざるものあり。會、將軍徳川家茂薨じて慶喜職を襲ぐ、深く國家の前途を憂へ、軍職を辭し大政を奉還せんことを請ふ、實に慶應三年十月十四日なり。事重大なるを以て朝廷諸侯伯を京師に召す。時に公江戸に在り、京都留守居増子現藏急遽江戸に下り朝命を傳ふ。公召に應じ將に京に上らんとす、先づ勘定奉行成田彌格をして上京せしめ、不日之に次がんとす、會、宿痾再發して果すこと能はず、老臣江口三郎右衛門をして代らしむ、用人田邊市左衛門之に屬す。

十二月九日江口三郎右衛門徳川慶喜を二條城に伺候す。十日朝廷將軍慶喜の辭職を許し、同時に會津侯の京都守護職、桑名侯の京都所司代を免じ、會藩の九門宿衛を罷め、薩土藝の三藩をして之に代らしめ、長藩の入京を許し、毛利氏一族の官爵を復し、庶政釐革する所多し。

十二月十二日田邊市左衛門徳島、福岡、熊本、久留米、盛岡、柳川、佐賀、府中、新發田、各藩の使臣と二條城に會議す、熊本藩溝口孤雲これが會主たり、其の議に曰はく、皇居内外の衛士速に戎服を脱し、人心をして平穩ならしめんことを望むと。

十二月十四日増子現藏參與局に出頭し、王政維新施政の大方針に關する訓示を受く。時に廷議慶喜を大阪より京都に召すの議あり。二十六日増子現藏徳島、福岡、仙臺、熊本、津、久留米、柳川、佐賀、府中、新發田、各藩の使臣と圓山に會し相議して曰はく、徳川内府を強ひて上京せしむるが如きは此の際時機を得たりと云ふべからず、徒に衆庶をして疑惑を懐かしむるのみと。二十九日増

子現藏を大阪城に遣し徳川内府を伺候す。

明治元年正月三日徳川慶喜召に應じて將に京に入らんとす、會津、桑名、兩藩兵若干を率ゐて之に従ふ。京軍之を洛外に拒ぎ、大に伏見、鳥羽、橋本等に戦ふ、幕軍敗走し慶喜以下大阪より海路東に走り大阪城陥る。四日増子現藏天機を奉聞す。同日高橋竹之進事變を江戸藩邸に急報す。九日藩邸石田軍記を二本松に馳せて之を報じ、藩兵を江戸に徵す、部長日野源太左衛門、番頭大谷與兵衛、本山大助、物頭神田權之助、奥野彦兵衛、佐野善兵衛、大目付廣瀬七郎兵衛、岩井田後に脇屋と改む、内記出府す。

正月九日朝廷令を諸藩に發す、曰はく徳川慶喜及會津、桑名、兩藩の賊徒を追討すべしと。在京の臣佐藤忠太夫、江戸藩邸に急報す。十日令して曰はく先般下問の件に因り諸侯を京都に召集すと雖も已に今日の形勢に至ては宜しく大令の趣旨を遵奉して國力相當の人員を出すべしと。十一日又令して曰はく今回突然干戈に及び遂に大令を發す宜しく國力を盡し軍旅を引率して速に上京すべしと。十五日更に令して曰はく徳川慶喜追討のため官軍將に東海、東山、北陸の三道より發せんとす、奥羽諸藩宜しく尊王の大義を知り相共に六師征討の勢を援くべしと。我が在京の士用人田邊市左衛門、江戸藩邸に急報す。

是の時に當り徳川慶喜海路江戸城に入り、遂に恭順の意を表し、在江戸の諸侯をして朝廷に哀願せしむる所あり。而かも鳥羽、伏見の戦の如きは事不意に出で草卒の際干戈を動したるに過ぎず、其の罪必ずしも幕軍にあらざるなり。會津、桑名、兩藩の如きは、徳川家の親藩たりしの故を以て慶喜を護衛したるに過ぎず。されば是は薩長等の強藩廷臣と結托し、幼冲の天子を挾んで天下に號令せんとし、前將軍及會桑二藩に強ひて賊名を負はしめ、大に爲す所あらんと、奸謀に出でたるなりとの推斷は各藩不言不語の間に一致せし所にして、彼等は暫く形勢を觀望し、然る後去就を決せんとする態度に出でしもの多く、而して奥羽諸藩は薩長に對し甚だ懽らざるものありき。

二月四日叡慮親征に決し、畿内七道大小各藩をして軍旅を整頓せしむ。我が公昨冬以來上京を促さること數々なりしも、宿痾激發して途に上ること能はず、乃ち藩兵一小隊を發して在京、江口三郎右衛門に屬せしめ、勤王の微衷を表す。

時に奥羽列藩相議し、會津侯の爲めに寃を總督府に訴へ、會津藩をして罪を謝せしめんとす。朝廷頻りに出征を迫れども各藩未だ命を奉ぜず。三月朝廷公の上京を促すこと甚だ急なり、在京の臣、家老江口三郎右衛門參與局に上書して曰はく

左京大夫儀、伺御用奉伺

天氣旁上京可仕之處、乍心外病氣同遍にて長途の旅行相成、兼殊に左京大夫儀女子のみにて未だ家督之男子無之、且近年多病に相成、旁致養子度、一柳信次郎儀は縁類にも有之候に付、同人弟四郎儀養子に相願度合にて當春江戸表下向之節、右四郎儀二本松表へ致同道居候處未だ養子

には不奉願候得共右四郎儀上京爲致御用筋爲伺且奉爲伺
天機度奉存候此段御内慮奉伺候以上

三月 日

丹羽左京大夫内

江口三郎右衛門

右に對し左の指令あり

伺之通四郎儀爲名代可爲致上京候事

即ち用人成田彌格をして二本松に急報せしむ。

初め公男子なきを以て幕臣一柳播摩守の四男四郎君を養ひて子となす、九代長貴公の外曾孫なり、藩士等五郎様と呼ぶ、郡代丹羽和左衛門をして之が傳たらしめ、藩中子弟の俊才を選んで近侍となす。是に至り四郎君公に代り上京せんとす。曩に公兩度の出京には毎役扈從千人を下らざりしが、今は特に藩中子弟才文武に任ふる者約三百を選びて之に従はしめんとす、蓋し一は以て朝廷の嫌疑を豫防し、一は以て一藩の去就を明にし、他日に備ふる所あらんとす、其の有爲の青年を選びしは之が爲めなりとす。計畫既に熟したれども故ありて未だ發せず。既にして奥羽同盟の議あり、加ふるに四郎君の卒去に遇ひ事遂に果さず、實に千秋の恨事と云ふべし。是より先き我が藩會津追討應援の命を受け、出兵を促さるゝこと日に急なり。是に於て執政等相議して曰はく、若し四郎君を上京せしむるときは兵力を割くの不利あり、上京せしめざると

きは朝命を輕んずるに似たり、之を如何にせば則ち可ならんと。旨を奥羽總督府(仙臺岩沼に滞陣)に請ふ、總督府令して曰はく、國敬四郎君の上京を見合すべしと。然れども我が藩固より會津を討つの意なし、而して在江戸の家臣四郎君上京の報を聞き先發して既に品川に到る。薩藩の守備兵之を止む、曰はく東海道總督府の命あるにあらずば通行を許さずと、江戸の家臣之を京都の藩邸に急報す。増子現藏辦事局に抗議し、速に東海道總督府に移牒し其の禁を解かんことを請ふ、辦事局肯んぜず、直ちに總督府に陳情すべきを命ず。現藏即ち馳せて府中驛(静岡)の總督府に往き、四月四日を以て陳情す。參謀林政十郎曰はく、奥羽各藩不良の聞あり、故に令を傳へて藩士の上京を禁止す、是れ其の藩兵士の上京を許さざる所以なり。然れども代理國敬上京せば則ち之を勤王の實効と見做すべし、故に本人の品川到着に及んで始めて通行を許さんと。現藏二本松に來りて之を報す。執政等依違決すること能はず。而かも奥羽總督府既に世子上京見合せの指令あり、現藏即ち二本松を發し又東海道總督府に上申す(閏四月十七日)。

閏四月十五日京都聖護院村に於て山口、臼杵、岡崎及我が藩等各藩の練兵あり、軍事總督之に臨む、我が藩一小隊の兵を出す。是の時に當り、奥羽諸藩會津藩の降伏を總督府に陳情して容されず、乃ち同盟して西軍防禦に決し、二十五日(閏四月)東西兩軍の會戰あり、二十七日日本藩亦兵を出す。而して在京の臣は未だ形勢の斯く切迫せるを和らざるなり。

五月二十七日増子現藏書を軍務局に出し、去月二十日賊徒白河城に迫り、我が兵防戰數刻城終

に陥る、死傷不詳と報ず。初め奥羽諸侯會津追討を命ぜらるるや、我が兵白河城を守りぬ、而して列藩會津を討つ意なし。會兵の城を襲ひしは其の何の爲めなるを知らず。我が藩爲めに若干の死傷者を出せり。この報月餘にして京都に達す、道路梗塞通ぜざるに因るなり。

六月十二日京都辦事局より左の命あり。

丹羽左京大夫

其藩事先般棚倉に於て賊徒に與し官軍に抗拒致候やに相聞不届之至に候、依之御處置可被仰付候得共、追々事情御檢覈被爲在候迄、先づ京都詰合の家來屋敷に於て禁足他藩へ出入被指留候旨

御沙汰候事

御沙汰書に言ふ所の事實未だ詳かならず、蓋し誤つて五月二十六日東軍の白河總攻撃を指摘せる者に似たり。同月十三日右に對し一柳信次郎、内門川雄次郎を以て辦事局に伺書を差出せり。

丹羽左京大夫家來此表詰合之者共於屋敷禁足他藩へ出入被指留候旨仰付候に就ては左の箇條如何相心得可然や

一、屋敷手狭に付最寄町家借受け士分以下の者共の内指置候處、其儘旅寓にて謹慎罷在用向有之候節屋敷へ往來之事

辦事局指令に曰はく、手狭に候共悉く邸内に入置可申候事

一、詰合之者要用に付下部又者等門外へ指出候事

辦事局指令に曰はく、無餘儀用向に限り下部は出入不苦候事

一、詰合之者共の内病人有之是迄得療治罷在候他藩の醫師呼入候事

辦事局指令に曰はく、醫師相頼候節は名前を認め可伺出候事

九月四日淀藩主稻葉美濃守を経て左の歎願書を提出す。

弊藩事先般於棚倉官軍に抗拒仕候やに相聞不届に付御處置可被仰付之所、事蹟御檢覈迄此表詰合之家來共於屋敷禁足被仰付他藩への出入被指留候旨、過る六月中蒙御沙汰奉恐入謹慎罷在候、右は如何様の次第に御座候や、當閏四月以來在所表より通信無之、當詰合の者は去冬中上京の者共にて二本松表の形勢心得不申候處、主人左京大夫於素心は無他事勤王の志に有之、家來共にも一同主人の趣意相守候心得にて罷在候儀は無相違儀に有之候、就ては左京大夫儀應召速に上京仕勤王の微志をも相表候様仕度奉存候處、積年之宿痾懣悴仕長途之旅行難相成躰に付、爲伺御用一先づ家老上京爲仕、猶又聊かの人數をも指出置、其悴五郎左右門儀未だ養子願以前には候得共、國元引取置候間、同人儀幼年に付重役の者附添、左京大夫爲名代上京爲仕候心得の處、其折柄會津御征討應援被仰付、領分會津堺口々へ出兵仕、小藩寡少の人數何分引足兼指支候砌、五郎左衛門儀上京爲致候ては猶又人數不足仕指支候に付ては、奥羽鎮撫御總督様へ相

伺候處、會津御征討中は上京見合候様御指圖相成候次第委細其砌御届申上候通にて、左京大夫儀毫末も異心等挟み候儀は曾て無之儀と奉存候處、豈圖んや前文之通官軍に抗し候やの趣を以て謹慎被仰付、詰合の者一同警愕只管不堪惶悚儀に御座候處、此程巷路の風聞には、二本松城下へ官軍御繰込既に落城に及び候やに傳承仕り、彌以右様の次第にも相成候事にては重々恐入候儀と、此表に罷在候家來一同手の舞ひ足の踏むをも失ひ、日夜苦慮に堪へず、此上何共可申上様も無之、實に恐懼至極に御座候處、右の事情爰に相及び候も、全く弊藩奥羽中にて、西は會津に隣り、東北は仙臺米澤の兩藩に相接し、素より小藩微力にて、如何様進退仕候とも迎も獨立仕候儀難相成左京大夫儀は重病、五郎左衛門は幼年にて思慮も不行届、大藩の間に挟まり同盟黨與の強談相拒兼、進退爰に相谷まり、家來共取計にて恐れ多くも官軍に抗し候様の事に落合候儀と推考仕り、實以て恐愕の限り申上様も無之、幾重にも恐入奉存候、左京大夫儀は勤王の赤心にて前申上候通りの次第に候得共、其實効も不相顯内事爰に及び候段、此表詰合の家來一同哭泣悲歎に堪へず罷在候、右之情實御諒察被成下、此上は何卒廣大の御憐愍を以て詰合の者共の内一人彼地へ指下候儀御許容被成下候は、私共存意十分に申論し、左京大夫始め家來末々迄心得違無之様爲仕度奉存候、當時謹慎罷在候私共何方へ歎願仕候儀も相成兼、其許様には御間柄之儀に御座候得ば、私共心中御憐愍を以て何れの筋へなりとも御歎願被成下度何分にも奉願候、恐惶謹言

九月四日

丹羽左京大夫内

目付 日野七郎治

用人 成田又八郎

家老 江口三郎右衛門

稻葉美濃守様

御家老中

條理井然、本藩當時の狀勢と在京藩臣の苦衷とを陳述して餘蘊なし、稻葉侯副ふるに一書を以てす。

丹羽左京大夫家來京地詰合の者より別紙歎願書家來の者迄指出候、左京大夫儀は私兄且つ實家に御座候處、右様の次第に立至り候儀於私深く奉恐入候、何分遠路を隔て奉來何等の報知も無之、如何の事情に候やも更に承知不仕候得共、推考仕候に、左京大夫儀は久々病氣養子五郎左衛門儀は幼年にて、兩人共國政指揮不行届、其上大藩の間に挟まり、無餘儀事情より家來の者共一時の心得違にて恐多くも奉抗官軍候儀にも可有之やと奉存候、就ては京都詰合の者共、過日以來禁足謹慎仕居候處、巷路の風聞を聞込、焦心苦慮天地に無所容身、實に寢食を廢するの有様にて、何分にも寛大の御處置奉願且つ家來の者共の内一人在所へ指下候儀御許容被成下度、右邊の儀は私より傳達歎願仕候様致度旨申出候、臣子の至情難默止、何共奉恐入候儀に御座候得

共一人指下し候儀御許容被成下候はゞ、猶私よりも精々意見相加、悔悟伏罪爲仕、勤王の微志萬分の一も奉報度奉存候、前條の次第幾重にも御憐察被爲垂、御聞濟被成下候様仕度、私よりも伏て奉歎願候、誠恐謹言

九月四日

稻葉美濃守

辨事御中

書上る、辨事局許さず、指令して曰はく、歎願之趣難聞届候事。

十月二十九日、目付日野七郎治、用人成田又八郎、家老江口三郎右衛門連署し、稻葉侯の手を経て藩公のために寛典を請ふ。これより先き公米澤に逃れ、九月十日使臣を發して白川口總督府參謀局、當時二本松に在りに罪を請ふ所あり、即ち歸國を許され、大隣寺に蟄居せり、江口等之を聞きて哀訴せるなり。

十一月五日、辨事局弘前藩邸に本藩の重役を召し左の命を傳ふ。

丹羽左京

一其藩儀官軍へ抗衝致候に付、詰合の家來に於て禁足他藩出入指留被置候處、追々御調の儀有之、今般官位被止、屋敷取揚の上、詰合家來の者早々歸國可致旨申付候事

十一月

行政官

是に於て京都在留の家臣、十一月八日京都を發し歸國の途に就く。時に藩公東京に召され、前

橋藩邸(松平大和守)に謹慎す。江口等上書し、同邸に於て長國(藩公)に面し朝意を傳へんと請ふ、辨事局前橋藩に指令して曰はく、

其藩附添不締之儀無之様可爲致對面候事

君臣共に楚囚の身たり、當時の事豈多言するに忍びんや。江口等公許を得て泉岳寺に蟄居せしが、後許されて歸國せり。

丹羽左京家來

江口三郎右衛門

上下十三人

右之者共松平大和守願に依り東京より二本松迄罷越候間固め場所無滯通行可爲致候事

辰十二月

辨事役所

一行十二月初旬、二本松に歸着し、城下に謹慎す。江口等去歲十月藩を發してより幾多の辛酸を嘗め年餘にして始めて歸國す。國亡びて山河空しく在り、感慨果して如何。

第三章 奥羽越同盟

明治元年(慶應四年)正月朝廷德川慶喜以下の官爵を削り、仁和寺宮嘉彰親王を征東大將軍に任

じ、錦旗節刀を賜ふ。仁和寺宮進んで大阪城に入る。近畿關西悉く平ぐ、官軍凱旋す。
七日朝廷天下に布告して徳川氏追討の命を傳ふ。十五日命を奥羽諸藩に下して曰はく
就徳川慶喜叛逆、爲追討近日官軍自東海東山北陸三道可令進發の旨被仰出候、附ては奥羽の諸
藩宜知尊王之大義相共援六師征討之勢旨、御沙汰候事
十七日特に仙臺藩に御沙汰あり。

仙臺中將

會津容保今度徳川慶喜之叛謀に與し錦旗に發砲し大逆無道既に可被發征伐軍之處、其藩一手
を以て可襲撃本城之趣出願、不失武道奮發之條神妙之至御満足に被思召候、依之願之通被仰付
候間速に可奏追討之功之旨御沙汰候事

時に仙臺の老臣但木土佐京師に在り、參與三條西季知に見えて曰はく、弊藩未だ曾て會津追討を
出願せしことあらずと、固く執りて動かす。後數日更めて左の命あり。

仙臺中將

會津容保今度徳川慶喜の叛謀に與し、錦旗に發砲し、大逆無道、可被發征伐軍候間、其藩一手を以
て本城襲撃、速に可奏追討之功旨御沙汰候事
二十五日更に仙臺藩に命あり。

仙臺中將

今度會津本城襲撃被仰付候に付上杉彈正大弼佐竹右京大夫南部美濃守等應援之儀被仰付候
間此段相達候事

二月九日朝廷總裁有栖川宮熾仁親王を東征大總督とし、議定嘉彰親王を海軍總督とし、薩長以下
二十餘藩の兵之に屬し、大兵相次いで東下す。

奥羽鎮撫總督九條道孝の一行は、三月二日京師を發し、同十一日紀州の軍艦に乘じ、十八日仙臺
領寒風澤に投錨、十九日松島に上陸、觀瀾亭に陣す。(仙臺戊辰史には三月九日京都を發し、十日大
阪より乗船、十九日松島上陸とあり)二十三日一行仙臺に入り、養賢堂を以て本營とす。二十五日
命を我が藩に傳ふ。

丹羽左京大夫

今般會津征討に付其方儀應援之手當精々可仕置、且鎮撫使其藩通行之節は城内可爲本陣旨、御
沙汰候事

奥羽鎮撫總督府

三月二十五日

同時に庄内藩追討の命を隣藩諸侯に下す。奥羽列藩形勢を觀望して敢て命に應ぜず。是より
先き慶應三年十二月廿五日庄内藩は幕府の命を奉じて江戸薩摩藩邸を焼き討ちしたることあ
り、痛く薩人の怨を買ひにき。元治元年長兵の闕を犯すや會兵等の爲めに手痛く撃退せられた
り。されば今や會庄二藩が突如として賊をを負ふに至れるは畢竟薩長二藩が私怨を果さんと

する陋劣なる心事に職由すとは奥羽列藩が期せずして一致せる見解にして、容易に總督府の命に應ぜざる所以なり。

庄内藩追討の如きは其の理由甚だ鮮明を缺き、會津侯の精忠は天下公知の事實なり。奥羽列藩が會庄二藩に同情し、容易に兵を動かさざるは誠に然もあるべき事なれども、猶他の理由の在る有り。

當時太平日久しくして、各藩士風廢頹し、敢然干戈を取りて彈雨の間に相見るとの勇無かりしこと之なり。互に相告げて曰はく、薩長二藩の尻馬に乗つて何の怨も無き會津と戦ひ、二つと無き命を失ふことは實に馬鹿の骨頂と言はざるべからず。然らば言うて總督府に抗争して重讐を蒙るが如きは智者の爲すべき事にあらず。兎角世の中は事無きに限る。先づ表面は飽くまで、總督府の命令を遵奉するが如く見せかけ、其の中にか善き工夫を案出せん。何れにも戦争は眞平御免なり。會津が降参でもせば之に越したる事はあらず、時日遷延策が此の場合上乘なりと、此の如き状勢は各藩何れも殆ど同様にて、到底討伐軍などの編制せらるべき状勢にはあざりしなり。我が藩の是の間に取りし方針も亦恐らくは是に外ならざりしならん。故に會津追討應援の命を受くと雖も、兵を國境に進めて會津に備ふるが如き事を敢てせず、米澤藩亦兵を進めず、而して仙臺藩は四月十一日總督府陣を岩沼に移すに及び始めて師を出し、かど、素より闘志なし。

我が藩の態度は右の如くなれば、總督府參謀等の我が城下を過ぐるや、我の之に對する諸事慙懃を極めたり。憂國の士時に或は之と結托して國事を議せし者無きにあらずりしかど、多くは陽に之を推尊し、陰に之を敬遠するの方途に出で、一は其の忌諱に觸れんことを豫防し、一は各藩の猜忌を避けんことに腐心せしものゝ如し。而して各藩との往來は漸次其の繁を加ふるに至れり。

是より先き、鳥羽伏見の變事以來隣藩使者の往復頗る盛んにして、殊に會津藩は昨年十二月慶應三年世子若狹守喜徳の名を以て書を我に送りて曰はく、寡君容保先般京都守護職を免ぜられ、爾後大阪に在り、世態の變遷、人情の反覆測知すべからざるものあり、庶幾くは邦家のため、相携へて忠誠を致さんと、使者鈴木丹下、副使土屋哲之助。國老丹羽一學之に答ふる所あり。本年二月五日又使節を我に遣し、正月三日伏見暴動の如きは弊藩先驅不用意の致す所、倉卒事發り大に天譴を蒙る。抑々弊藩は、數年の間王事に鞅掌し、今や其功勞水泡に歸す、闔藩固より異心あるなし、願はくは弊藩の名義を立て給へと、且つ曰はく、仙米二藩にも是の意を致さんと、使者武井寛平、副使清水作右衛門、是の時に當り仙米二藩の意向殆ど知るべからず、我乃ち用人安井九左衛門、郡奉行遠藤段助を兩藩に遣し、其の情實を探らしむ。

是より先き天下の形勢漸く騒然たるを以て、今泉理左衛門、同新吾をして隣藩の事情を私かに探らしむ。二人一月二十日二本松を發し、先づ福島に到り、米澤藩の動靜を窺ふ。時に米澤藩主

上杉齊憲士卒を率ゐて京師に上らんとし、福島に泊す。會々國老竹股美作伏見の戰報を齎して歸藩せんとし、同地に邂逅す。侯報を得て、翌朝駕を回らし米澤に歸る。理左衛門等情報を得更に仙臺に赴く、留ること十餘日。時に國老但木土佐京都より歸り朝命を傳ふ、即ち會津追討の命なり。關藩議論沸騰し、藩論歸著せず、然れども直に王命に服すべしと云ふ者は極めて少數なり。二人乃ち同藩の意向を察知し、更に中村三春、下手渡、守山等の各藩を巡察せしが、何れも小藩にして、商議決せず、大藩の進退に従はんとする狀勢を觀破し、然る後復命する所あり。

會々仙臺藩使節玉蟲佐太夫、若生文十郎等來藩す、本町谷の別莊に迎へて之を饗す。棚倉、中村、福島、三春、下手渡等の各藩も亦會藩の故を以て使者を我に遣す。丹羽新十郎、和田右文、淺見競等之に應接す。安井遠藤の兩使歸藩するに及び郡代丹羽新十郎を正使とし、郡奉行遠藤段助を副使として會津に遣し、前日の禮問に答ふ。

三月九日、家老日野源太左衛門、用人服部久左衛門、留守居心得和田右文、奥右筆飯田唱等仙臺に使す、蓋し奥羽總督の一行將に仙臺に到らんとするを聞き、先づ往きて朝命を待つ所あらんとなり。十九日總督の一行松島に上陸す、二十日源太左衛門等同處に赴き、天機を伺ひ且つ諸卿の安否を問ふ。二十四日總督仙臺に入り、二十五日本藩に對し會津追討應援の命あり、源太左衛門、飯田唱を遣して藩公に急報す、二十八日家老丹羽一學、郡代丹羽新十郎を仙米兩藩に派し商議せしむ。兩使既に發し、先づ米澤に赴かんとす。會々兩藩より來使あり曰はく、仙臺に於て大事を議

せんと欲す、貴藩亦宜しく重臣を派遣せらるべしと、乃ち用人崎田傳右衛門をして一學、新十郎を福島に要し、三人相携へて仙臺に往かしむ。

四月四日、新十郎、傳右衛門等仙臺藩坂英力、眞田喜平太、米澤藩大瀧新藏、佐藤大八等と會議す、曰はく仙臺追討の朝命を受け、米松二藩應援の天命を奉ず、朝旨固より遵奉すべしと雖も、攻伐は策の上なるものにあらず、徒に干戈を動して百姓を苦めんよりは、若かじ隣藩の交誼を以て會藩に説き、謝罪恭順の意を致さしめんには、會藩にして謝罪の實効を擧げんには、朝廷亦深く其の罪を問はざるべしと、米澤の老臣會議に列せざるを以て一學亦參列せず、是に於て三藩使節を會津に遣し、謝罪降伏を勸告す。十六日使節若松に達す。

仙臺藩 玉蟲佐太夫、若生文十郎、横田官平。

米澤藩 上杉主水、木滑要人、片山仁一郎。

二本松藩 丹羽新十郎、瀨尾右衛門兵衛。

當時會藩固より降伏の意なし、關藩憤怨すること甚し、皆薩長の肉を啗はんと欲す、而かも藩主之を許さず、多年勤王一朝にして水泡に歸せんことを嘆き、將士を戒めて妄動すること無からしめ、遂に三事を約す。

第一 松平容保寺院謹慎之事

第二 伏見暴動首謀者たる家臣の首級を指出す事